

## 令和5年度 秋季九州・沖縄ブロック土木部長等会議

日時：令和5年11月9日（木）

15:00～17:00

場所：沖縄県南部合同庁舎 5階会議室

### 会議次第

- 1 挨拶
  - 国土交通省 大臣官房 技術総括審議官
  - 国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）
  - 国土交通省 九州地方整備局長
  - 内閣府 沖縄総合事務局 次長
- 2 議題
  1. 予算の執行促進策と執行上の課題について
  2. 時間外労働上限規制に向けた取組と残された課題について
  3. インフラメンテナンスの取組の推進について
- 3 情報提供等
- 4 閉会

# 令和5年度 秋季九州・沖縄ブロック土木部長等会議出席者名簿

(敬称略)

局名	所属	役職	氏名	備考
福岡県	県土整備部	技監	野上 和孝	代理出席
佐賀県	県土整備部	理事	永松 義敬	代理出席
長崎県	土木部	部長	中尾 吉宏	
熊本県	土木部	部長	亀崎 直隆	
大分県	土木建築部	審議監	五ノ谷 精一	代理出席
宮崎県	県土整備部	部長	原口 耕治	
鹿児島県	土木部	次長	木佐貫 浄治	代理出席
沖縄県	土木建築部	部長	前川 智宏	
北九州市	技術監理局	局長	丹田 健二	代理出席
福岡市	道路下水道局建設部	部長	井手 章太郎	代理出席
熊本市	都市建設局	局長	井芹 和哉	
大臣官房		技術総括審議官	石橋 洋信	
大臣官房		参事官(イノベーション)	森下 博之	
大臣官房		参事官(宅地・盛土防災)	吉田 信博	
大臣官房	技術調査課	企画専門官	榎谷 有吾	
総合政策局	公共事業企画調査課	インフ情報・環境企画調整官	金井 仁志	
港湾局	産業港湾課	企画調整官	伊藤 寛倫	
内閣府沖縄総合事務局		次長	河南 正幸	
内閣府沖縄総合事務局		開発建設部長	坂井 功	
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部	技術企画官	大城 照彦	
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部	営繕調査官	政近 圭介	
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部	技術管理官	松下 一樹	
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部	港湾空港指導官	種村 誠之	
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部	公園・まちづくり調整官	大石 智弘	
九州地方整備局		局長	森戸 義貴	
九州地方整備局		副局長	杉中 洋一	欠席
九州地方整備局	企画部	部長	笠井 雅弘	
九州地方整備局	建政部	部長	徳元 真一	
九州地方整備局	河川部	河川調査官	服部 洋祐	代理出席
九州地方整備局	道路部	道路調査官	新保 二郎	代理出席
九州地方整備局	港湾空港部	部長	宮津 智文	欠席
九州地方整備局	営繕部	部長	西尾 達司	
九州地方整備局		統括防災官	今田 一典	欠席
九州地方整備局	企画部	企画調整官	樋口 尚弘	
九州地方整備局	企画部	技術調整管理官	阿部 成二	
九州地方整備局	企画部	技術開発調整官	小林 秀典	

# 1. 予算の執行促進策と執行上の課題について

---

## 価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能



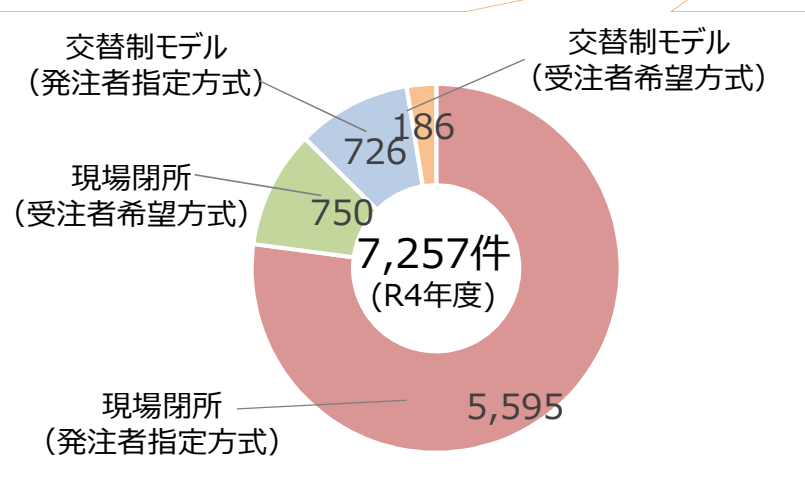
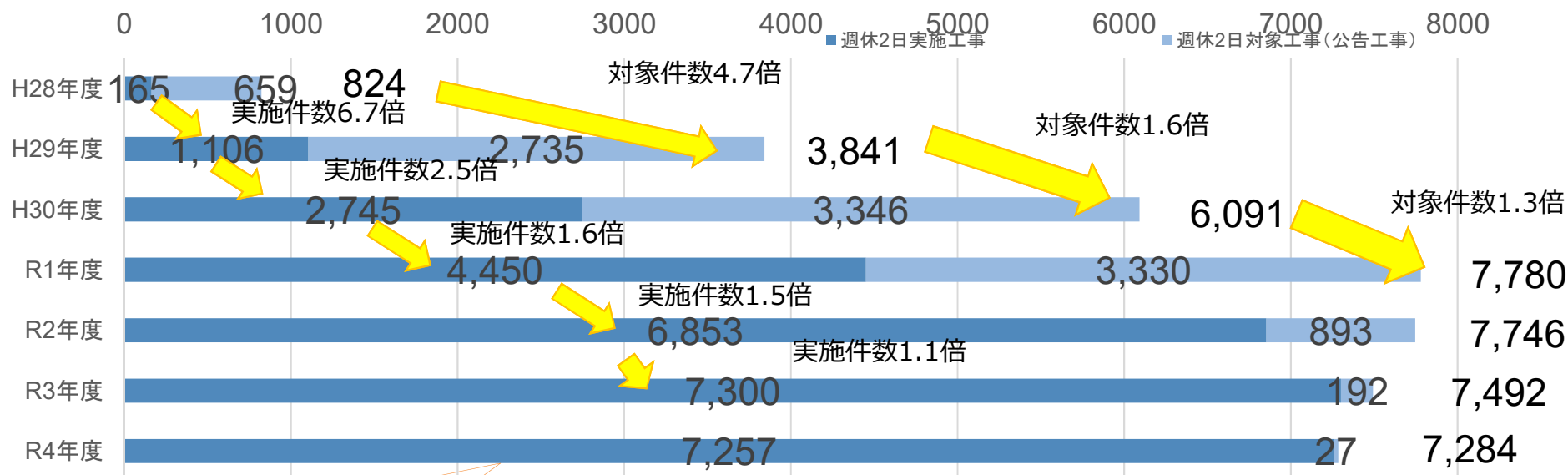
## II. 時間外労働上限規制に向けた取組と残された課題について

---

# 週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

## 週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点  
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）  
 ※令和4年度 of 取組件数には取組協議中の件数も含む

# 工事関係書類の標準化について

工事関係書類の標準化は、土木工事における受発注者の業務効率化、書類簡素化の取組の一環として実施。国土交通省で使用する「工事関係書類の標準様式」は、国土交通省HPに掲載しており、地方公共団体等への標準化の促進は、地方整備局を通じて管内地方公共団体と取り組んでいる。(統一化出来るものから統一化)

## 技術調査

技術研究開発 > コスト構造改善 > 技術管理 > 入札・契約 > 公共事業の評価 > 環境 > 情報技術 > 積算基準・工事成績等

ホーム > 政策・仕事 > 技術調査 > 監督・検査・工事成績評定・土木工事共通仕様書関係

### 監督・検査・工事成績評定・土木工事共通仕様書関係

#### 1. 監督・検査・工事成績評定

##### 4) 既済部分検査技術基準

[H31.3.29]

 [既済部分検査技術基準\(案\)](#)

[R5.3.24] 既済部分検査基準(案)の一部改正について

 [通知文](#)

 [既済部分検査技術基準\(案\)](#)

##### 5) 工事関係書類の標準様式

[R3.3.31] 「工事関係書類の標準様式」の改定について

 [通知文](#)

 [別添1](#)

 [別添2](#)

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿  
北海道開発局 技術管理企画官 殿  
国土交通省大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長

国土交通省大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長

「工事関係書類の標準様式」の改定について

土木工事の工事書類における押印廃止のため、工事関係書類の標準様式を改定したので、下記に基づき運用されたい。

なお、「工事関係書類の標準様式」の改定について(平成30年10月31日付け、国技建官第16号)は廃止する。

記

##### 1. 工事関係書類の標準様式

別添1「工事関係書類の標準様式一覧」に示す書類を対象に、別添2のとおり標準様式として定める。

##### 2. 書類の取扱い

工事関係書類については、情報共有システム等を活用することにより、原則、電子データで取り扱うこととする。

No.	書類名称	備考
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	
様式-2	請負代金内訳書	
様式-3	工程表、変更工程表	
様式-4	掛金収納書 (電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」)	
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金)、請求内訳書(部分払、国債部分払、指定部分払)	
様式-6	VE提案書(契約後VE時)	
様式-7	品質証明員通知書	
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	
様式-10	材料確認書	
様式-11	段階確認書	
様式-12	確認・立会依頼書	
様式-13	工事事故速報	
様式-14	工事履行報告書	
様式-15	認定請求書	
様式-16	指定部分完成通知書	
様式-17	指定部分引渡書	
様式-18	工事出来高内訳書	
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	
様式-21	修補完了届	
様式-22	部分使用承諾書	
様式-23	工期延期届	
様式-24	支給品受領書	
様式-25	支給品精算書	
様式-26	建設機械使用実績報告書	
様式-27	建設機械借用・返納書	
様式-28	現場発生品調査書	
様式-29	完成通知書	
様式-30	引渡書	
様式-31	出来形管理図表	
様式-32	品質管理図表	
様式-33	品質証明書	
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	

国土交通省HPでの掲載

掲載URL

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)

「工事関係書類の標準様式」の通知例

通知内の標準様式の一覧

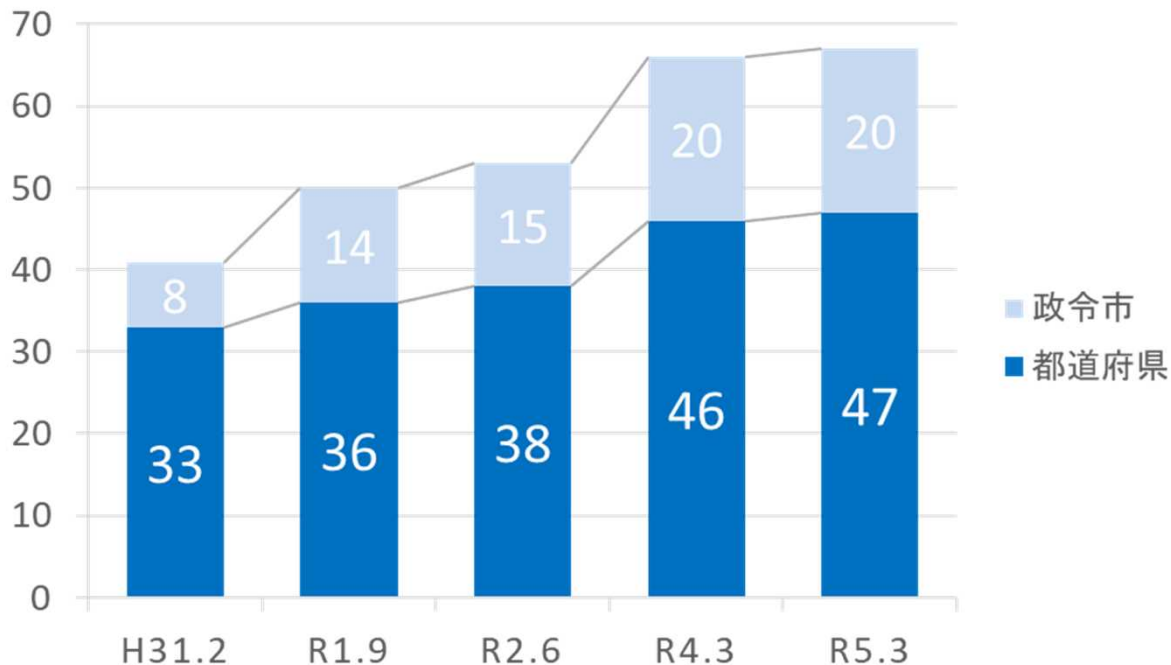
# 工事関係書類の標準化(都道府県・政令市の統一状況)

- ・ 各地方整備局及び地方公共団体との会議等において様式の統一化に向けた情報共有を行っている。
- ・ さらに、九州沖縄ブロックにおける工事関係書類の標準化に向けた取組について、好事例として横展開するなど関係書類の標準化を促していく。

## 【国交省標準様式の導入状況】

- ・ 国交省標準様式を一部でも使用中又は使用予定と答えた自治体は、増加傾向にある。  
⇒ 書類標準化が進捗している。

国交省標準様式を一部でも使用中又は使用予定と回答した自治体数



## ■ 書類標準化の課題

- ・ 自治体の工事は、規模や内容が様々であることから、統一しにくい。
- ・ 標準化には、他部署との調整が必要
- ・ 地元業者による新たな書式への対応  
など



# 工事関係書類の標準化(九州・沖縄ブロックの取組)

- 九州沖縄ブロックでは、国と地公体(県及び政令市)が参加する「九州沖縄ブロック土木部長等会議」において、工事書類の様式統一化に向けて共通目標を定めてメンバー相互が連携を図っている。
- 全国で唯一、九州沖縄ブロックのみの6自治体で統一化率100%を達成している。

令和5年3月24日  
九州地方整備局 記者発表

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表: 沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

令和5年3月24日  
九州地方整備局

**共通目標を設定  
27様式を統一化へ移行し運用**

記者発表資料

**建設業の更なる「働き方改革」を強力に推進するため、九州・沖縄ブロックの新たな取り組み目標を設定**

～ 建設業の魅力発信など ～

地域の守り手でもある建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議(国、県及び政令市)では、令和元年度より、建設業の働き方改革推進に向けた共通の取組目標を定め取り組んでいるところであり、今回、令和5年度の取組目標として、以下のとおり新たに追加しました。

(新規)  
ICT活用工事の対象工種の追加(小規模土工、法面工)  
九州・沖縄ブロック統一現場閉所日を設定 など

これらの取り組みの充実により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の将来の担い手確保に向けた働き方改革を推進します。

本件に関する問合せ先

(合意事項全般、九州地方整備局に関する取り組みについて)  
九州地方整備局企画部 技術管理課 千年、後田  
電話番号:092-476-3546(技術管理課直通)(内線:3311, 3312)

(沖縄総合事務局に関する取り組みについて)  
沖縄総合事務局開発建設部 技術管理課 町田、大城、米須  
品質確保対策室 有銘  
電話番号:098-866-0031(代表)(内線:3330,3283,3313,3122)

九州・沖縄ブロック土木部長等会議  
合意事項

令和5年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について

様式番号	書類名称等	統一化の対象
様式-1	現場代理人等通知書	○
様式-1(2)	様式書	○
様式-2	請書	○
様式-3	請書(部分)	○
様式-5(3)	請求内訳書(国債部分)	○
様式-5(4)	請求内訳書(指定部分)	○
様式-6(1)	V E提案書(契約後VE時)	○
様式-6(2)	V E提案書(契約前VE時)	○
様式-6(3)	V E提案書(契約後VE時)	○
様式-6(4)	V E提案書(契約前VE時)	○
様式-7	品質証明員通知書	○
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○
様式-10	材料確認書	○
様式-11	段階確認書	○
様式-12	確認・立会依頼書	○
様式-13	工事事故速報	○
様式-14	工事履行報告書	○
様式-15	認定請求書	○
様式-16	指定部分完成通知書	○
様式-17	指定部分引渡書	○
様式-18	工事出来高内訳書	○
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	○
様式-21	修繕完了届	○
様式-22	部分使用承諾書	○
様式-23	工期延期届	○
様式-24	支給品受領書	○
様式-25	支給品精算書	○
様式-26	建設機械使用実績報告書	○
様式-27	建設機械借用・返納書	○
様式-28	現場発生品調査書	○
様式-29	完成通知書	○
様式-30	引渡書	○
様式-31	出来形管理図表	○
様式-31-2	出来形合否判定総括表	○
様式-32	品質管理図表	○
様式-33	品質証明書	○
様式-34(1)	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○
様式-34(2)	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○

地域の守り手でもある建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける令和5年度の共通目標を以下のとおり定め、当会議メンバー相互が連携し鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおけるR5共通目標》

- インフラDXの普及・拡大に向けて
  - ◇ 土木工事(※1)のうち、発注規模が一定規模以上の工事を「ICT活用工事」の対象(※2)とする。[対象工種: 土工、舗装(新設・修繕)、小規模土工、法面工]【新規】
  - ◇ 共通様式でICT活用証明書を発行する。
  - ◇ 簡易型ICT活用工事(土工)における工事成績加点を実施する。
  - ◇ インフラDX合同研修会(国、県、政令市)を開催する。
  - ◇ 土木工事(※1)における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。

**書類統一化に向けて  
国と県・政令市が相互連携**

- 工事関係書類の様式の統一化に向けて
  - ◇ 土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、工事関係書類の様式の統一化を推進する。(※4)
  - [現在までに、27種類について統一様式へ移行し運用中]

- 建設業の魅力発信の取組拡大に向けて
  - ◇ 災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力発信の拡充を図る。

※1 : 原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。  
 ※2 : 工事箇所が点在する等、ICTの活用が有効でない工事は対象外とする。  
 ※3 : 供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間に完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とする。  
 ※4 : 各機関固有の取り組みのための様式(例えば「県産品の使用状況」等)の使用は妨げないが、標準化に取り組むこととする。

# 不要・過度な書類の削減(土木工事関係書類の簡素化等への取組(関東地整))

工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組みとして、各地方整備局では、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定し運用、受発注者双方の働き方改革を推進している。

関東地方整備局では、「土木工事電子書類スリム化ガイド」を令和3年9月に改定し、工事書類のスリム化(簡素化)に取り組んできたところ。

今回、アンケート調査や受注者意見などを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現の適正化など、より分かりやすいものにバージョンアップした(Ver.2.0)を令和5年7月に改定。



「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました！  
～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

関東地方整備局では、令和3年度に「土木工事電子書類スリム化ガイド」を改定し、工事書類を必要最小限にスリム化(簡素化)する取り組みを図ってきたところです。  
今回、アンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップしました。

- 【主なバージョンアップの内容】
- ・施工体制台帳  
発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
  - ・設計審査会  
維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
  - ・臨場確認  
確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
  - ・工事検査  
10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
  - ・オンライン電子納品【新規】  
原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載

※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

掲載場所: 関東地整HP > 技術情報 > 公共工事の品質確保 > 工事書類の簡素化

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>  
関東地方整備局 企画部  
電話: 048-601-3151 (代表) FAX: 048-600-1375  
技術調査課 課長 佐藤 潤(さとう じゅん) (内線: 3251)  
技術調査課 課長補佐 伊藤 仁(いとう ひとし) (内線: 3252)

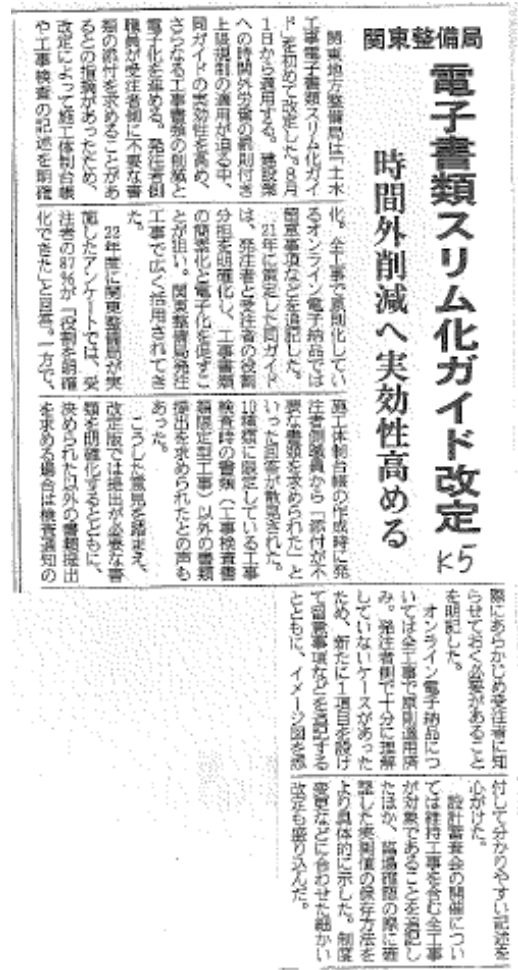
記者発表資料

令和5年7月 関東地方整備局 発行

## 土木工事電子書類スリム化ガイド (ver.2.0)

令和5年7月  
関東地方整備局

土木工事電子書類スリム化ガイド



関連新聞記事(R5.7.28)5



## 「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.2.0)」のポイント

### ■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

### ■適用

- ・令和5年8月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)(港湾空港関係、営繕関係を除く)
- ・受注者、発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

### ■バージョンアップのポイント

- ✓アンケート調査結果及び受注者ヒアリングを踏まえ、改善要望のあった事項を反映。
- ✓発注者から過度な資料要求の無いよう不明瞭な表現を適正化し、受発注者ともに分かりやすくかつ共通認識が図られるよう改善。

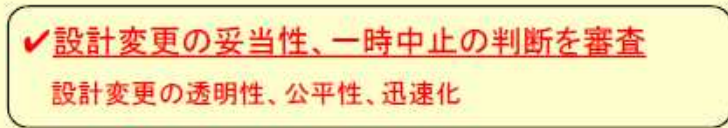
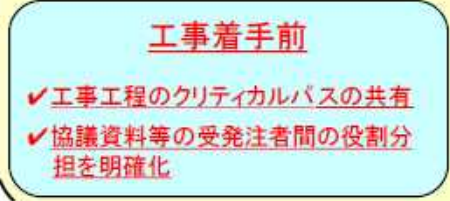
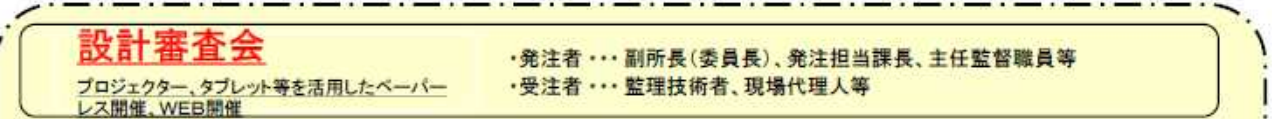
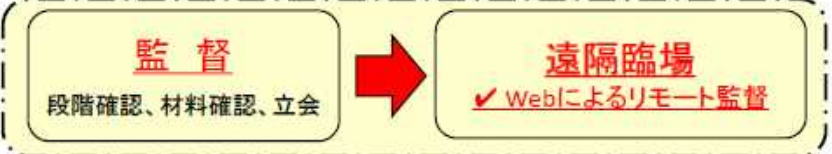
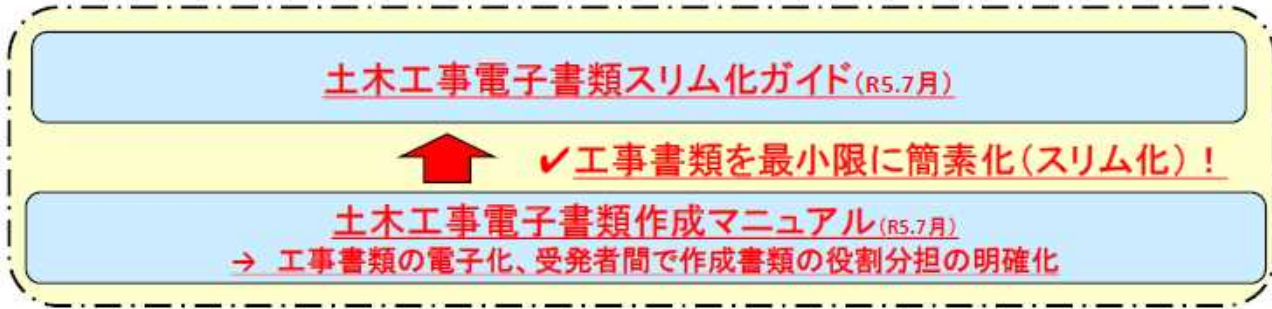
### ■主なバージョンアップ箇所

- ✓施工体制台帳・・・発注者から「添付が不要な書類」を求められないよう事例を一部追記
- ✓設計審査会・・・維持工事を含む全ての工事が対象であることを追記
- ✓臨場確認・・・確認した実測値の保存方法の記載内容を、具体的な表現に見直し
- ✓工事検査・・・10種類以外の書類提示を求められることがあるため注意書きを追記
- ✓オンライン電子納品【新規】・・・原則全ての工事においてオンライン電子納品の対象であること及び留意事項を記載

# 令和5年度 関東地方整備局における工事書類の電子化、スリム化 ～インフラ分野のDXを推進し、受発注者双方の働き方改革を推進～



電子契約システム  
設計成果品のWeb閲覧  
電子入札システム



オンライン電子納品  
工事検査書類限定型工事



## 【目的】

資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図ること。

## 【対象工事】

各地整等における検査職員候補者向け研修修了及び検査の経験を有する、技術検査官（技術検査を行う者）が担当する工事。

※「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外

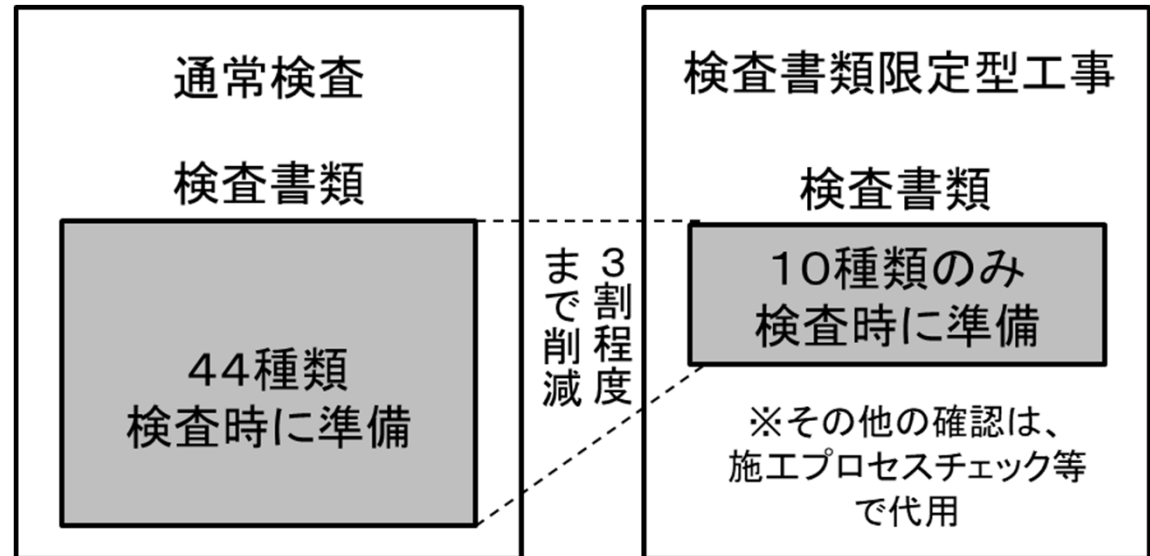
※施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

## 【内容】

技術検査官は、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

### 検査書類限定工事で確認する書類

- (a) 施工計画書
- (b) 施工体制台帳
- (c) 工事打合せ簿（協議）
- (d) 工事打合せ簿（提出）
- (e) 工事打合せ簿（承諾）
- (f) 出来形管理図表
- (g) 品質管理図表
- (h) 材料品質証明資料
- (i) 品質証明書
- (j) 工事写真



検査書類限定型工事のイメージ

九州・沖縄ブロック土木部長等会議の目標として、令和5年度は**4月22日(土)・8月12日(土)・11月11日(土)・1月13日(土)**を**統一現場閉所日**に設定し、関係機関一体となって取り組んでいる。

## 【統一現場閉所日の設定状況】

	R 3	R 4	R 5 予定
九州・沖縄ブロック	11月6日(土)	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)
九州地方整備局	11月6日(土)	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)
沖縄総合事務局	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
福岡県	11月6日(土)	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)
佐賀県	6・7・8月第4土曜日	毎月第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
長崎県	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日
熊本県	11月6日(土)	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)
大分県	11月6日(土)	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)
宮崎県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
鹿児島県	毎月第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第3・第4土曜日
沖縄県	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
北九州市	11月6日(土)	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)
福岡市	11月6日(土)	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)
熊本市	11月6日(土)	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)

## 【関係機関】

国：九州地方整備局、沖縄総合事務局  
 県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県  
 政令市：北九州市、福岡市、熊本市

## 【ポスターの掲載場所】

- 各機関の関連施設（庁舎・道の駅等）
- 施工中の工事現場
- 各県建設業協会など

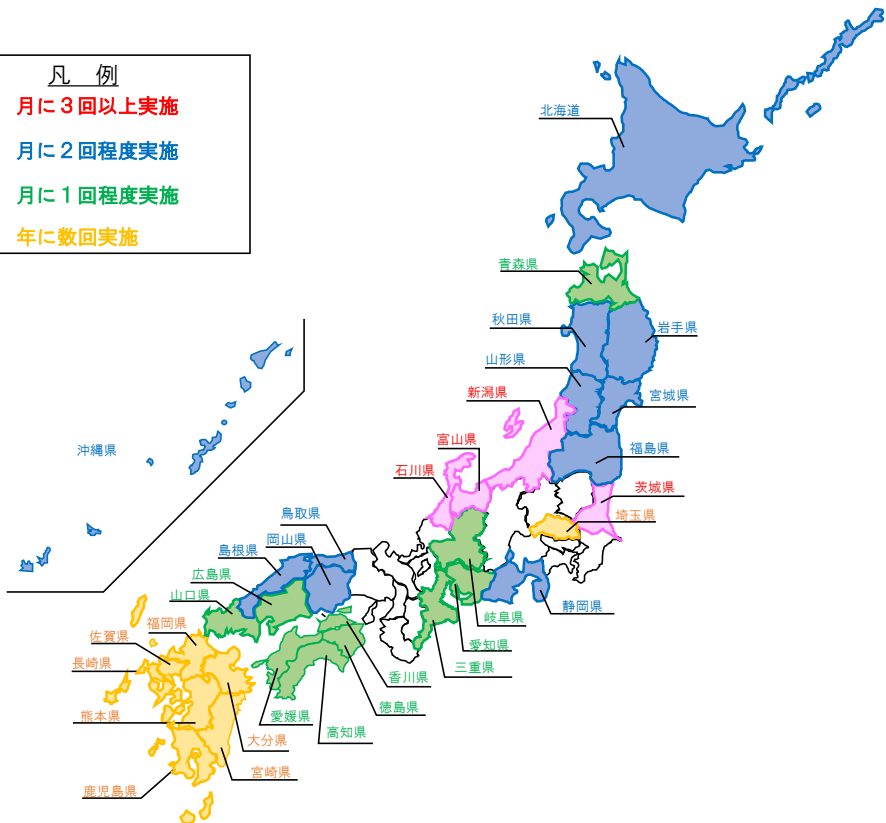


【令和5年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

九州・沖縄ブロック土木部長等会議の令和6年度の目標(案)として、毎月第4土曜日を統一現場閉所日に設定し、また、各県が独自で実施している統一現場閉所の取組みを、県内の各機関も推進することを検討している。

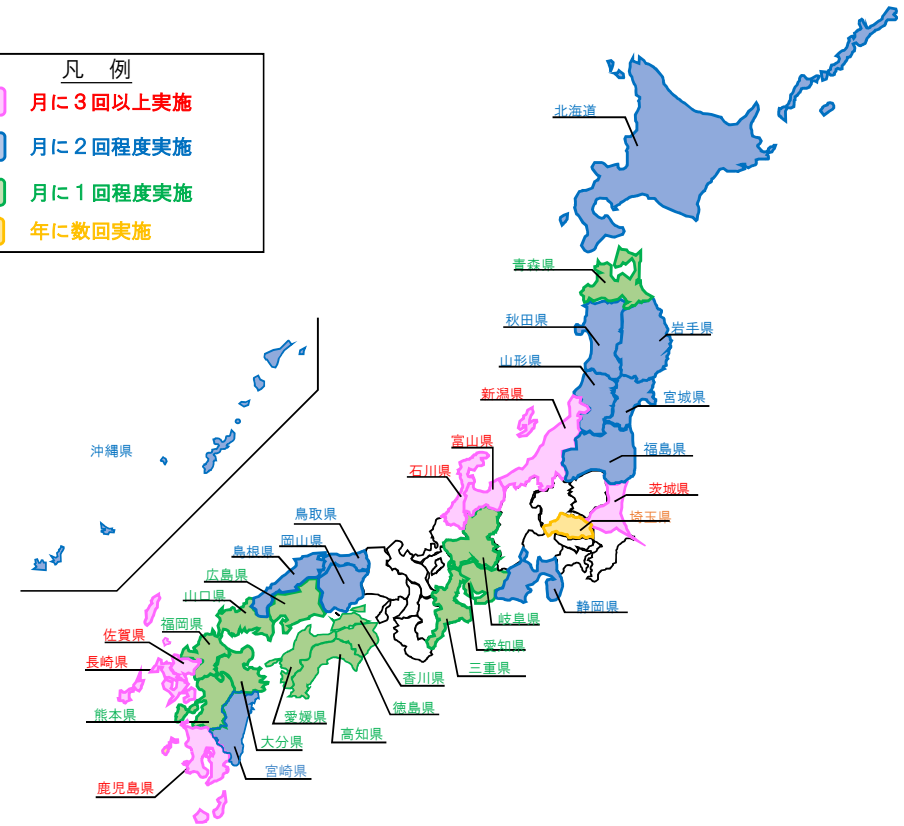
令和5年1月末時点での一斉閉所の取組状況

- 凡 例
- 月に3回以上実施
  - 月に2回程度実施
  - 月に1回程度実施
  - 年に数回実施



令和6年度時点での一斉閉所の取組状況(予定)

- 凡 例
- 月に3回以上実施
  - 月に2回程度実施
  - 月に1回程度実施
  - 年に数回実施



※九州・沖縄ブロックのみ更新



# 現場一斉閉所の取り組み

- 沖縄総合事務局では、沖縄県内の各建設業界団体等と協力し、令和2年度より毎月第4土日を現場一斉閉所日として設定し、継続的な取り組み推進。（令和5年度の実施率⇒95%（R5.8末現在））
- また、九州・沖縄ブロックにおいても、統一現場閉所日を設定し、働き方改革を推進。令和5年度は、年間4回の閉所実施を予定。（令和5年度の実施率⇒4/22:94%、8/12:95%）



内閣府

令和5年3月24日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

建設業の更なる『働き方改革』を強力に推進するため、九州・沖縄ブロックの新たな取り組み目標を設定～建設業の魅力発信など～

## 記者発表資料

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。九州・沖縄ブロック土木部長等会議（国、県及び政令市）では、令和元年度より、建設業の働き方改革推進に向けた共通の取組目標を定め取り組んでいるところであり、今回、令和5年度の取組目標として、以下のとおり新たに追加しました。

新規①：ICT活用工事の対象工事の追加（小規模土工、法面工）  
継続：九州・沖縄ブロック統一現場閉所日を設定など

これらの取り組みの充実により、九州・沖縄ブロックが一丸となって、建設業の将来の担い手確保に向けた働き方改革を推進します。

令和5年3月24日  
沖縄総合事務局

記者発表  
沖縄総合事務局記者クラブ

## 問い合わせ先

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部  
電話番号 098-866-0031（代表）  
技術管理課 課長補佐 町田 宗久（内線3330）  
課長補佐 大城 吉一（内線3283）  
技術調整専門官 米須 俊彦（内線3313）  
品質確保対策室 技術検査官 有銘 伸予（内線3122）

九州・沖縄の建設業をもっと働きやすく!

令和5年  
4月22日(土)・8月12日(土)  
11月11日(土)・1月13日(土)

九州・沖縄の公共工事は、一斉にお休みします

九州・沖縄では、建設業の魅力向上、働きやすい職場づくりのために、統一の現場閉所日を設定!

皆様のご理解とご協力を  
よろしくお願いいたします。

建設業をもっと働きやすく

毎月第4土日のお休みを目指します。

●(一社)沖縄県建設業協会 ●(一社)沖縄県建設産業団体連合会  
●沖縄総合事務局開発建設部 ●沖縄県土木建築部

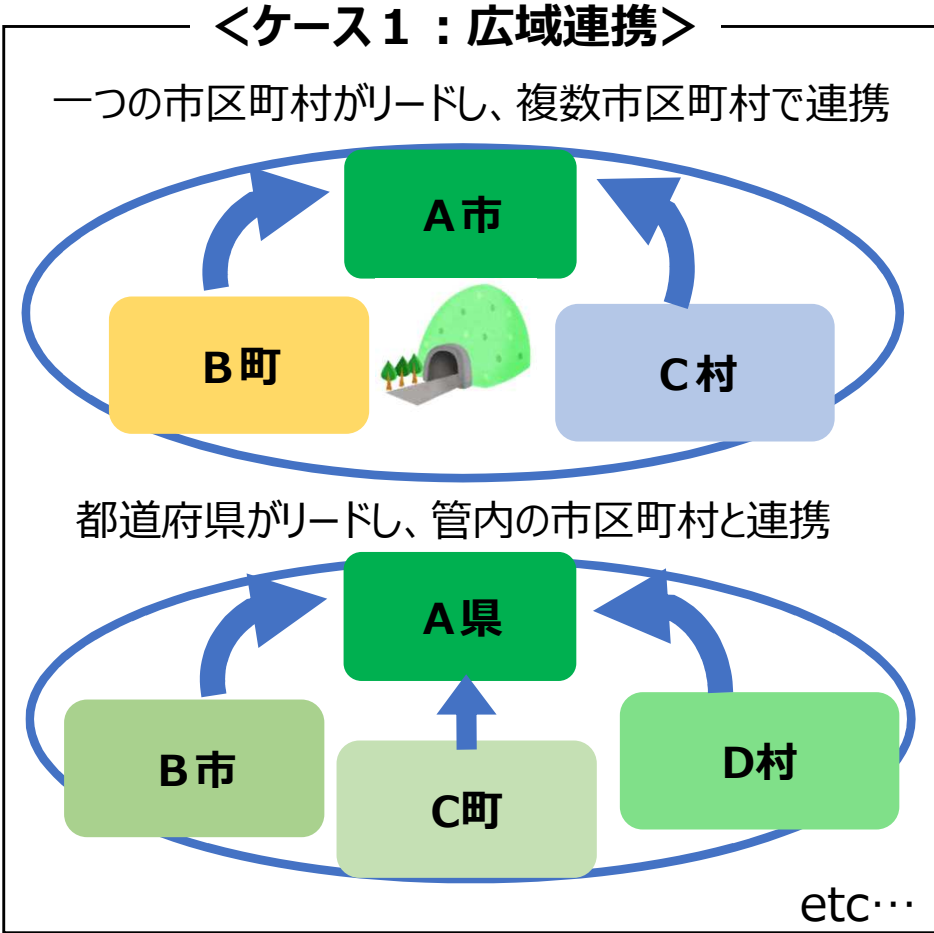
## III. インフラメンテナンスの取組の推進について

---

- 市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」の考え方が重要。
- 既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、下水道といった**複数・多分野のインフラ**を「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。

## 群マネのイメージ

提言： [https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03\\_sg\\_000214.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03_sg_000214.html)



# 「ハンズオン支援事業」の概要

- インフラメンテナンス業務の効率化には新技術の導入が有効だが、地方自治体においては、技術者不足等が障壁になり、新技術の導入が進んでいない。
- このため、インフラメンテナンスに関する新技術の活用促進を図っていくことを目的に、専門家によるハンズオン支援等を通じた新技術導入・技術者育成の体制構築を行う。
- 本取組を行うことで技術者育成の体制を構築し、新技術導入を検討しやすい環境整備を実施、地方自治体における新技術の活用促進を図っていく。

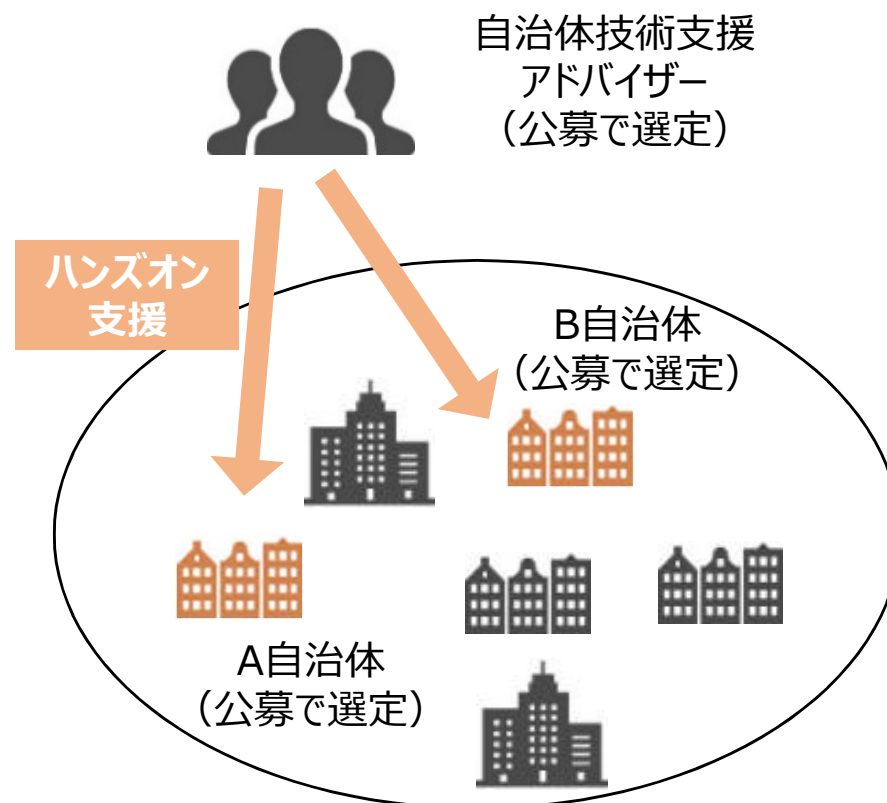
## 専門家によるハンズオン支援等を通じた新技術導入・技術者育成の体制構築

### <実施内容>

- 新技術導入促進及び職員の人材育成を図るための「自治体技術支援アドバイザー」を公募で選定。（産学の人材から選定。地域ブロックで分担）
- また、新技術導入促進及び職員の人材育成に課題を抱える自治体を公募で選定し、アドバイザーによるハンズオン支援を実施。

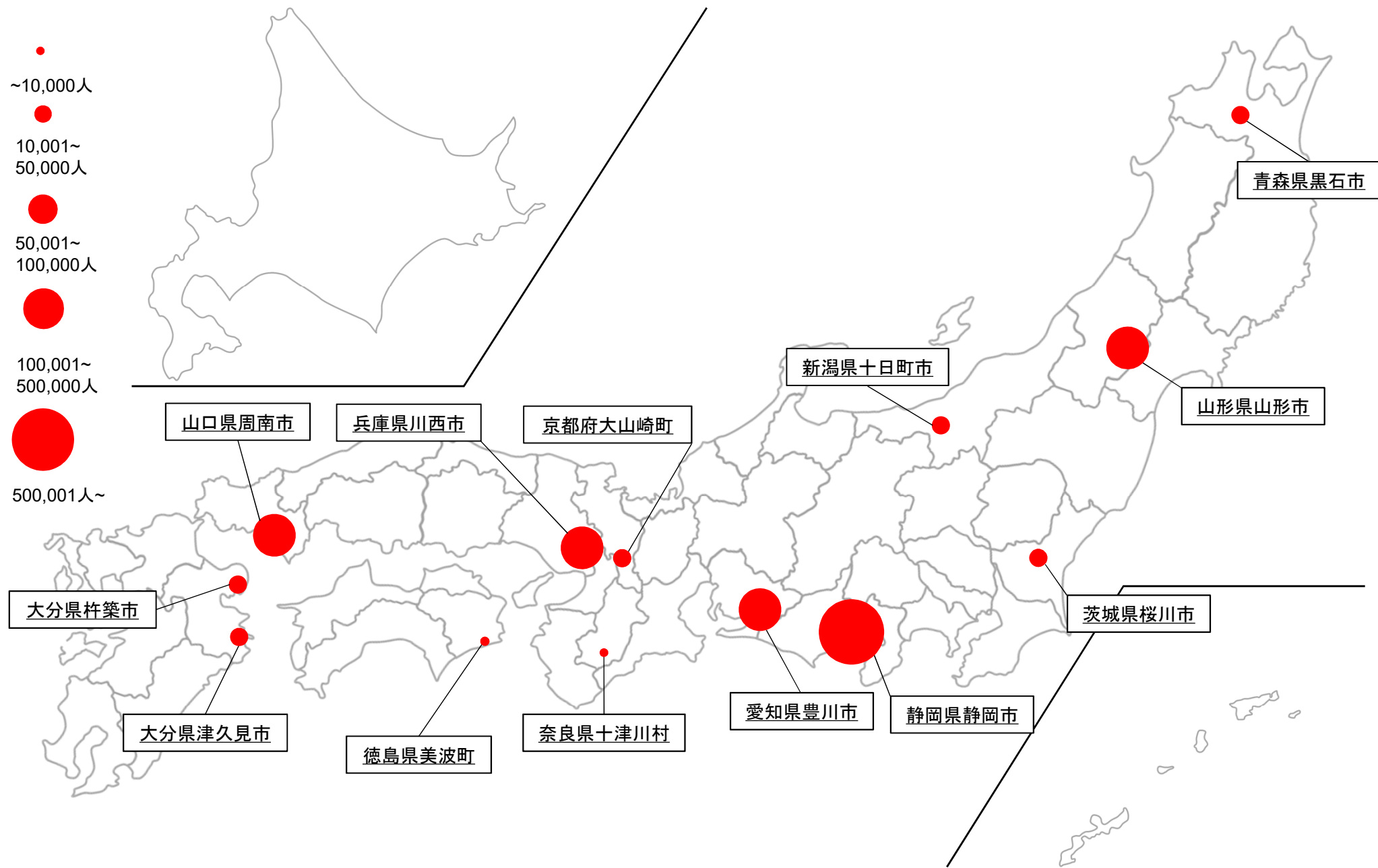
### <支援の例>

- 現場に適用する新技術の推薦
- 新技術導入の仕様書作成支援
- メンテ業務全般の技術的助言
- 実地研修を通じた職員人材育成（デジタル活用含む）
- 支援終了後の業務実施ツールの構築 等





# 「ハズオン支援事業」モデル自治体一覧





# モデル自治体一覧（1 / 4）

番号	地方	自治体名		人口 (万人)	面積 (km <sup>2</sup> )	技術 職員数	支援要望	支援を求める段階				支援対象インフラ			
								発注 準備	発注	業務 実施	分析・ 評価	道路	公園	河川	その他
1	東北	青森県	黒石市	3.1	217	3	○道路(除雪) 連絡体制、出勤状況確認、日報管理など、職員が行っている作業を新技術導入により、効率化したい。	○		○		除雪			
2	東北	山形県	山形市	24	382	143	○道路(舗装、橋梁) 郵便局や運送業者等と連携し、道路の損傷箇所を早期発見する仕組みを構築したい 橋梁点検等、すでにドローン等の導入実績があるが、更なる新技術の導入により業務の効率化等したい。  ○公園(史跡の木橋) 史跡山形城の木橋の修繕方法の検討に苦慮。  ○除草・樹木管理 公園の除草や樹木管理を、新技術により効率化したい。	○		○	○	橋梁、 舗装	史跡 山形城 の木橋		除草、 樹木管 理
3	関東	茨城県	桜川市	3.6	180	0	○道路(舗装) 路面性状調査においては新技術の導入実績があるが、修繕計画の策定が出来ておらず、計画的な補修が進んでいないため、維持管理・補修における新技術の導入を検討したい。	○		○	○	舗装			

# モデル自治体一覧（2 / 4）

番号	地方	自治体名		人口 (万人)	面積 (km <sup>2</sup> )	技術 職員数	対象分野と支援要望	支援を求める段階				支援対象インフラ				
								発注 準備	発注	業務 実施	分析・ 評価	道路	公園	河川	その他	
4	北陸	新潟県	十日町市	4.8	590	49	○道路(除雪) 除雪管理システム等導入しているが、新技術の導入により更なるコスト縮減を図りたい。	○			○	除雪				
5	中部	静岡県	静岡市	68	1412	747	○道路(橋梁) 約1000橋を直営点検。タブレット端末を活用した橋梁点検の導入を検討。点検記録だけでなく、橋梁諸元、措置状況、措置内容等まで、1橋ごと一連で記録・管理することが可能か否か検討したい。	○			○	橋梁				
6	中部	愛知県	豊川市	18	161	111	○道路(舗装) パトロールカー等に搭載したAIカメラで舗装等のデータ取得を進めているが、AIカメラにより集積したデータの利活用に関して結果分析・評価に関する助言をいただきたい。 AIカメラ等を用いる以外で新技術があれば紹介して欲しい。 最先端の技術を有し、全国の実績に精通したアドバイザーを希望したい。	○			○	舗装				

# モデル自治体一覧 (3 / 4)

番号	地方	自治体名		人口 (万人)	面積 (km <sup>2</sup> )	技術 職員数	対象分野と支援要望	支援を求める段階				支援対象インフラ				
								発注 準備	発注	業務 実施	分析・ 評価	道路	公園	河川	その他	
7	近畿	京都府	大山崎町	1.7	6	14	<p>○道路(橋梁)、(可能なら水路) 町内30橋のうち、小規模橋梁は直営で点検するため、職員でも使える新技術で効率化や診断精度の向上を図りたい。</p>	○		○	○	橋梁				
8	近畿	兵庫県	川西市	15	53	69	<p>○道路(舗装) MMSで主要道路を調査したが、生活道路などの調査が進んでいないため、安価な舗装診断技術を使用したい。 ○道路(橋梁) 打音検査と同等の成果を得られる非接触検査の新技術を導入し、コストを抑えたい。 ○道路(法面)、緑地法面 直営で除草を実施しており、除草を効率的に実施する技術や、樹木管理手法を導入したい。</p>	○		○		橋梁、 舗装				道路周 辺の法 面管理 (除草、 樹木管 理)
9	近畿	奈良県	十津川村	0.3	672	9	<p>○道路(橋梁) 少ない職員の窓口・電話・通報対応の負荷軽減や、直営点検の効率化や診断精度改善に資する新技術の導入を進めたい。 橋梁規模が小さく場所が点在している場合は作業時間の短縮はできても移動時間を加味すると作業日数の短縮にはつながらず、コスト縮減にならない。</p>	○	○	○	○	橋梁				

# モデル自治体一覧（4 / 4）

番号	地方	自治体名		人口 (万人)	面積 (km <sup>2</sup> )	技術 職員数	対象分野と支援要望	支援を求める段階				支援対象インフラ			
								発注 準備	発注	業務 実施	分析・ 評価	道路	公園	河川	その他
10	中国	山口県	周南市	14	656	100	○道路(橋梁)、○河川・水路 遠隔監視や直営で手軽に扱えるデジタル計測・測量技術を導入したい。施設横断的に点検等の維持管理が効率化する新技術を導入したい。	○		○	○	橋梁		河川、 水路	
11	四国	徳島県	美波町	0.6	141	1	○道路(橋梁、特に小規模橋梁) 小規模橋梁が8割を超えるため、新技術導入しても効果が出にくい。小規模な施設へも新技術を導入しコスト削減、LCCの削減を進めたい 新技術導入に関する知識及びインフラメンテナンスを行う上で必要な知識について事務系職員を含めた幅広い職員へレベルアップを図ることができる支援をお願いしたい。	○		○		橋梁			
12	九州	大分県	津久見市	1.5	79	22	○道路(橋梁) 直営点検のノウハウに乏しいため、点検・診断精度に課題。どの技術職員でも理解・実施可能であり且つコスト削減可能な新技術を導入したい。	○		○	○	橋梁			
13	九州	大分県	杵築市	2.7	280	22	○道路(橋梁) 新技術の導入を通じ、補修工法を含む維持管理業務全般の効率化職員ならびに地元企業の技術向上を図り、持続的な維持管理体制の構築を目指したい。	○	○	○	○	橋梁			

# インフラメンテナンスに関する実態調査 (新技術導入、包括的民間委託、広域連携等)

## 調査結果のとりまとめ

---

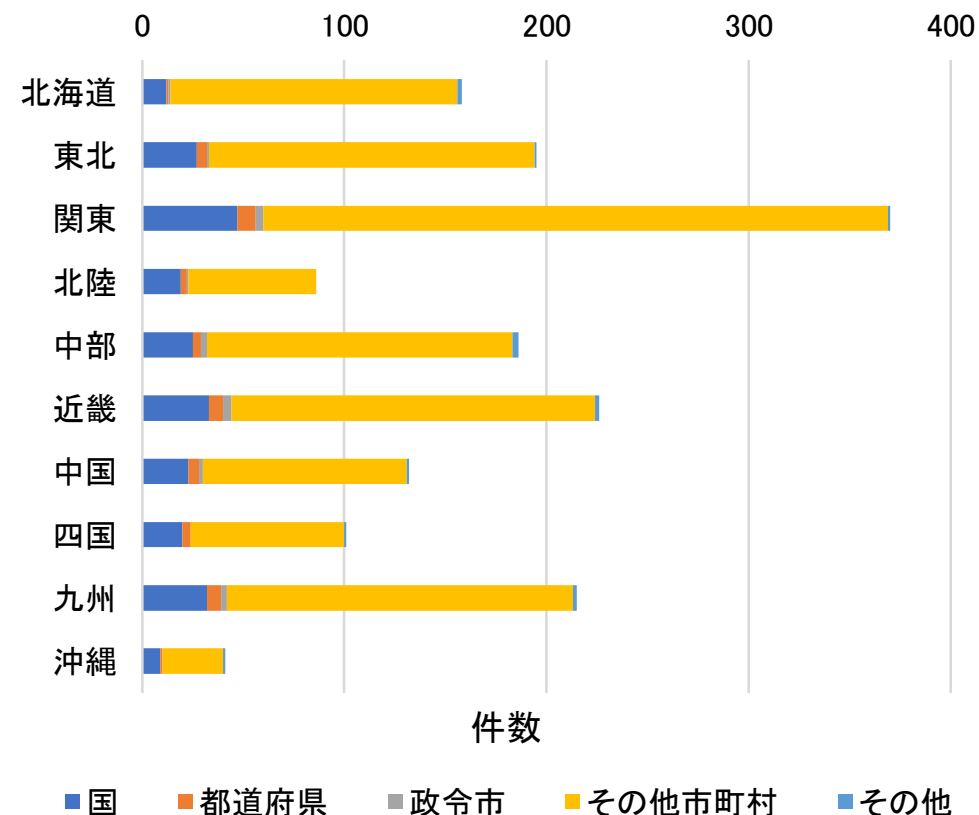
○ 全国の自治体および国の機関等を対象に、インフラメンテナンスに関する実態調査（新技術導入、包括的民間委託、広域連携等）を実施した。

## 令和5年度調査実施概要

実施時期	令和5年4月～8月
対象分野	道路、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅、空港、その他
対象団体	全国の自治体および国の機関 等

配布数	2,049
回答団体数	1,710
回収率	83.5%

## 問1.回答者の属性

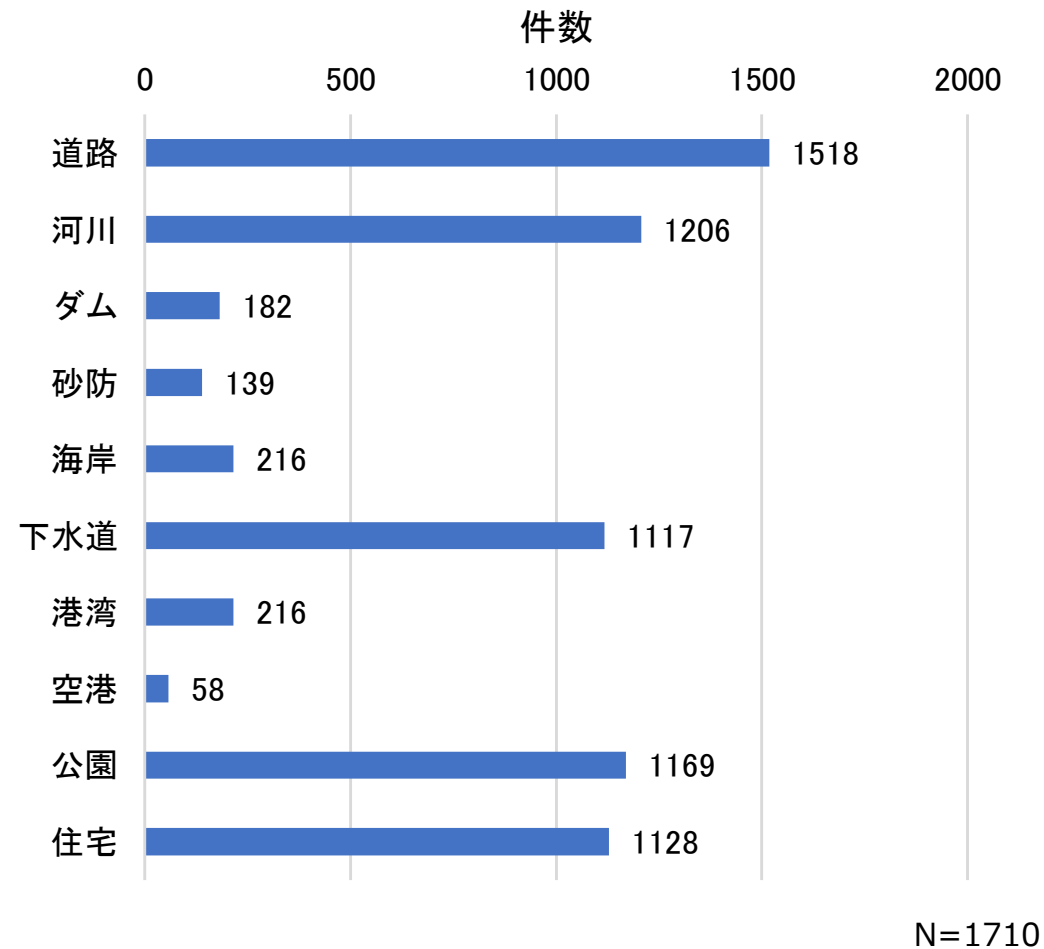


N=1710

その他の内容：港湾管理組合、ダム・砂防管理事務所、空港事務所、公園事務所、北海道開発局（開発建設部）等

○ 全国の自治体および国の機関等を対象に、インフラメンテナンスに関する実態調査(新技術導入、包括的民間委託、広域連携等)を実施した。

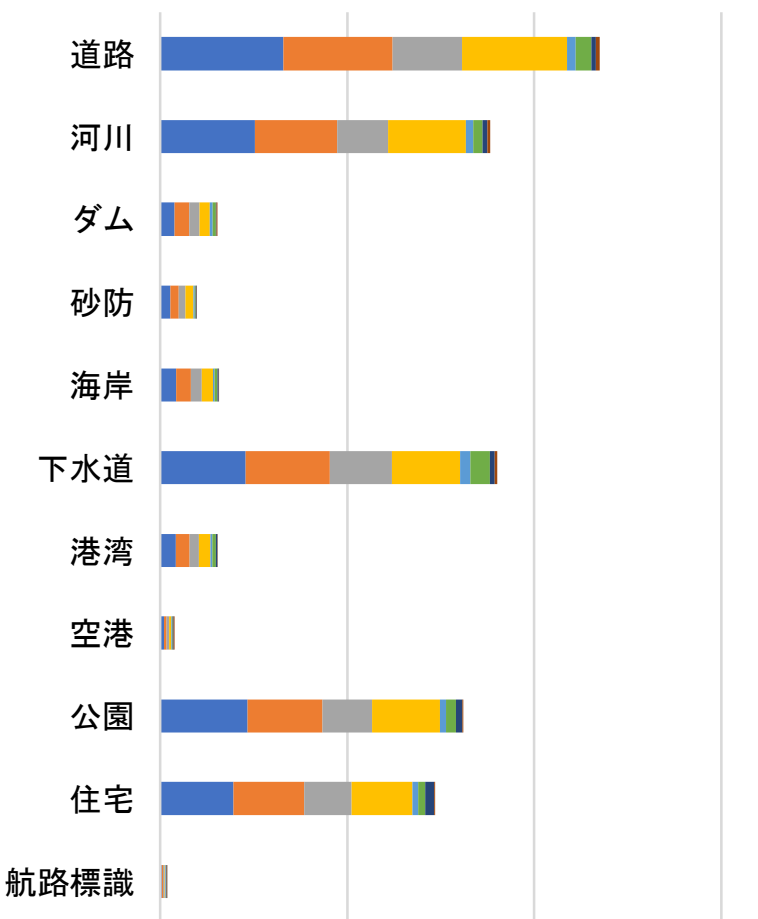
問2-1.管理する施設分野 (複数選択可)



○ 管理体制の課題では、管理職員の不足や業務量過多を挙げる回答が多い。

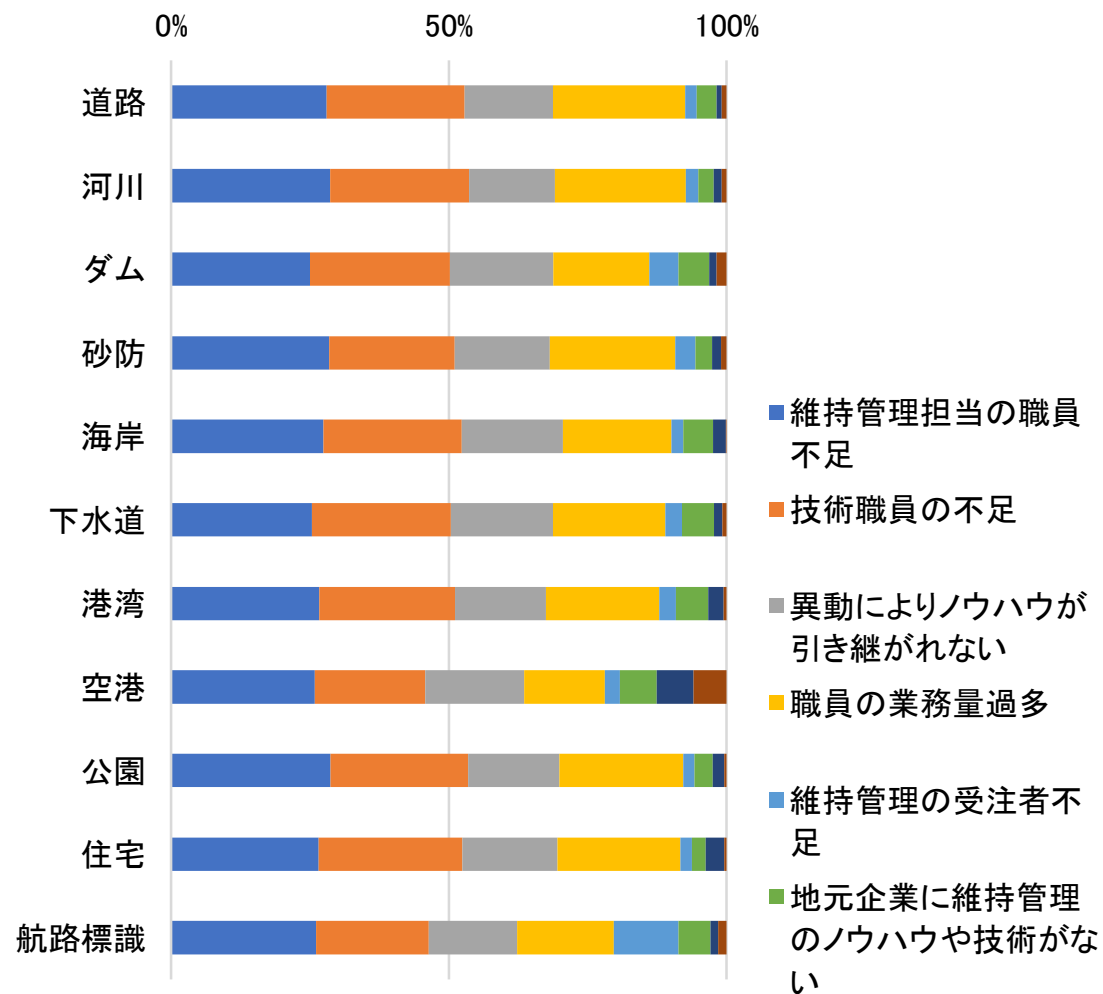
問2-2.管理するインフラ施設の課題認識について (複数選択可)

ヒト: 管理体制の課題



N=1710

ヒト: 管理体制の課題

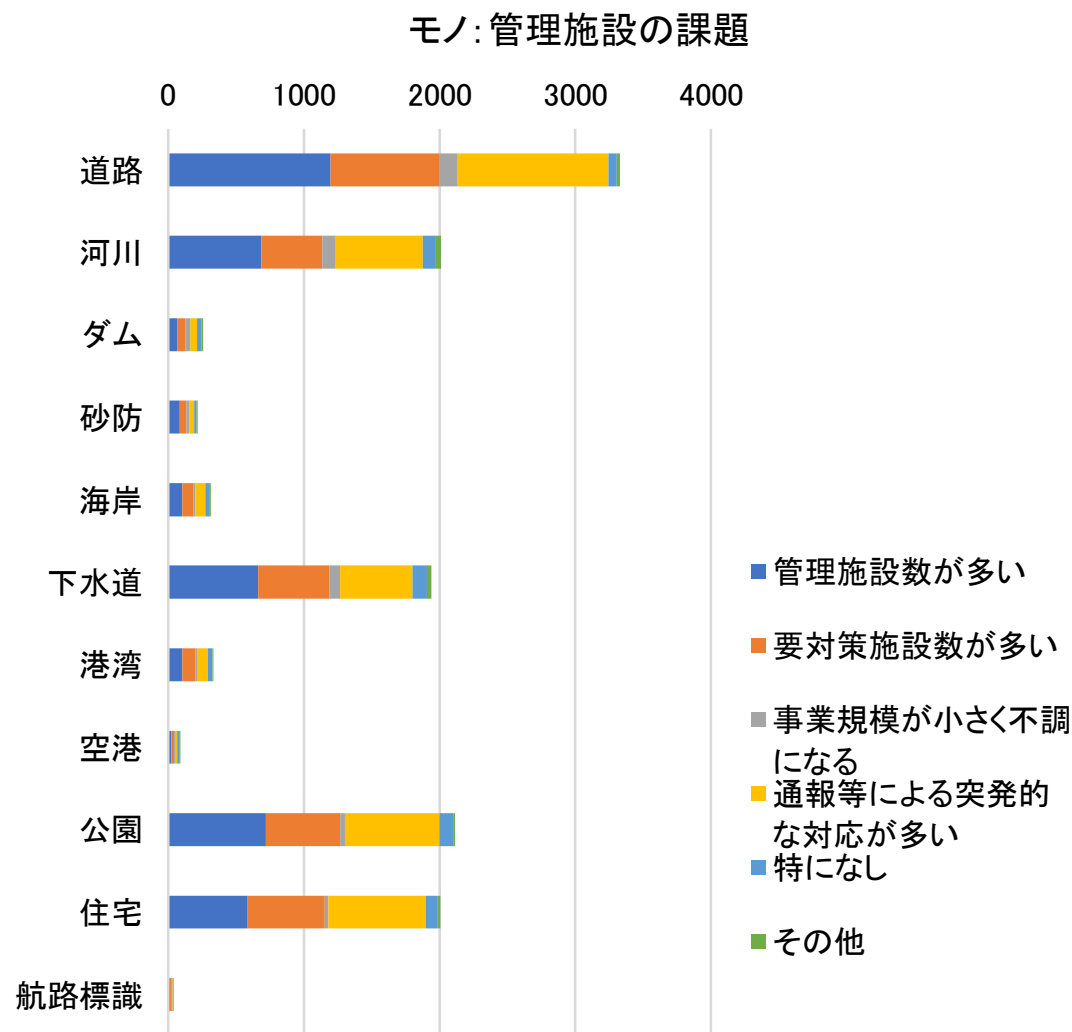


N=1710

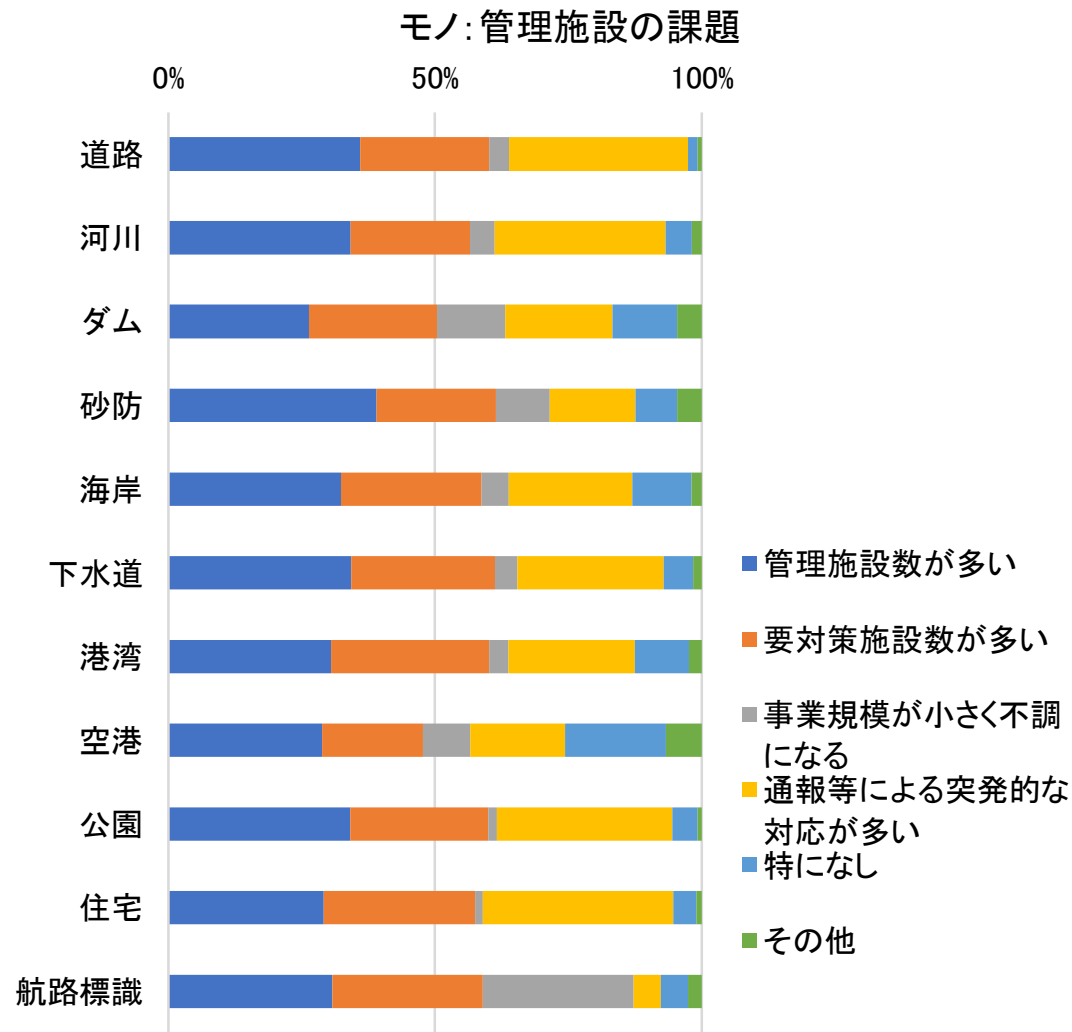


○ 管理施設の課題では、管理施設過多や突発対応が多いことを挙げる回答が多い。

問2-2.管理するインフラ施設の課題認識について (複数選択可)



N=1710



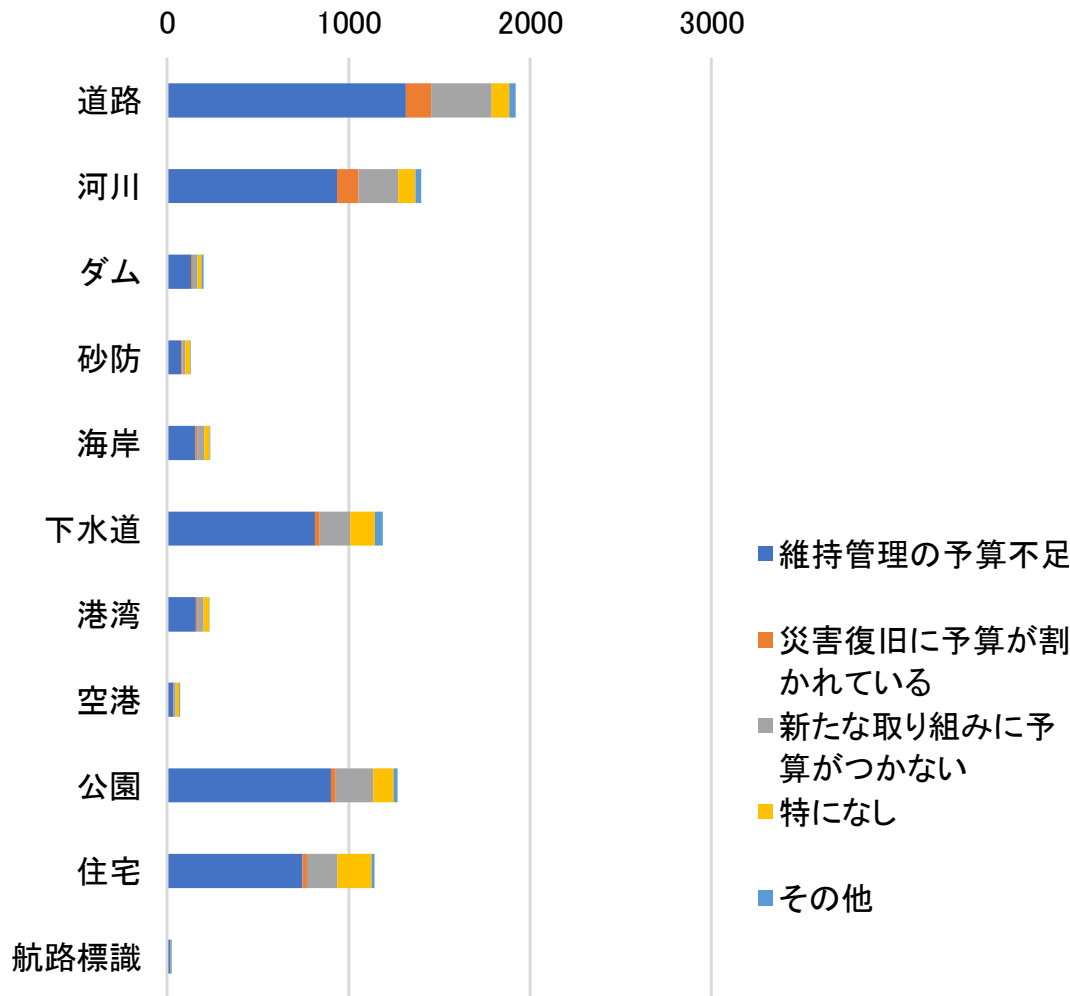
N=1710

○ 予算の問題では、維持管理に充当できる予算が不足しているという回答が多い。

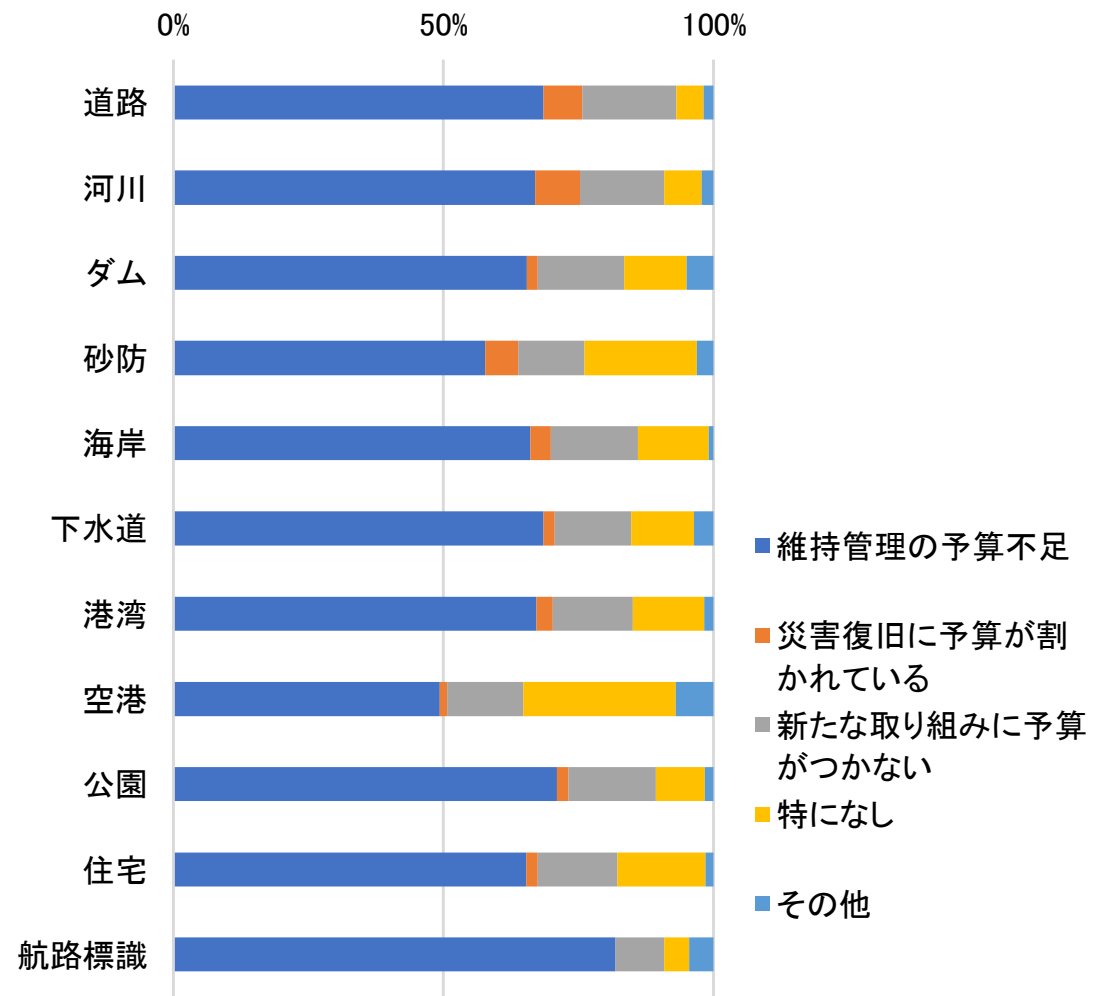
問2-2.管理するインフラ施設の課題認識について (複数選択可)

カネ: 予算の問題

カネ: 予算の問題



N=1710



N=1710

○ データの問題では、過去の対応履歴の未記録やデータベースの未整備を挙げる回答が多い。

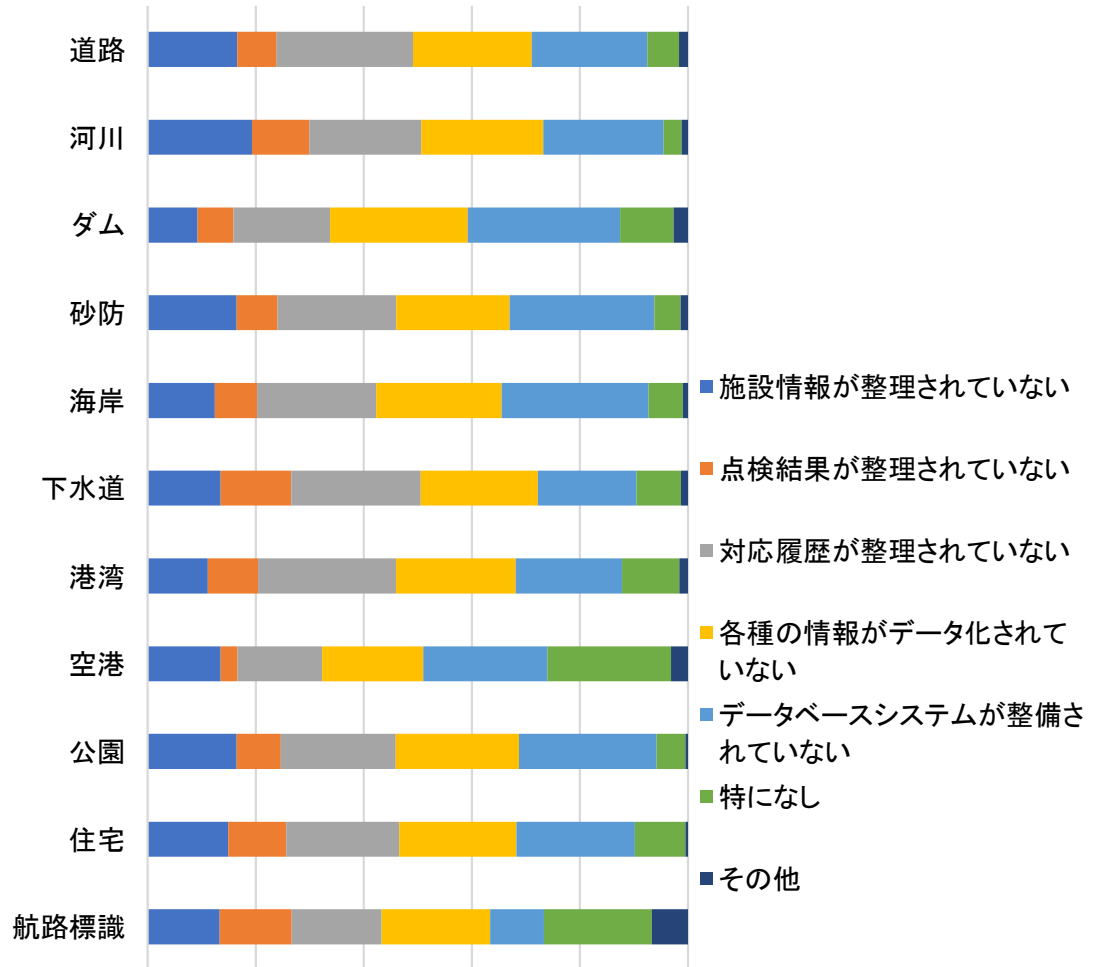
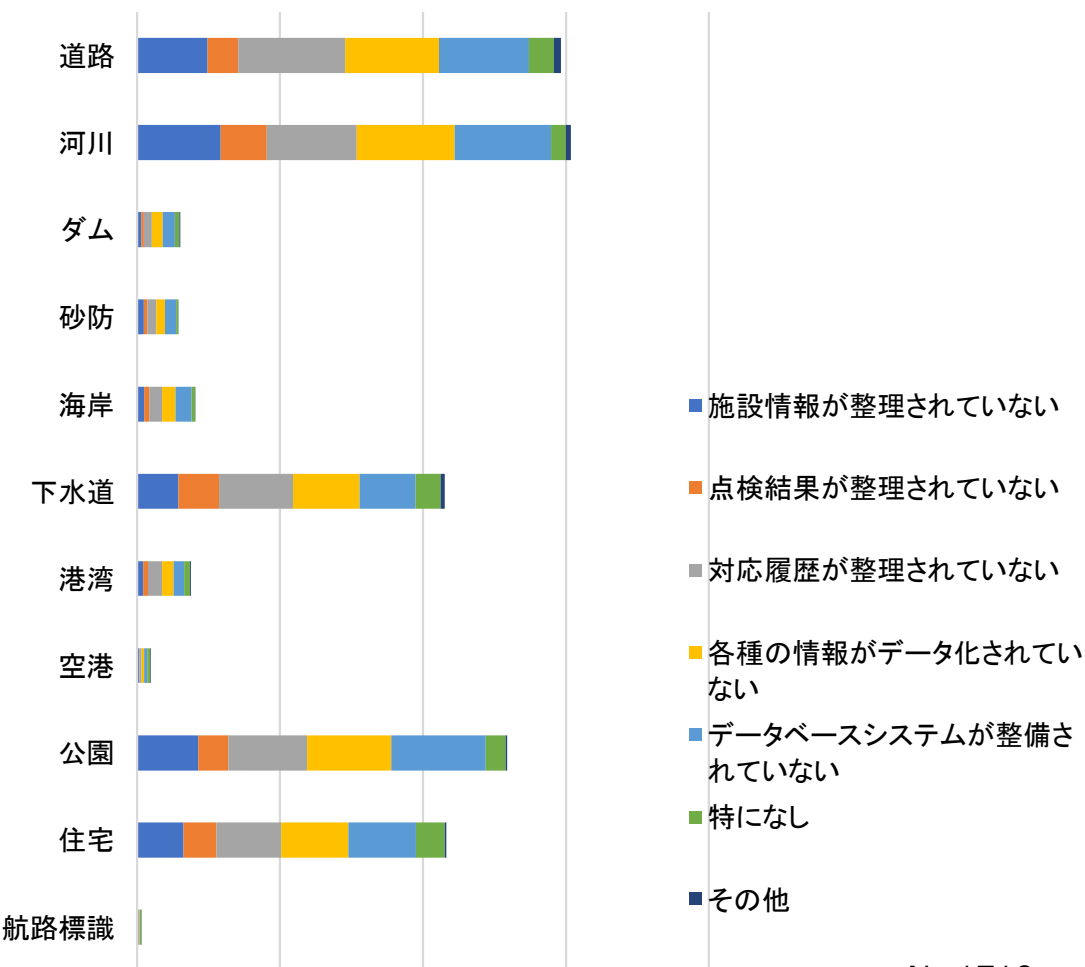
## 問2-2.管理するインフラ施設の課題認識について (複数選択可)

情報: データの問題

情報: データの問題

0 1000 2000 3000 4000

0% 20% 40% 60% 80% 100%



N=1710

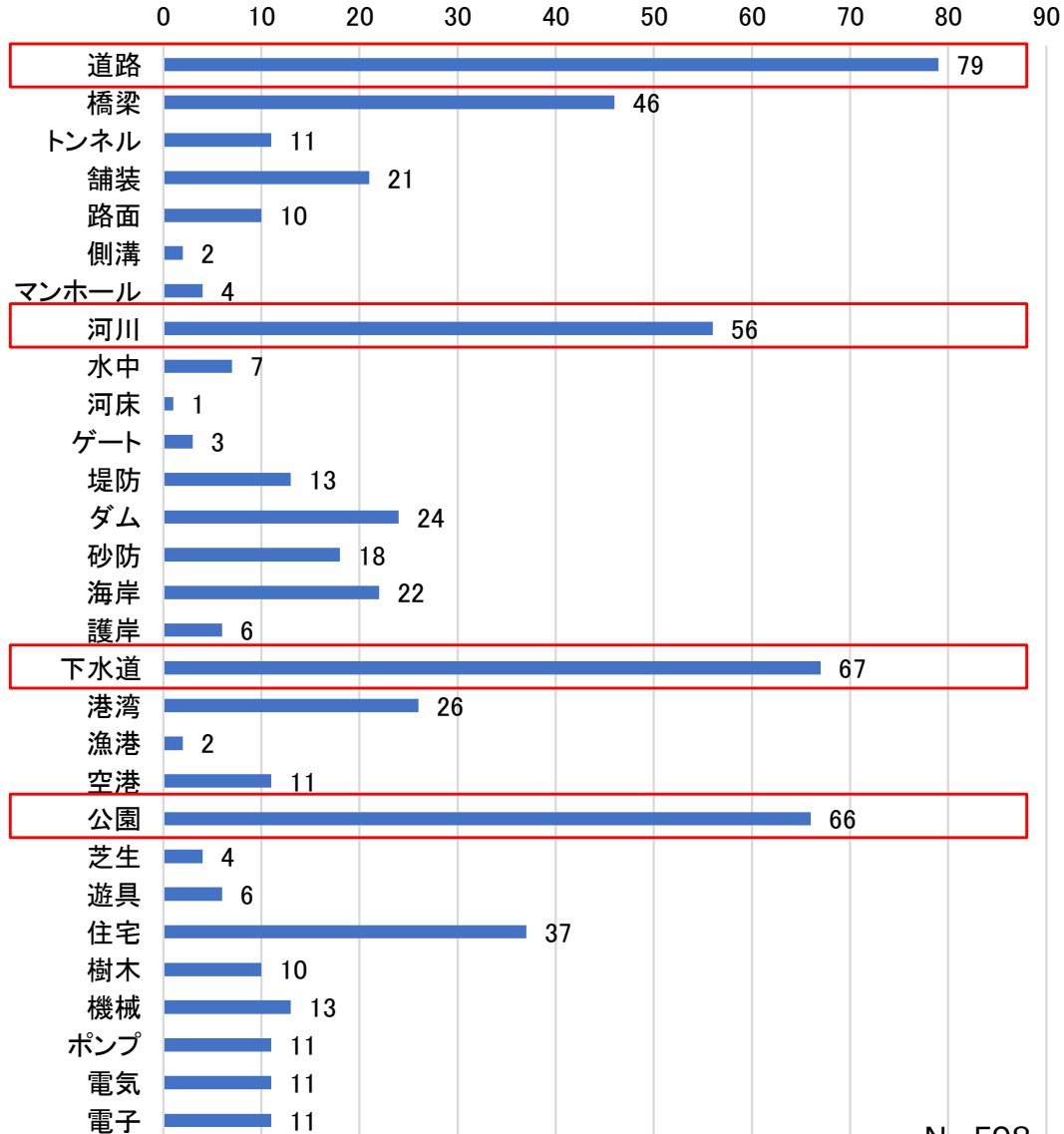
N=1710

# インフラメンテナンスに関する実態調査結果(問2-3)

- 導入したい新技術や求める支援施策は、道路、公園、下水道、河川に関する回答が多い。
- 実施段階の観点では、点検、維持に関する回答が多い。

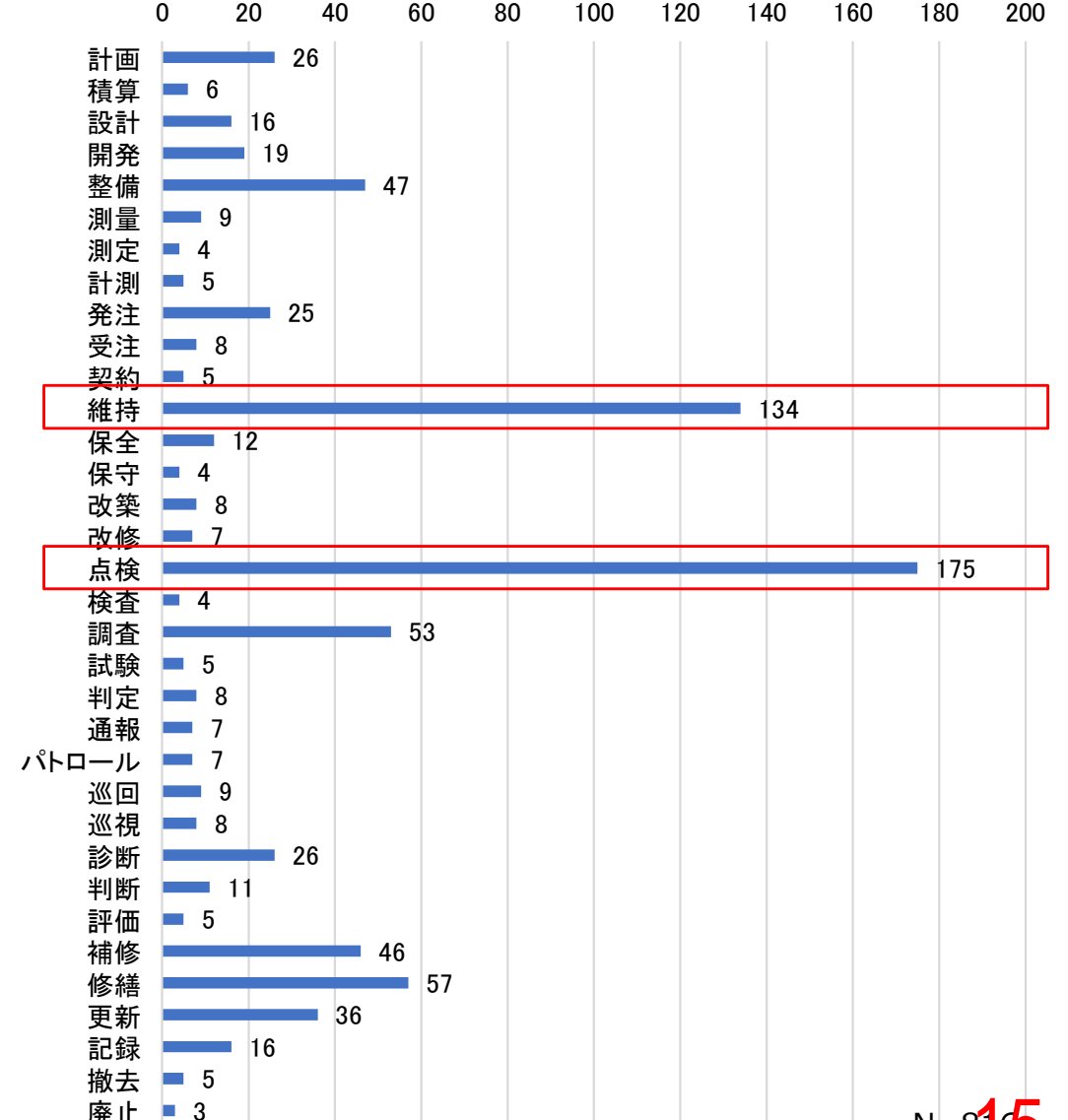
問2-3.管理インフラの課題の解決に向けて、導入したい新技術や、求める支援施策等について、ご記入ください（自由記述）

■ 頻出単語（対象施設）



N=598

■ 頻出単語（業務段階）

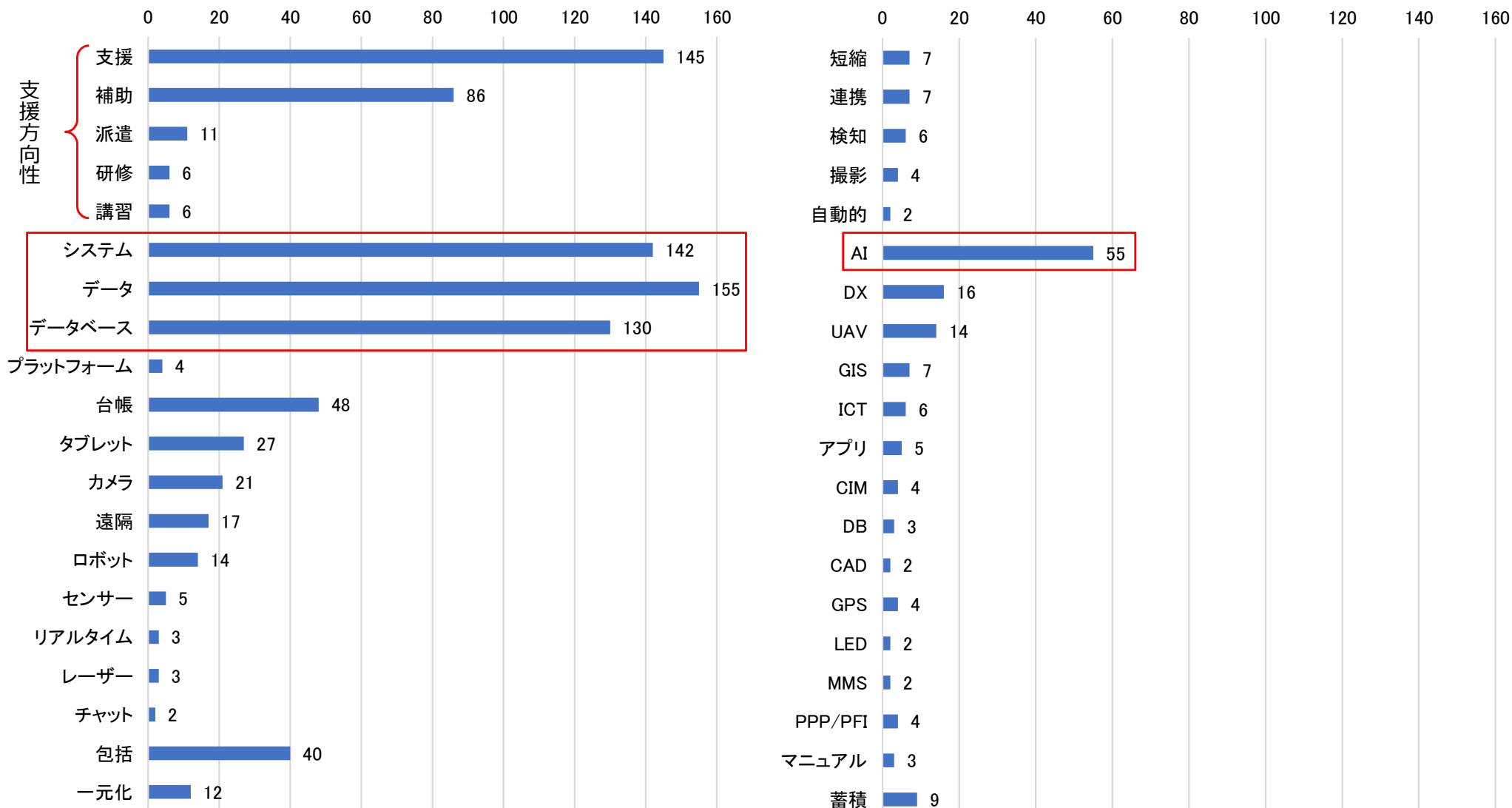


N=816

- 支援方向性の観点では、支援・補助制度、専門技術者派遣、研修・講習に関する回答があった。
- 導入したい新技術については、データ、システム、データベース、AIに関する回答が多い。

## 問2-3.管理インフラの課題の解決に向けて、導入したい新技術や、求める支援施策等について、ご記入ください (自由記述)

### ■ 頻出単語 (新技術・支援方向性)



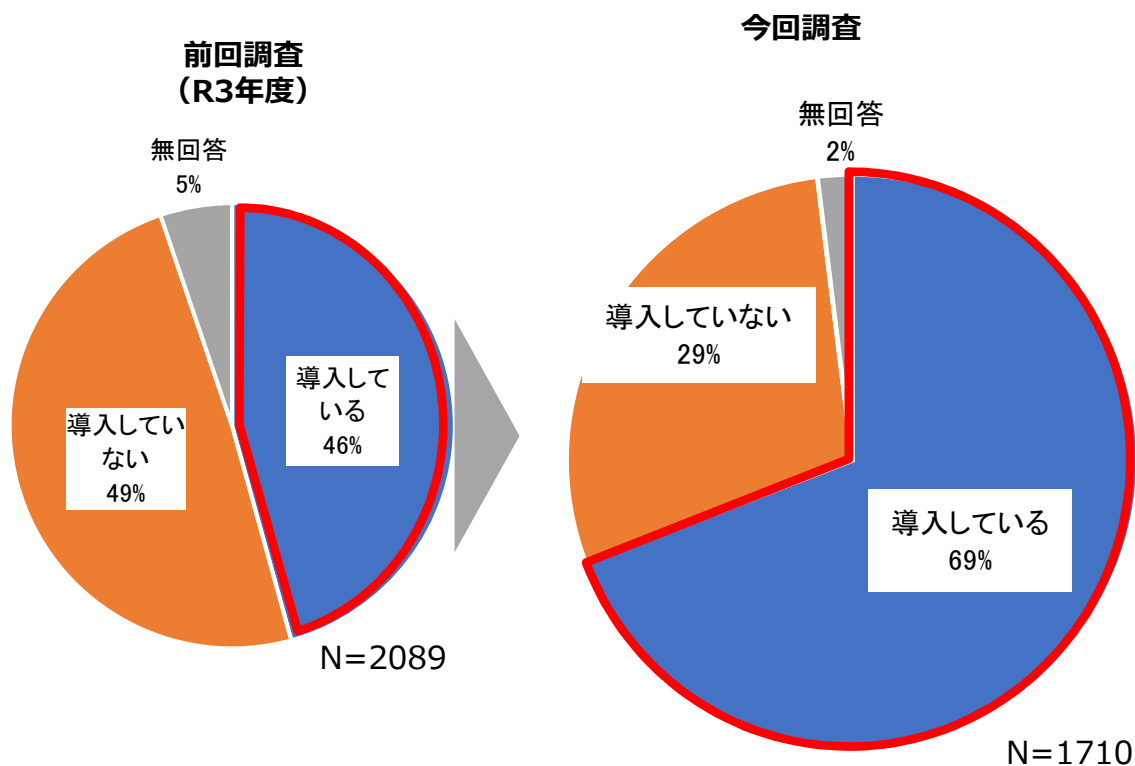
○ 対象施設と業務段階に関する頻出単語のクロス集計では、道路・橋梁・河川・下水道の点検や維持に関する回答が多い。

	業務段階																															
	計画	積算	設計	開発	整備	測量	測定	計測	発注	受注	契約	維持	保全	保守	改築	改修	点検	検査	調査	試験	判定	通報	パト	巡回	巡視	診断	判断	評価	補修	修繕	更新	記録
道路	8	1	3	8	5	2	1	1	2	1	2	28	5	2	2	3	42	2	12	3	0	1	6	2	1	9	1	1	18	12	5	3
橋梁	2	1	2	3	4	1	0	1	1	0	0	9	1	1	1	0	30	0	5	0	1	1	0	0	1	2	2	1	7	7	2	1
トンネル	2	1	1	0	2	0	0	2	0	0	0	4	2	0	1	0	9	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0
舗装	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	10	1	2	0	0	2	1	0	0	4	2	1	5	4	0	1
路面	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4	0	8	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	3	0	0
側溝	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
マンホール	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河川	7	1	2	6	11	3	0	1	2	0	2	28	5	0	1	2	27	1	10	2	1	1	1	1	4	6	2	1	9	10	9	1
水中	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	5	1	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	0
河床	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
ゲート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
堤防	0	0	1	2	2	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	2	2	2	1	0
ダム	2	0	0	1	4	2	0	0	0	0	1	10	0	0	1	1	11	1	7	0	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5	3	1
砂防	2	1	1	2	5	1	0	0	1	0	1	9	0	0	1	1	13	1	4	0	0	0	0	0	1	1	0	1	4	6	3	0
海岸	4	1	0	3	6	2	0	1	1	0	1	12	9	1	1	1	13	1	7	1	2	0	0	0	1	3	0	1	5	6	5	1
護岸	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	1	3	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0
下水道	10	1	1	4	8	2	0	1	2	1	1	33	3	1	5	2	29	1	11	0	2	1	2	1	2	9	3	1	11	17	14	2
港湾	3	0	0	3	3	0	0	1	0	0	0	14	5	1	1	0	17	0	7	3	3	0	0	0	1	4	1	1	5	6	4	2
漁港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空港	2	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	4	1	0	0	0	9	0	3	2	0	0	0	1	0	2	2	1	3	3	1	3
公園	9	0	1	2	7	0	0	0	0	1	2	20	1	1	1	0	19	1	5	0	2	1	1	3	0	5	1	1	8	15	10	2
芝生	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0
遊具	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	2	2	0
住宅	5	0	0	2	2	0	0	0	1	0	1	11	1	0	0	2	10	1	6	2	0	0	1	0	0	0	0	0	6	9	3	2
樹木	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	0	2	0	1	0	1	0	0	3	0	1	3	1	2	0
機械	2	0	1	0	4	0	0	0	1	0	0	5	1	0	1	0	4	0	3	0	0	1	0	1	1	1	2	0	3	3	2	0
ポンプ	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	6	1	0	1	0	7	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	0	2	2	1
電気	3	0	1	1	3	0	1	0	1	0	0	5	2	0	1	0	5	0	3	0	1	1	0	1	1	0	2	1	2	4	2	1
電子	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0

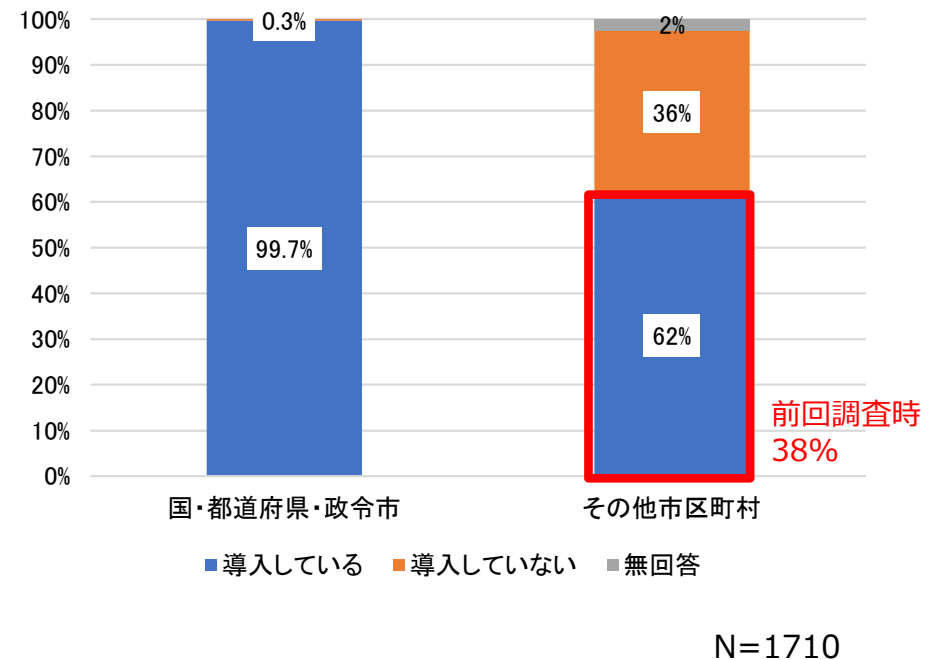
# インフラメンテナンスに関する実態調査結果(問3)

- 新技術の導入率は69%(前回調査比+23%)であり、全国的に新技術の導入が進んでいる状況が確認できた。
- 管理者別の導入状況では、国・都道府県・政令市は99.7%(前回調査比+約1%)、その他市区町村は62%(同+23%)が導入していると回答。

問3.インフラの点検・診断などの業務で、ロボットやセンサー等の新技術等を導入している施設管理者の割合

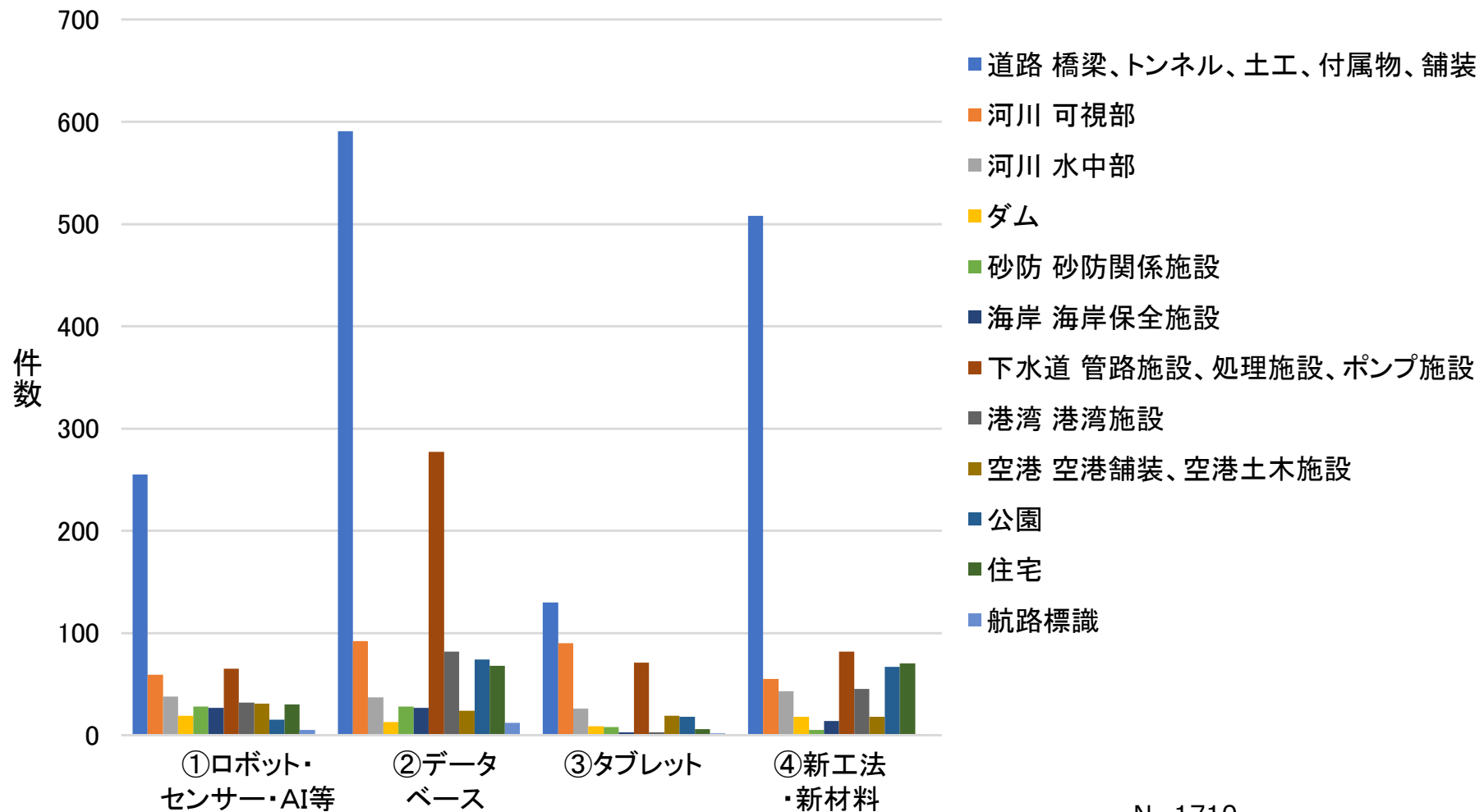


管理者別の新技術の導入状況



- 新技術を導入した分野は、道路および下水道に関する事例が多い。
- 新技術の分類では、データベースを導入している事例が多い。

### 問3.インフラの点検・診断などの業務における新技術の導入状況

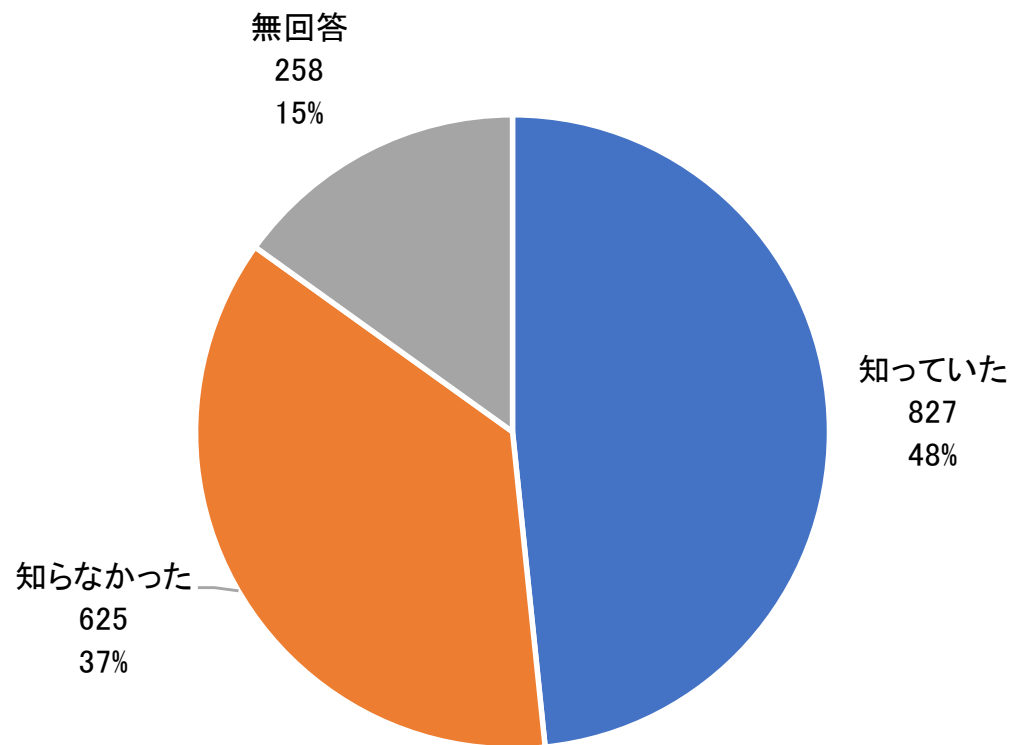


N=1710



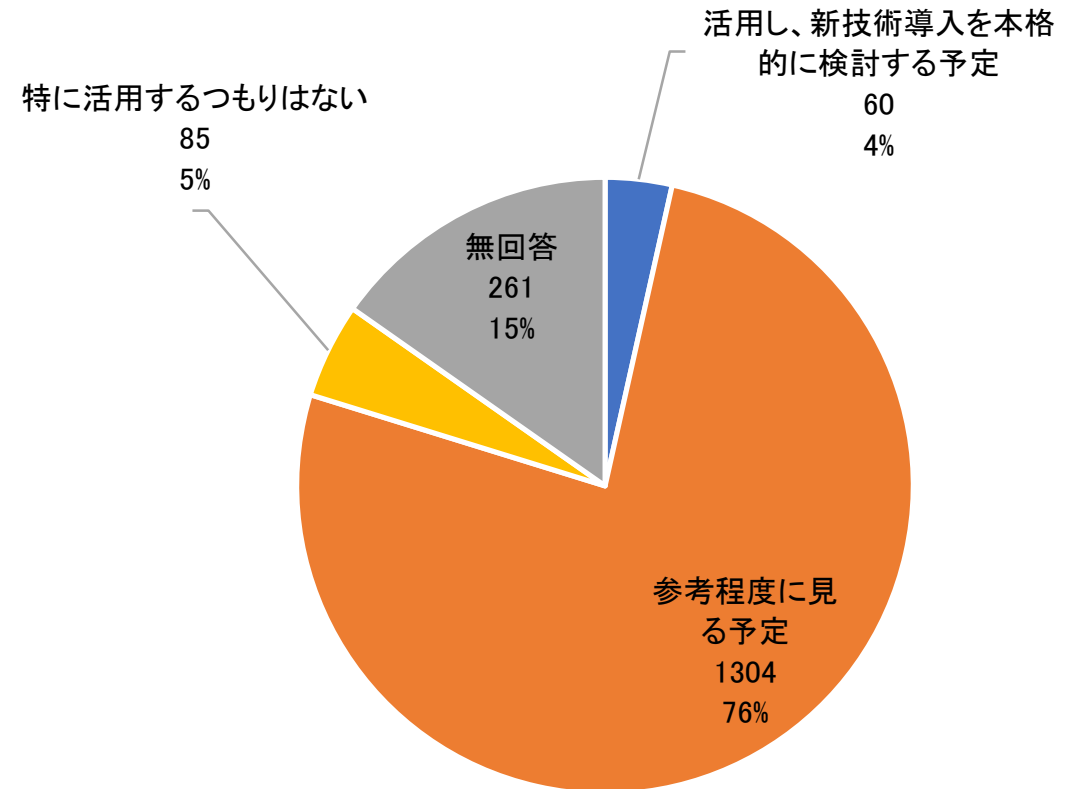
- 「新技術導入の手引き」について、44%が「知っていた」と回答。
- 手引きの活用の見込みについては、74%が「参考程度に見る予定」と回答。

問4-1. 「インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）」について、ご存じでしょうか。（単一選択）



N=1710

問4-2. 「インフラ維持管理における新技術導入の手引き（案）」について、今後の活用見込みをご選択ください。（単一選択）

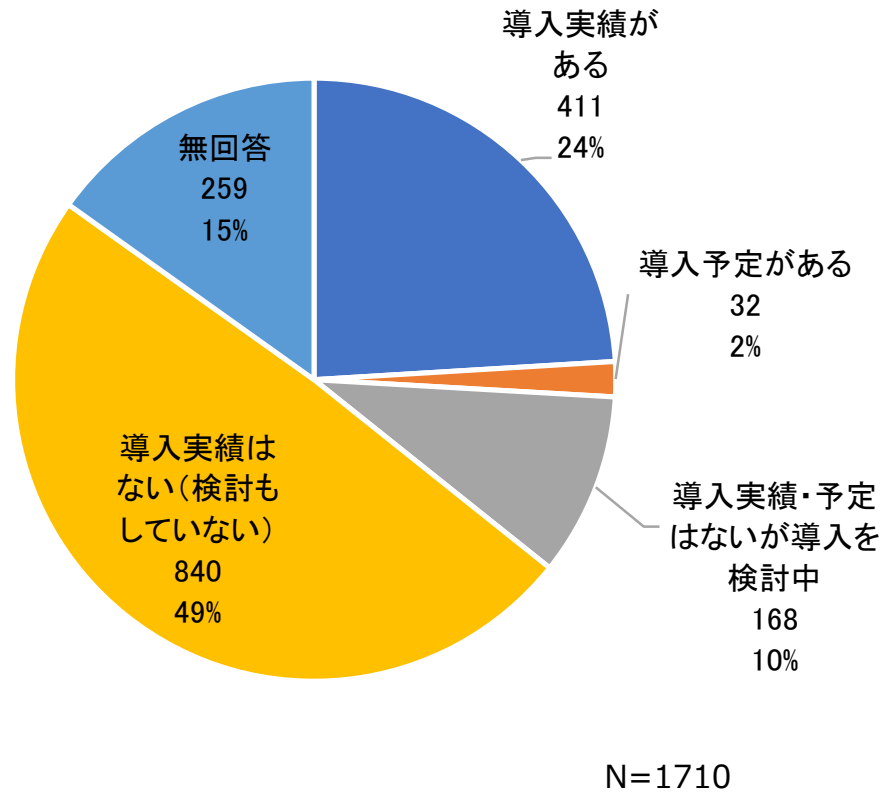


N=1710

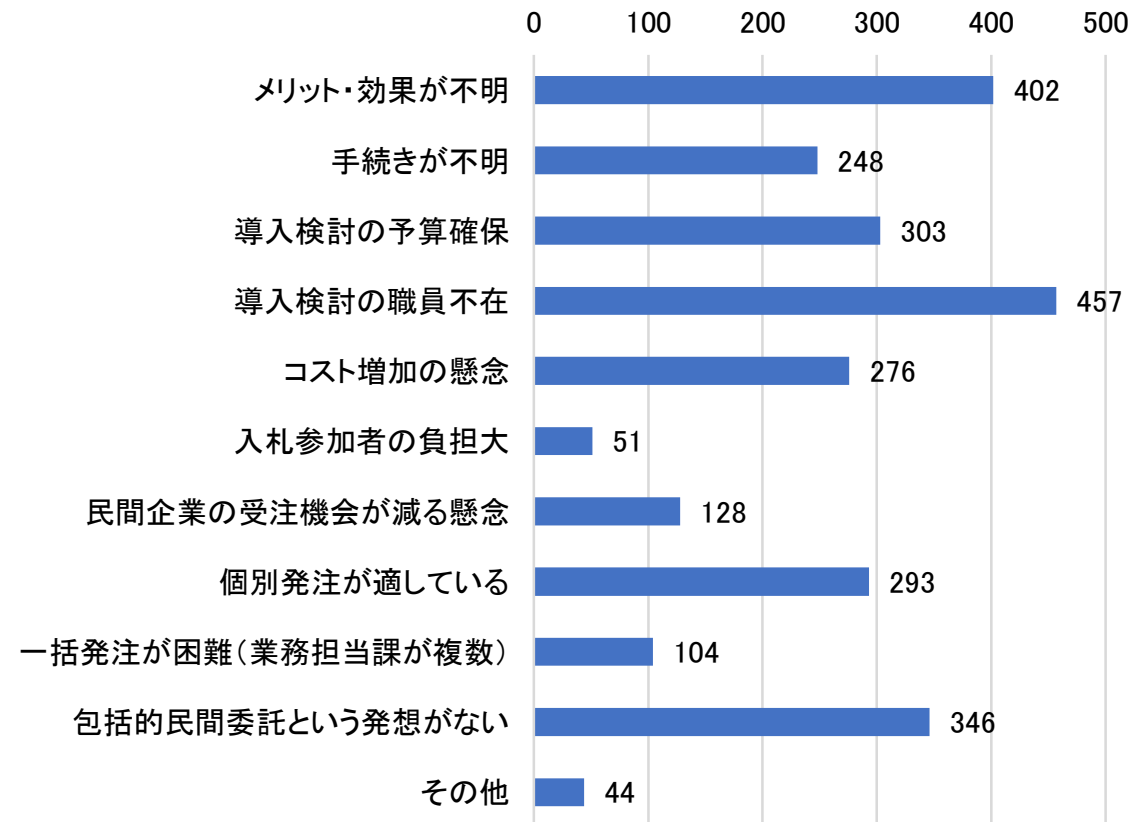
※無効な回答は「無回答」として集計

○ 包括的民間委託の導入状況については、20%が「導入実績がある」と回答。  
 ○ 導入実績がない(検討もしていない)理由としては、「導入検討の職員不在」や「メリット・効果が不明」という回答が多い。

**問5-1.団体で管理されているインフラ施設において、包括的民間委託を導入している施設又は導入予定のある施設はありますか。(単一選択)**

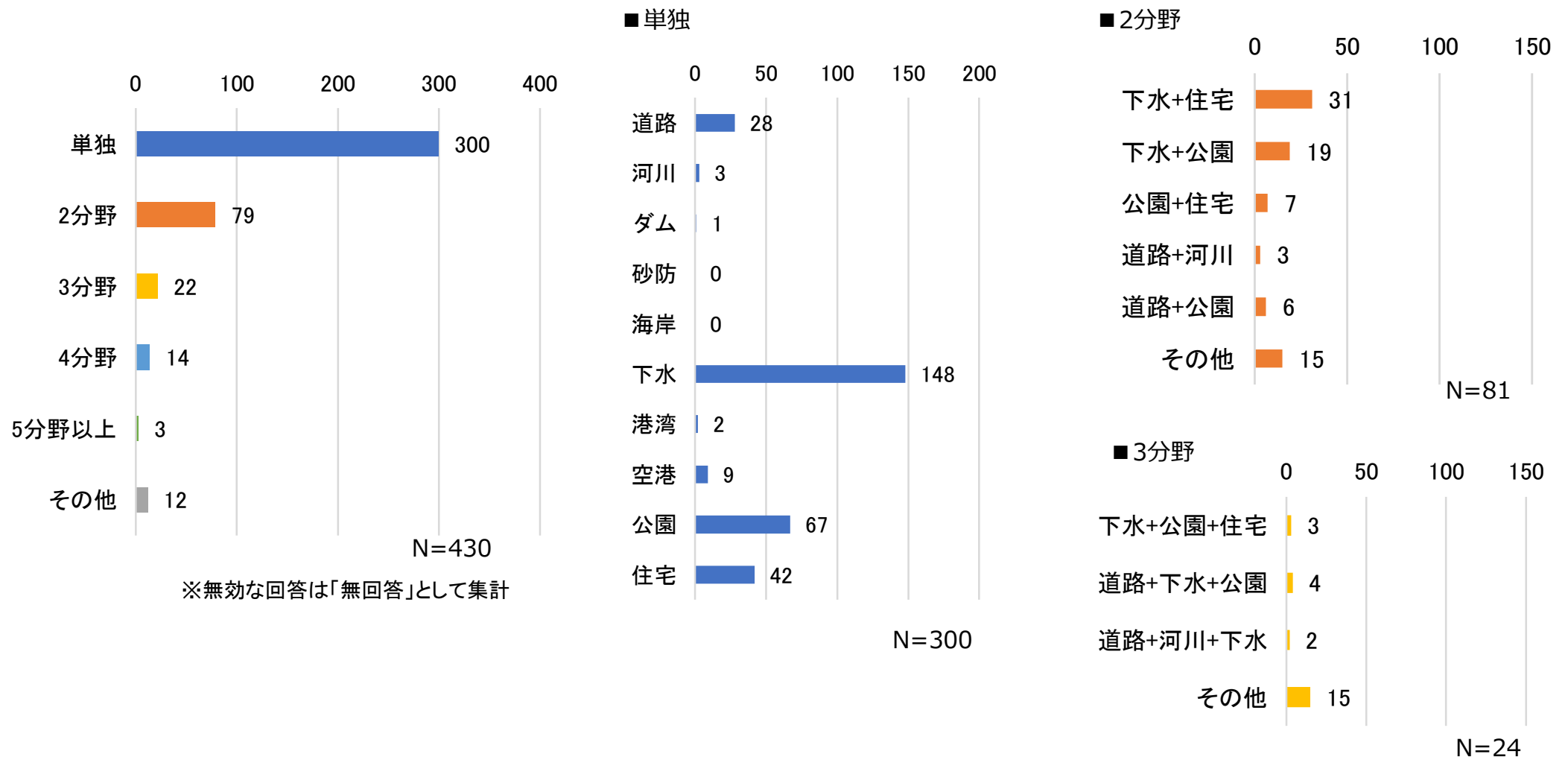


**問5-2.問5-1で、「導入実績がない(検討もしていない)」と回答された方にお尋ねします。包括的民間委託導入の実施想定がない理由についてご選択ください。(複数選択可)**



- 包括対象の施設分野は、単独の施設分野の事例が多い。
- 下水道・住宅・公園・道路などで複数分野を組み合わせた事例が見られる。

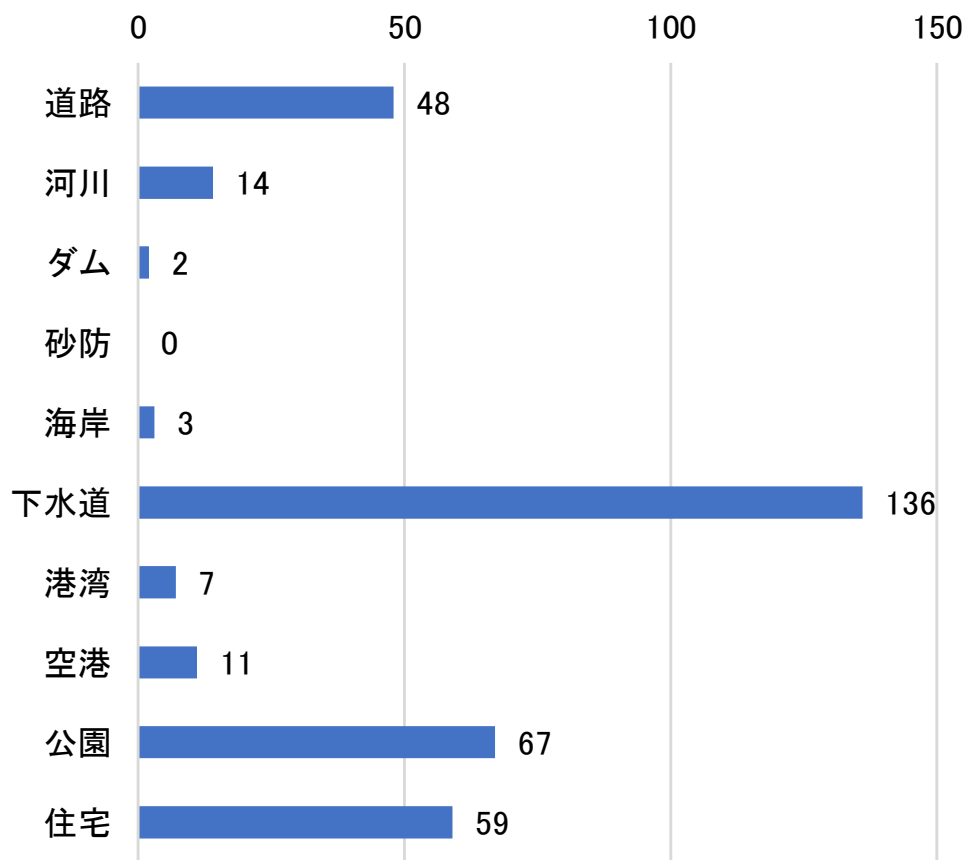
問5-3. 包括的民間委託を導入している又は導入予定の施設について、対象とする施設の組合せについてご記入ください。(自由記述)



- 包括的民間委託を導入している施設分野は、下水道・公園・住宅・道路が多い。
- 包括対象業務は、巡回・定期点検・維持作業などが多い。

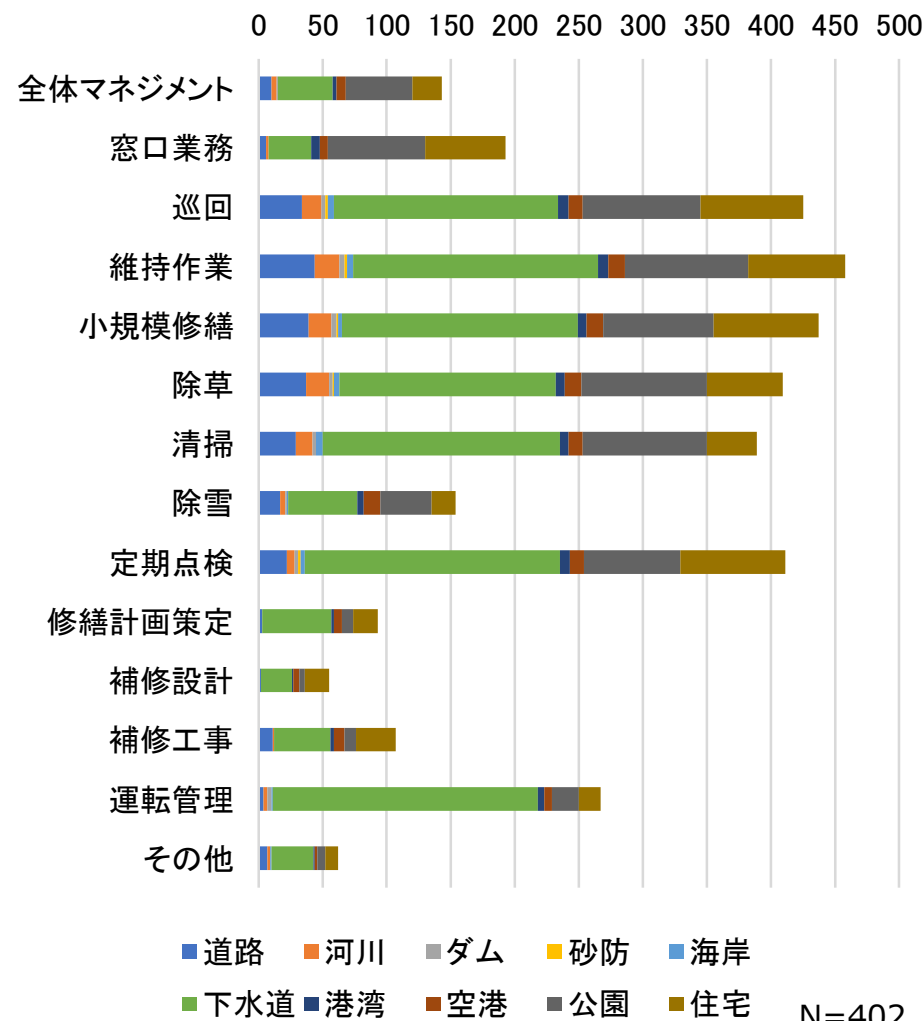
## 問5-4. 包括的民間委託の内容

### ① 包括的民間委託を導入している施設分野



N=402

### ② 各分野・施設において包括的民間委託に含めて発注している業務

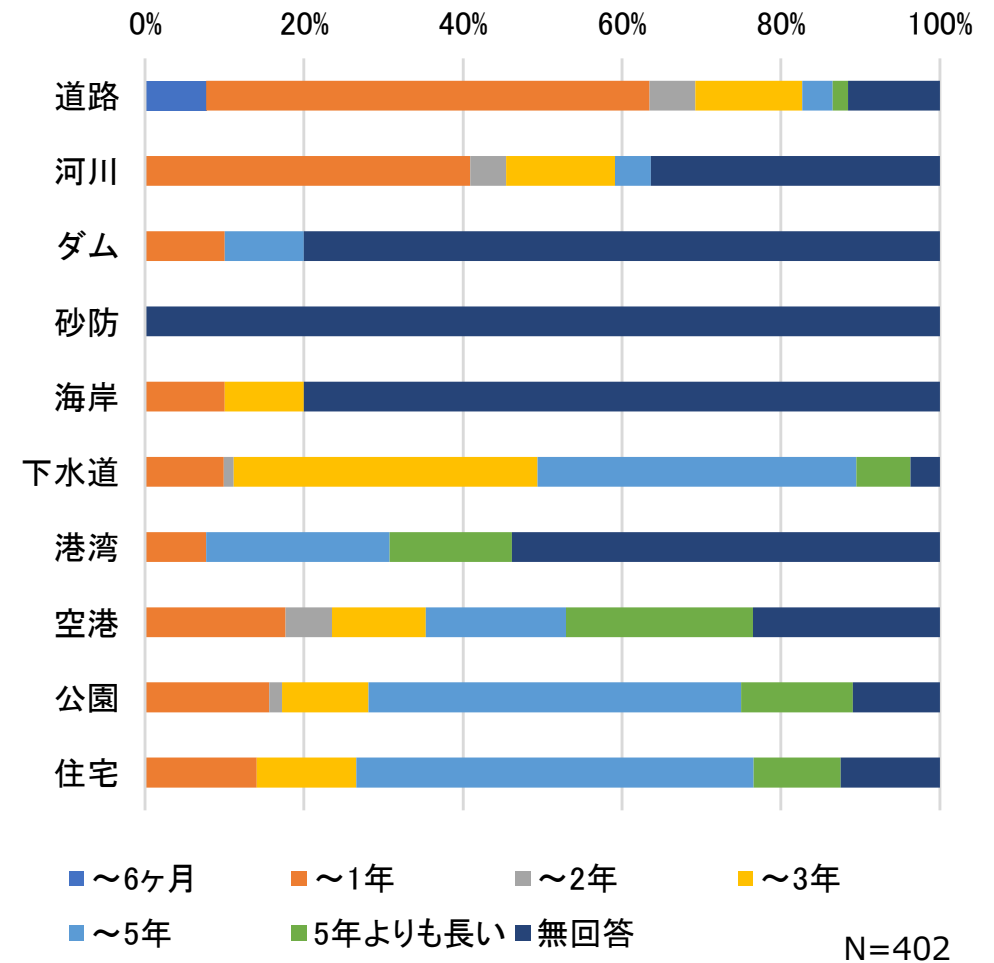
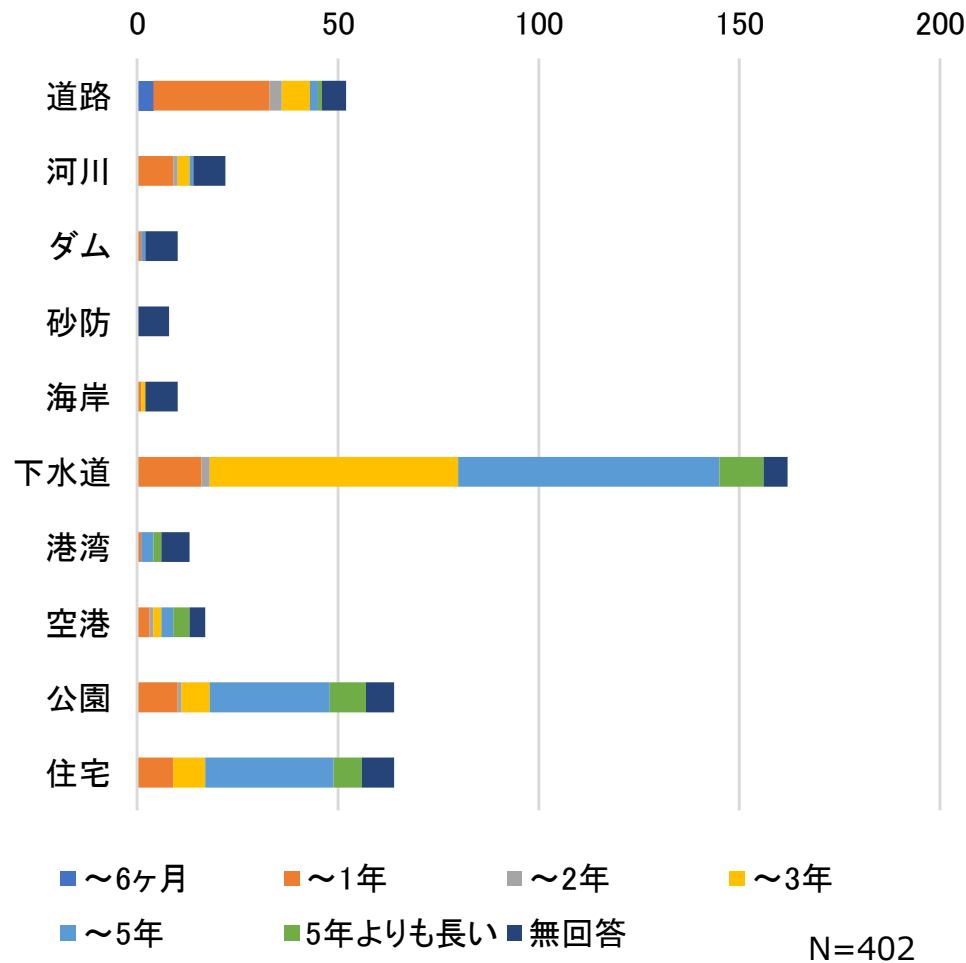


N=402

- 契約期間は施設によってばらつきがあるが、5年以下となっている事例が多い。
- 港湾・公園・住宅・空港は比較的契約期間が長い傾向が見られる。

## 問5-4. 包括的民間委託の内容

### ③ 包括的民間委託の契約期間



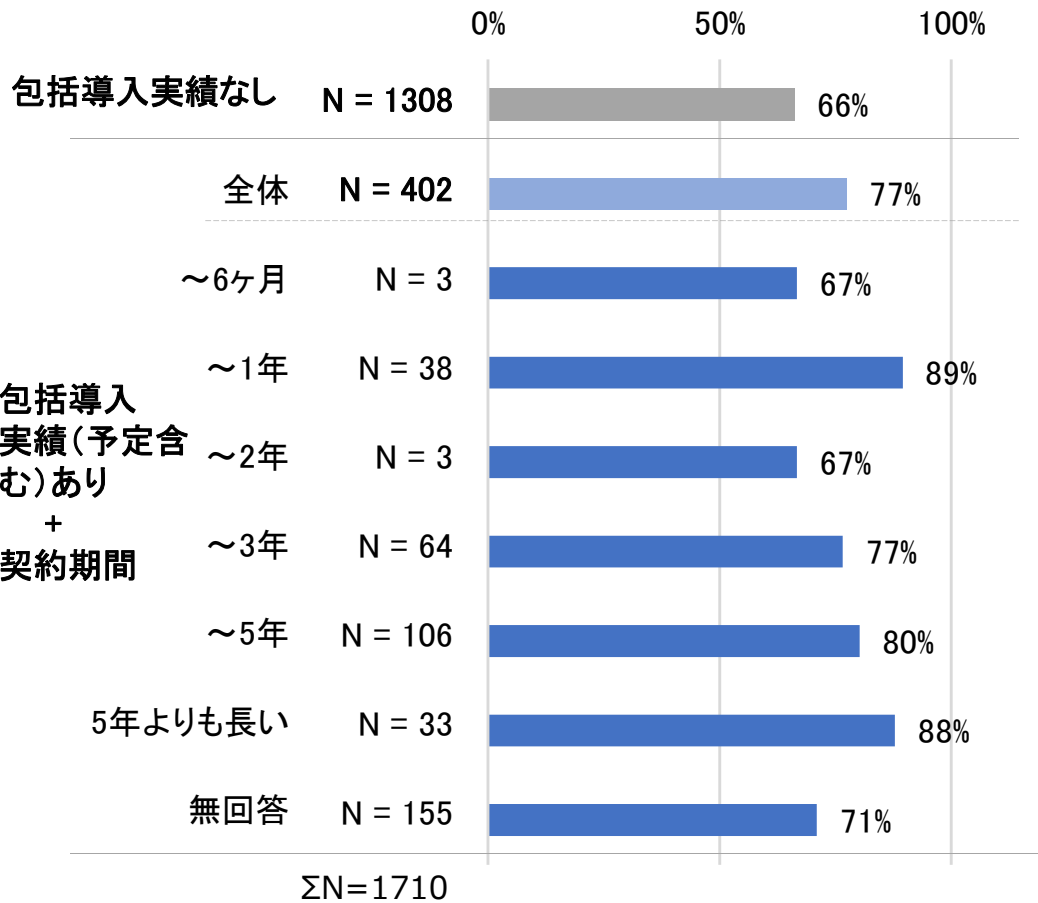
# インフラメンテナンスに関する実態調査結果

- 包括的民間委託の導入実績(予定含む)がある団体は新技術の導入率が高い傾向が見られる。
- 施設分野別の比較では、10分野中7分野において包括委託の実績または予定がある場合の導入率が高い結果となっている。

## ■ 新技術の導入率×包括的民間委託の導入状況

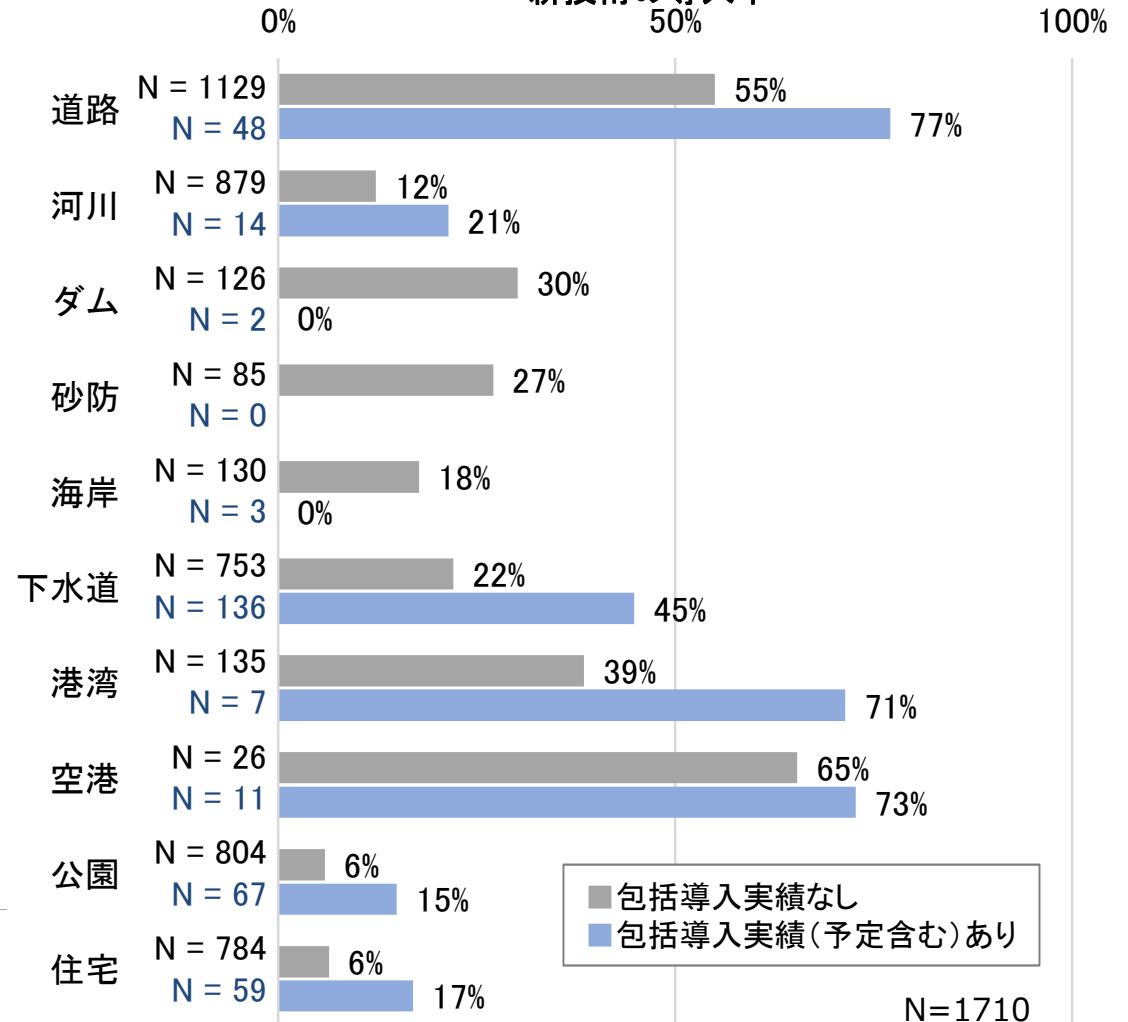
### 1) 全分野

#### 新技術の導入率



### 2) 施設分野別 (複数回答)

#### 新技術の導入率



※いずれかの施設分野で新技術を導入している団体を対象に新技術の導入率を算出。  
 ※1団体で包括委託の契約期間に複数の回答がある場合は、最長の回答を採用。

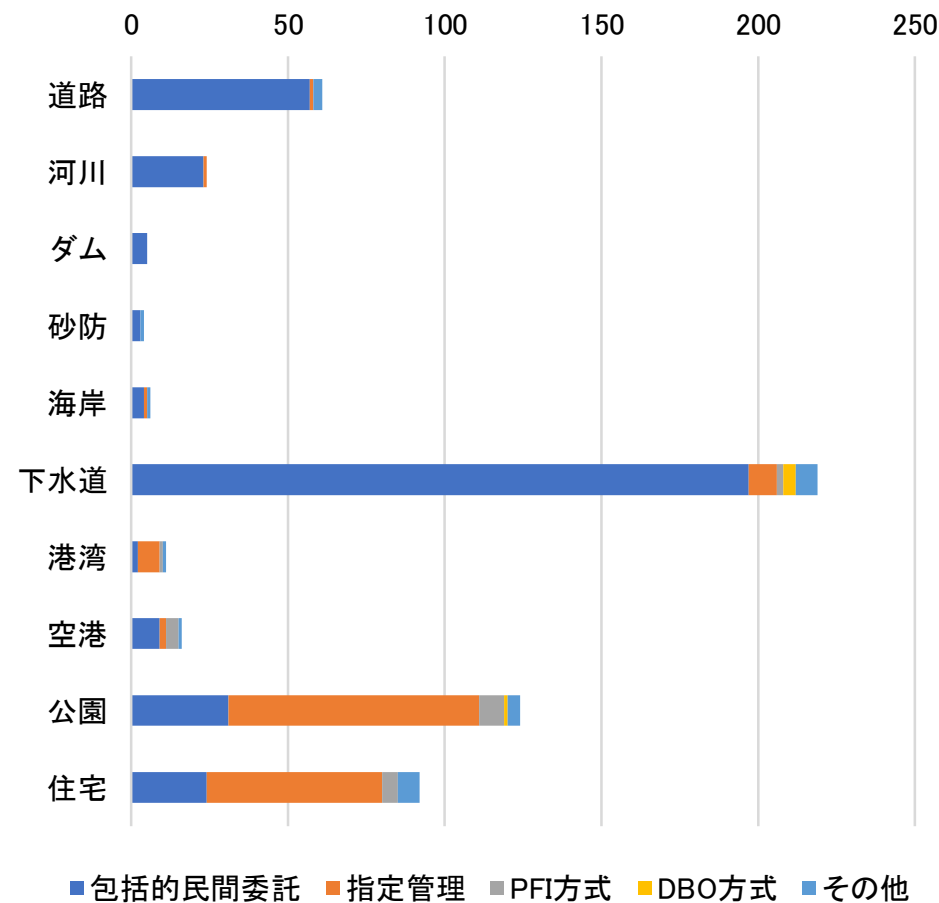
※複数回答のため、集計対象の合計が回答者数の合計 (N=1710) と一致しない。



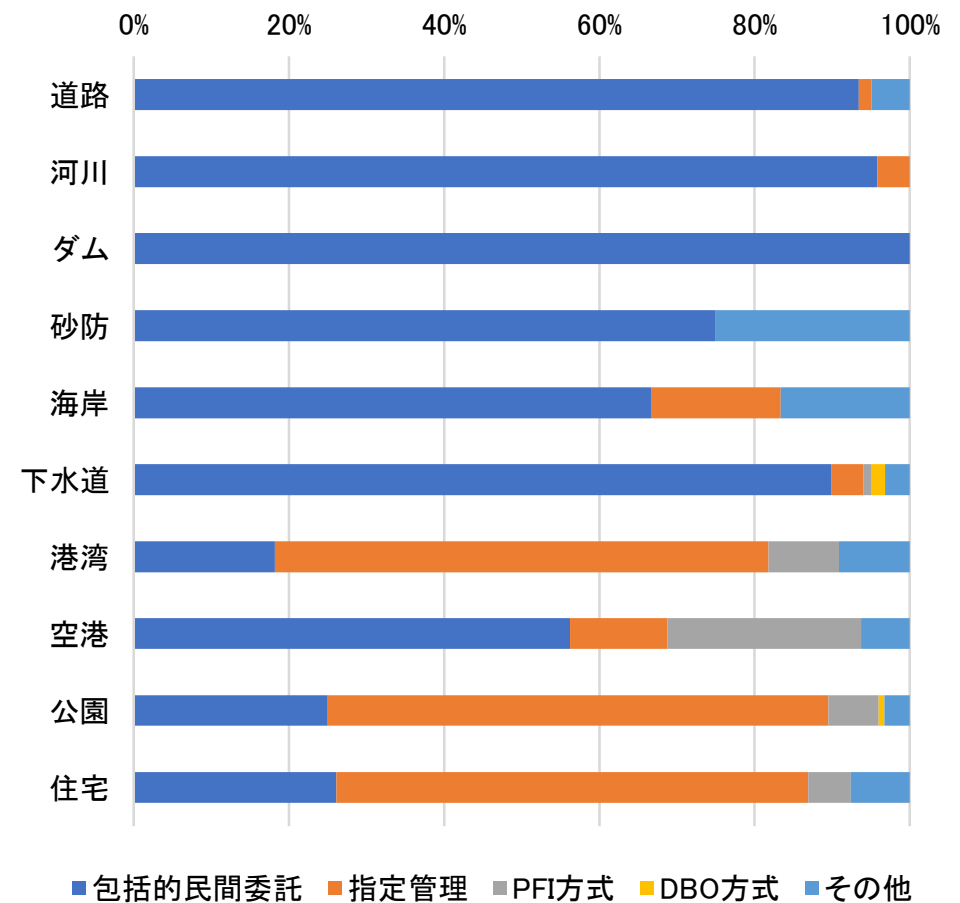
- 事業手法では、包括的民間委託と指定管理者制度が多く採用されている。
- 道路・下水道では包括的民間委託、公園・住宅では指定管理者制度の採用が多い。

## 問5-4. 包括的民間委託の内容

### ④適用している事業手法



N=402

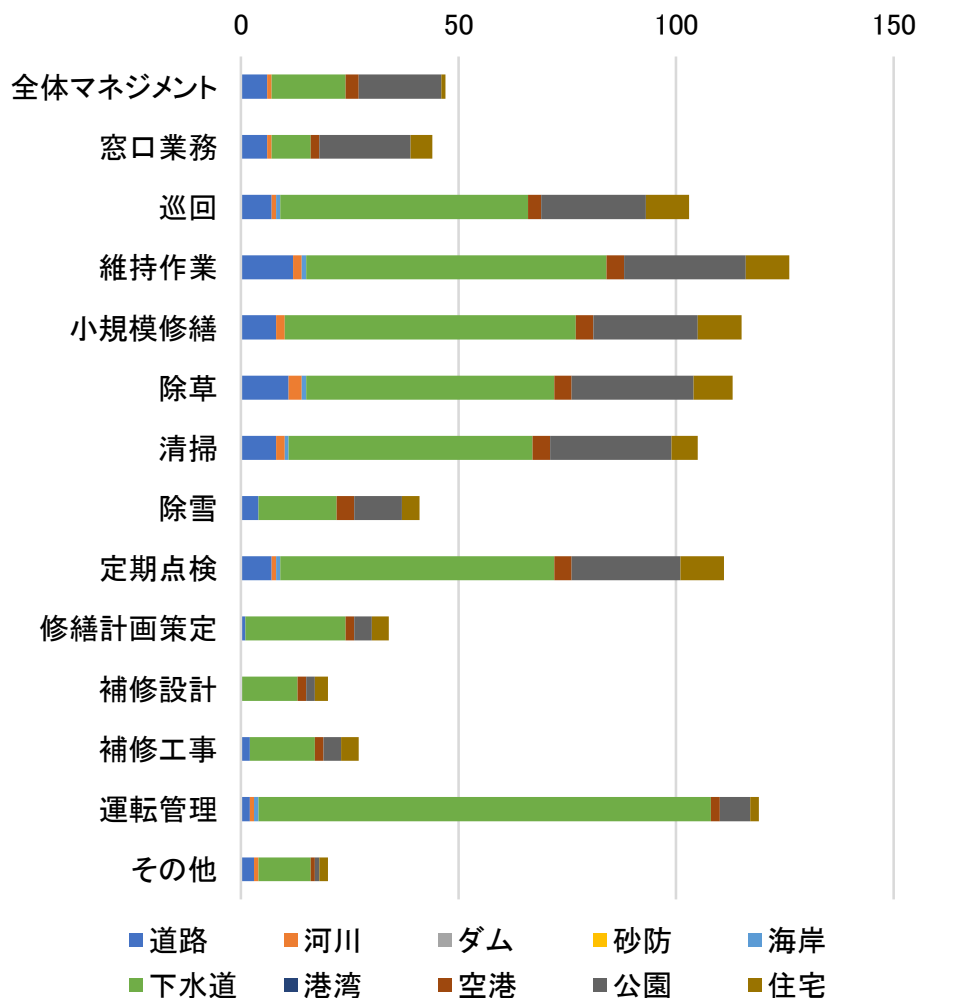


N=402

- 性能発注を導入している業務は、維持作業・小規模修繕・除草・清掃・巡回・運転管理といった日常管理および定期点検に関する回答が多い。
- 受注者の体制は、単体企業が多い。

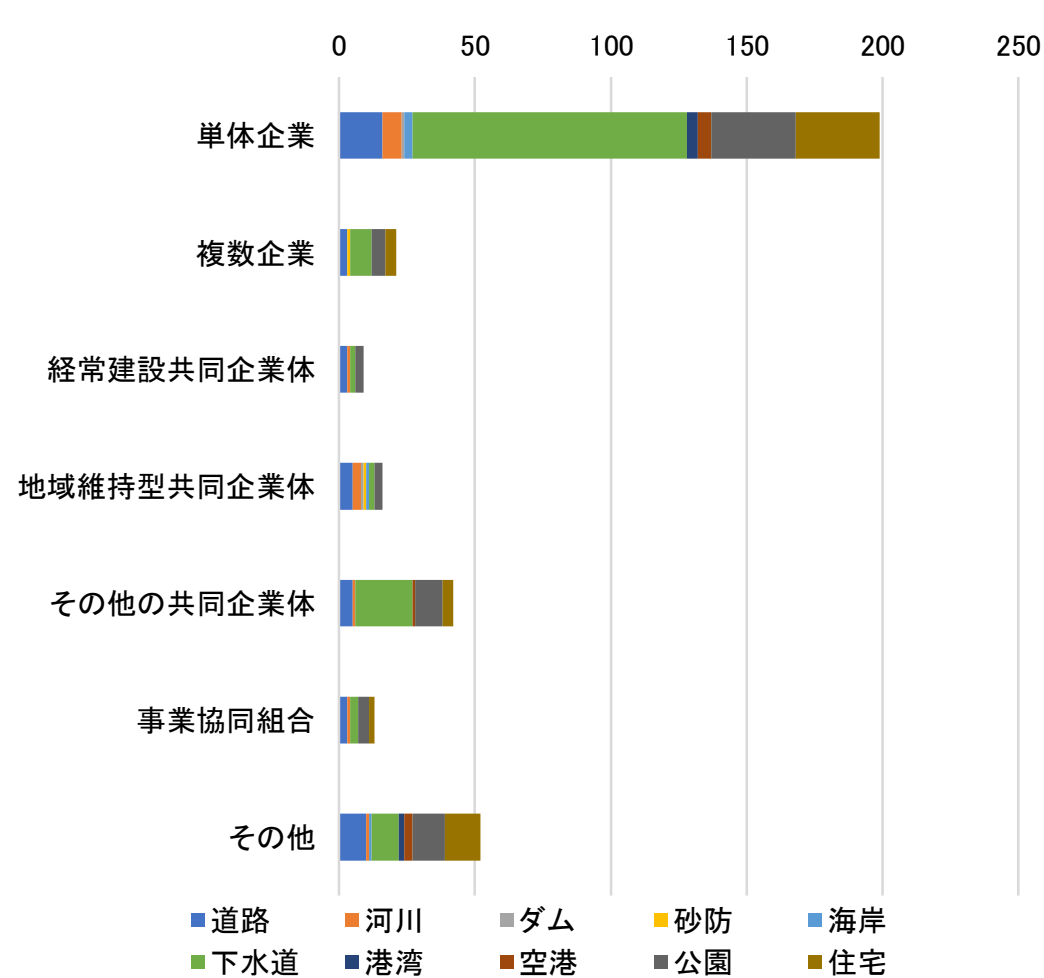
## 問5-4. 包括的民間委託の内容

### ⑤ 性能発注を導入している業務



N=401

### ⑥ 受注者の体制 (共同企業体、事業協同組合等)



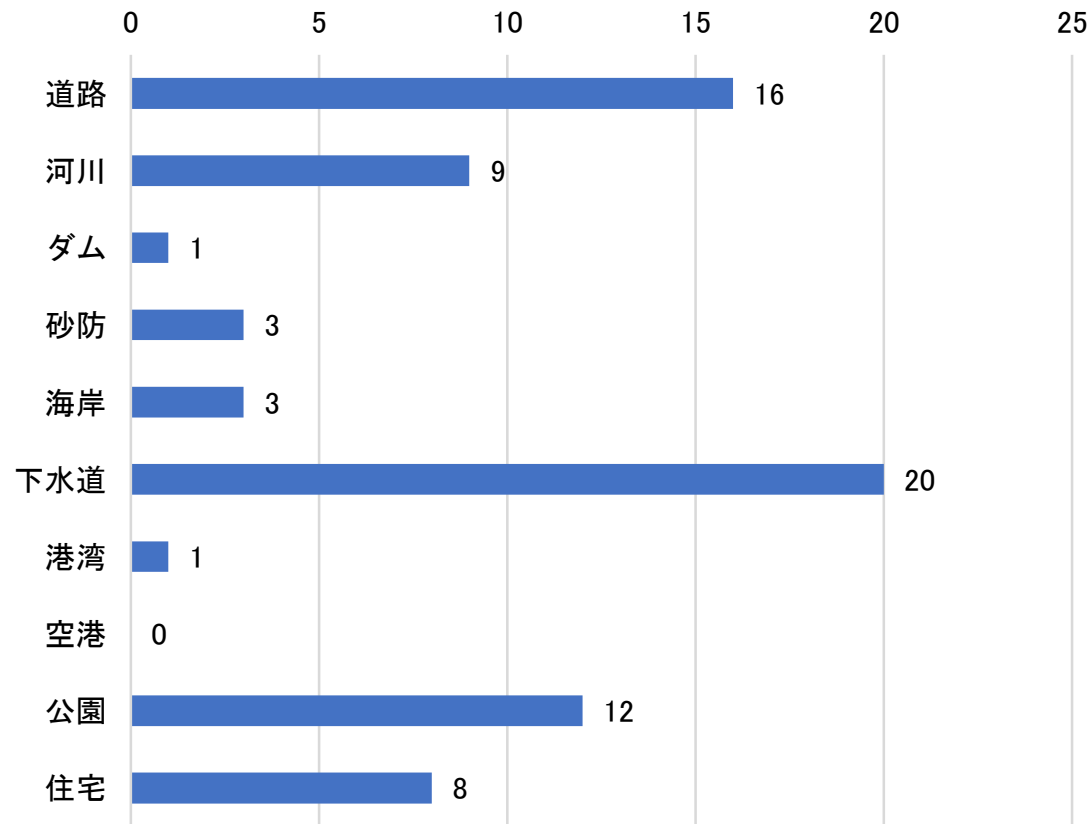
その他の回答: 建設技術センター、建設業協会等

N=401

○ その他分野との包括的民間委託については、下水道・道路・公園分野の事例が多い。

## 問5-4. 包括的民間委託の内容

### ⑦ その他分野と合わせて1つの業務で包括的民間委託を行っている業務

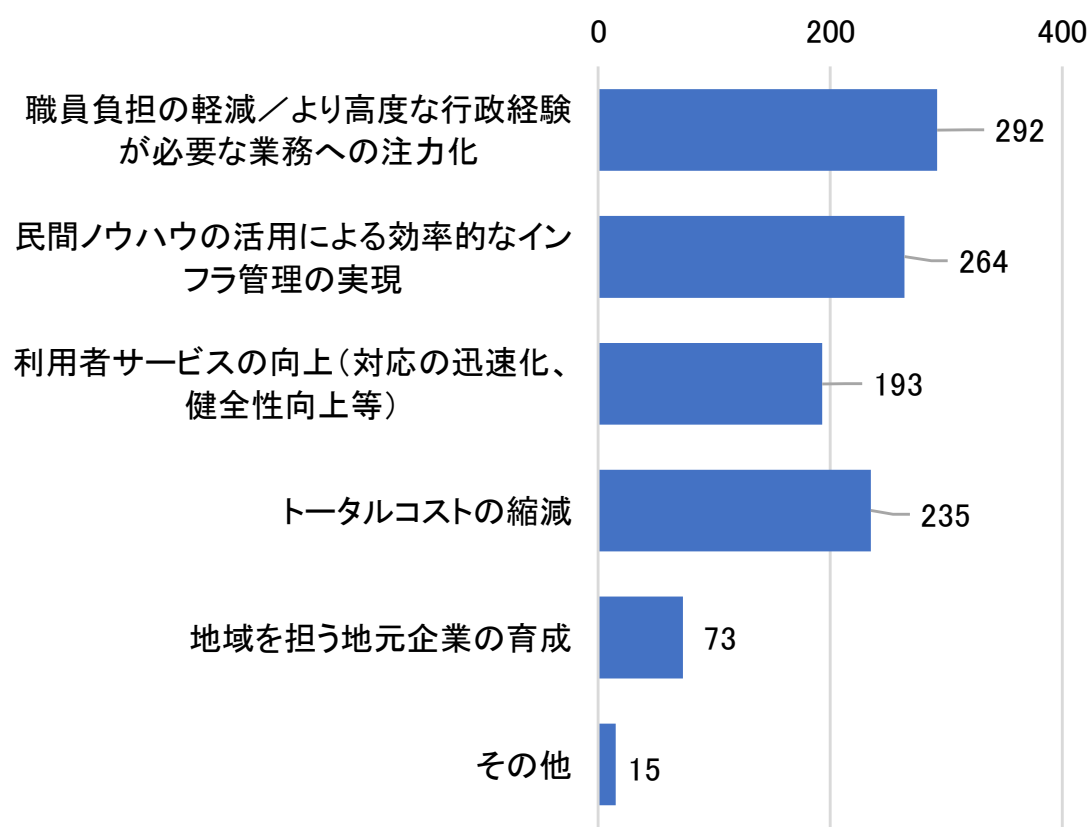


- 回答内容
- 道路・公園・河川・砂防
  - 上水道・下水道および処理場付帯施設(テニスコート等)
  - 公園・図書館・駅周辺の公共施設
  - 市営住宅と市保有の公共施設 等

N=402

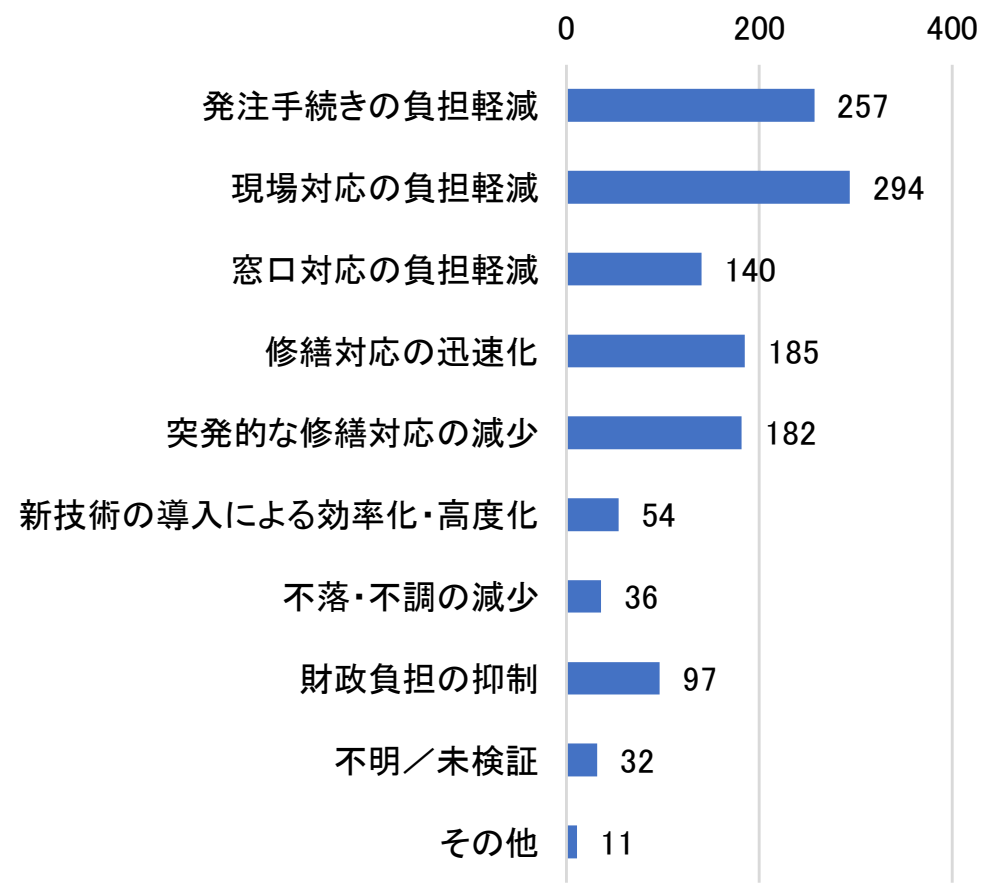
- 包括的民間委託の導入経緯・目的は、「職員負担軽減」「インフラ管理の効率化」「トータルコスト縮減」「利用者サービスの向上」を挙げる回答が多い。
- 包括的民間委託の導入効果は、現場対応および発注手続きの負担軽減を挙げる回答が多く、次いで修繕対応の迅速化・突発的な修繕対応の減少などの利用者サービスにつながる回答も多い。

**問5-5. 包括的民間委託を導入（予定を含む）した経緯、目的（複数選択可）**



N=402

**問5-6. 包括的民間委託を導入した効果（未導入の場合は導入にあたって期待する効果）（複数選択可）**

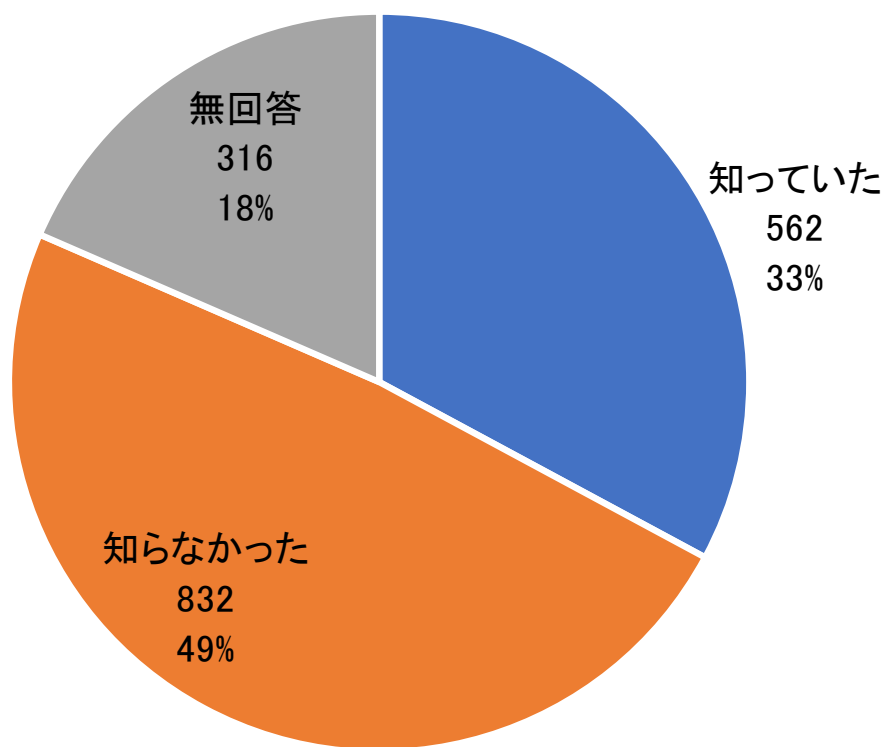


N=402 **29**

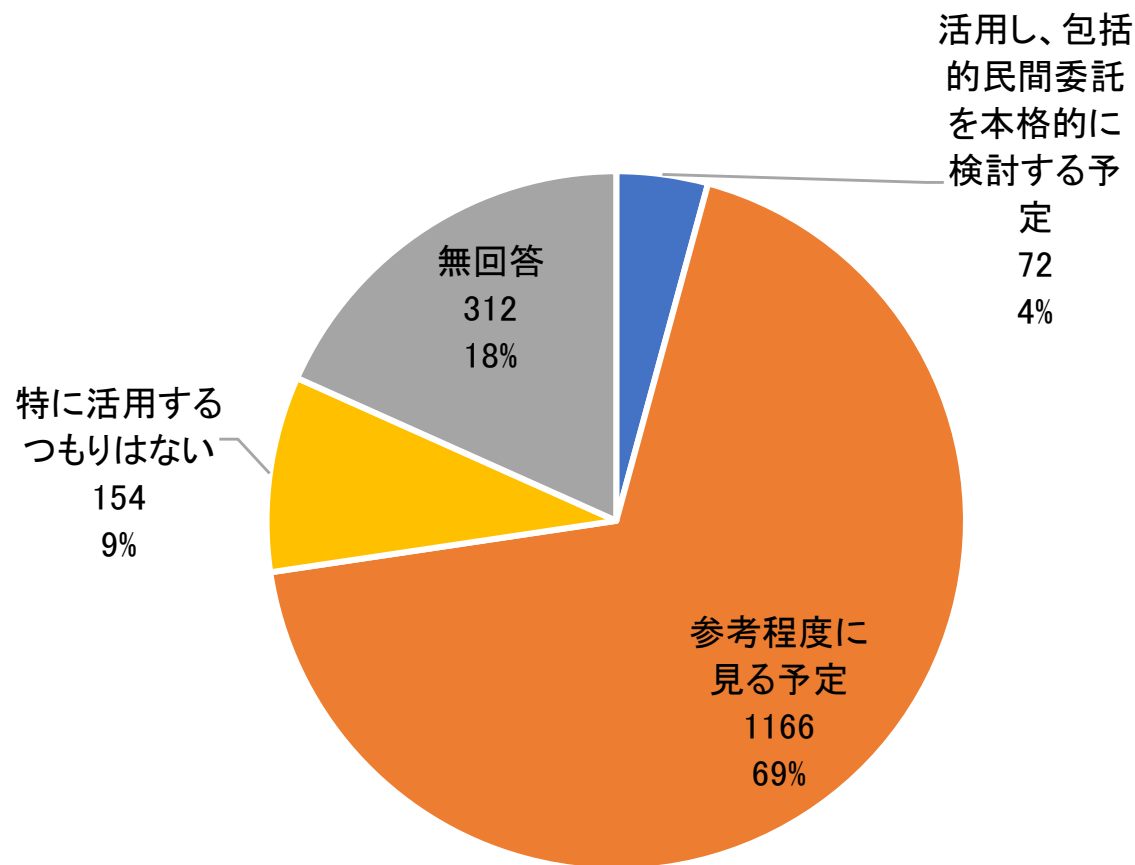
- 「包括的民間委託導入の手引き」について、30%が「知っていた」と回答。
- 手引きの活用見込みについては、67%が「参考程度に見る予定」と回答。

問6-1. 「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」について、ご存じでしょうか。(単一選択)

問6-2. 「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」について、今後の活用見込みをご選択ください。(単一選択)



N=1710



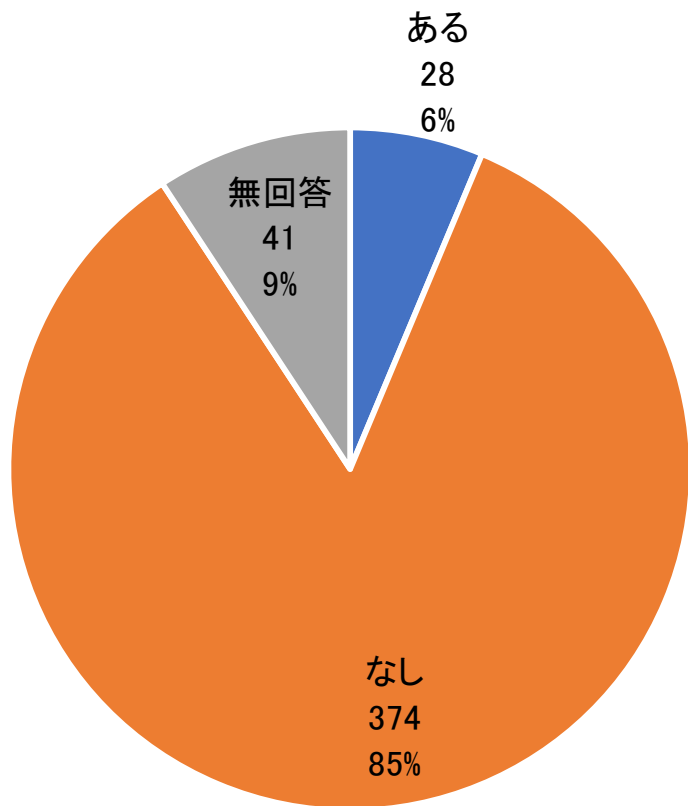
N=1710

※無効な回答は「無回答」として集計

# インフラメンテナンスに関する実態調査結果(問7-1,問7-2)

- 広域連携について、28団体が導入業務あり(予定含む)と回答。
- 広域連携を導入している施設分野は、下水道と道路が多い。

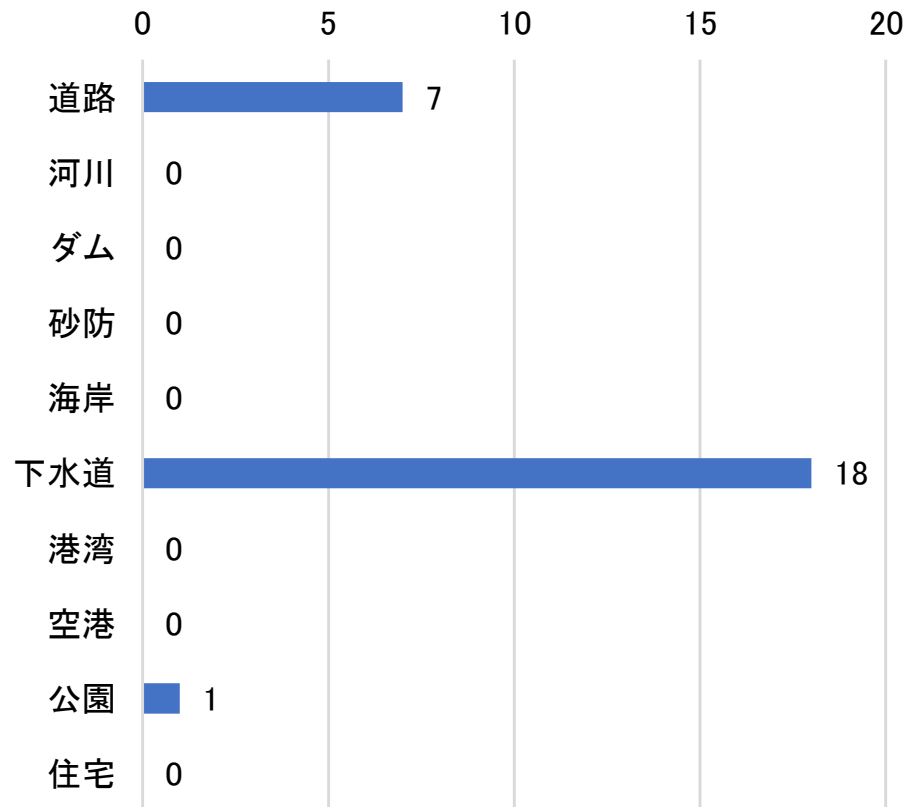
**問7-1.** 問5-1で包括的民間委託の「導入実績がある/導入予定がある」と回答された方にお尋ねします。広域連携を導入している業務又は導入する予定の業務はありますか。



N=443

**問7-2.** 問7-1で広域連携を導入した業務実績または予定があると回答された方にお尋ねします。(以下問7-5まで同様。) 広域連携を導入(予定を含む)している施設分野についてご選択ください。(複数選択可)

①広域連携を導入している施設分野



N=28

※問5-1で包括的民間委託の「導入実績がある/導入予定がある」と回答していない団体のうち、7団体が広域連携を導入している業務又は導入する予定の業務があると回答。



# インフラメンテナンスに関する実態調査結果(問7-2)

## ②広域連携している自治体名と施設名についてご記入ください。(自由記述)

施設分野	回答団体名	回答内容
道路 橋梁、トンネル、土工、付属物、舗装	北海道古平町	近隣市町村による橋梁点検
	群馬県太田市	公益財団法人群馬県建設技術センターによる地域一括発注の導入
	石川県かほく市	かほく市、津幡町、内灘町と一部道路の維持作業について広域連携を実施
	静岡県	静岡県と下田市にて下田市内における道路の小規模修繕、舗装補修、道路除草、雪氷対策、道路照明施設補修について県市一体型道路包括管理業務を実施予定
	三重県度会町	明和町、大台町、大紀町、紀北町、多気町、度会町の道路維持作業について広域連携が可能かどうか検討中
	奈良県下北山村	奈良県にて橋梁定期点検を垂直補完(奈良モデル)にて委託を行っている
	島根県安来市	跨線橋を保有する県及び県内市町村において、鉄道会社との基本協定を結び、点検等を広域連携にて実施している。
	大分県	令和4年度は、大分県、中津市、九重町にて道路施設のJR跨線橋定期点検業務について広域連携を試行実施 令和5年度は、大分県、宇佐市、豊後大野市、臼杵市にて拡大予定
	長野県木祖村	木曾広域連合にて橋梁定期点検業務の一括発注を実施
京都府宇治市	京都技術サポートセンターに構造が特殊な橋梁の点検業務等を委託	
下水道 管路施設、処理施設、ポンプ施設	北海道岩内町	岩内町、共和町にて下水道管理センター管理業務について広域連携を実施
	北海道白老町	白老町内にてし尿処理事業と下水道事業の広域化を図っている。
	福島県浪江町	浪江町、双葉町、富岡町にて、下水道処理場等維持管理業務を共同発注している。
	秋田県	流域関連市町村(男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、三種町、大潟村)と共同で、管路の点検、応急対応を実施
	山形県山形市	山形市の一部、天童市、上山市、山辺町、中山町にて、流域下水道として処理場を県が運営管理

※ハッチング：問5-1で包括的民間委託の「導入実績がある/導入予定がある」と回答していない団体

# インフラメンテナンスに関する実態調査結果(問7-2)

## ②広域連携している自治体名と施設名についてご記入ください。(自由記述)

施設分野	回答団体名	回答内容
下水道 管路施設、処理施設、ポンプ施設	福島県伊達市	福島県・福島市・伊達市・国見町・桑折町で県北流域として <b>污水处理場</b> を利用している。
	岩手県軽米町	岩手県九戸村と <b>処理場の維持管理</b> に係る業務委託の共同発注を目指している。
	秋田県五城目町	秋田県及び県内全市町村にて、 <b>生活排水処理事業の運営(ソフト面)</b> について広域連携を実施予定
	茨城県結城市	那珂久慈ブロック(茨城県、水戸市、日立市、ひたちなか市、笠間市、北茨城市、茨城町、城里町、日立・高萩事務組合)で <b>汚泥処理業務</b> を広域連携を実施
	石川県かほく市	金沢市・野々市市・白山市・かほく市・内灘町・津幡町の <b>上下水道施設</b>
	愛知県碧南市	高浜市 <b>中継ポンプ場 マンホールポンプ場</b>
	奈良県大淀町	県が策定する広域化・共同化計画の中で、維持管理や一部の事務を共同化することにより、負担軽減を図ることを目的として令和5年3月に計画を策定。実施時期については、令和5年度より <b>県及び各市町村</b> で検討し、協議が整い次第実施するため、効果は不明である現状。
	滋賀県大津市	滋賀県湖西流域浄化センターにおいて、 <b>大津市終末処理場(単独)</b> の下水道汚泥の共同処理を行っている。(水再生センター)
	大分県国東市	国東市、杵築市にて、令和3年度に「2市連携による <b>上下水道の広域的な包括民間委託導入可能性検討調査業務</b> 」を実施。上水道施設の包括的民間委託を先行して検討している。
	大分県杵築市	国東市、杵築市にて、令和3年度に「2市連携による <b>上下水道の広域的な包括民間委託導入可能性検討調査業務</b> 」を実施。現在、上水道施設の包括的民間委託に向けて協議を行っている。
	茨城県北茨城市	茨城県、水戸市、日立市、ひたちなか市、日立・高萩 <b>広域下水道組合</b> 、笠間市、茨城町、城里町と <b>下水道汚泥処理</b> について広域連携を実施
	愛知県	愛知県、東海市、常滑市、知多市にて <b>汚泥の減量化</b> について広域連携を実施
高知県土佐町	高知県 <b>污水处理広域化・共同化会議</b> による	
空港 空港舗装、空港土木施設	北海道	国、旭川市、帯広市にて、 <b>空港の管理運営</b> について広域連携を実施
公園	東京都大田区	世田谷区と共に、 <b>多摩川緑地管理公社</b> の維持管理について広域連携を実施

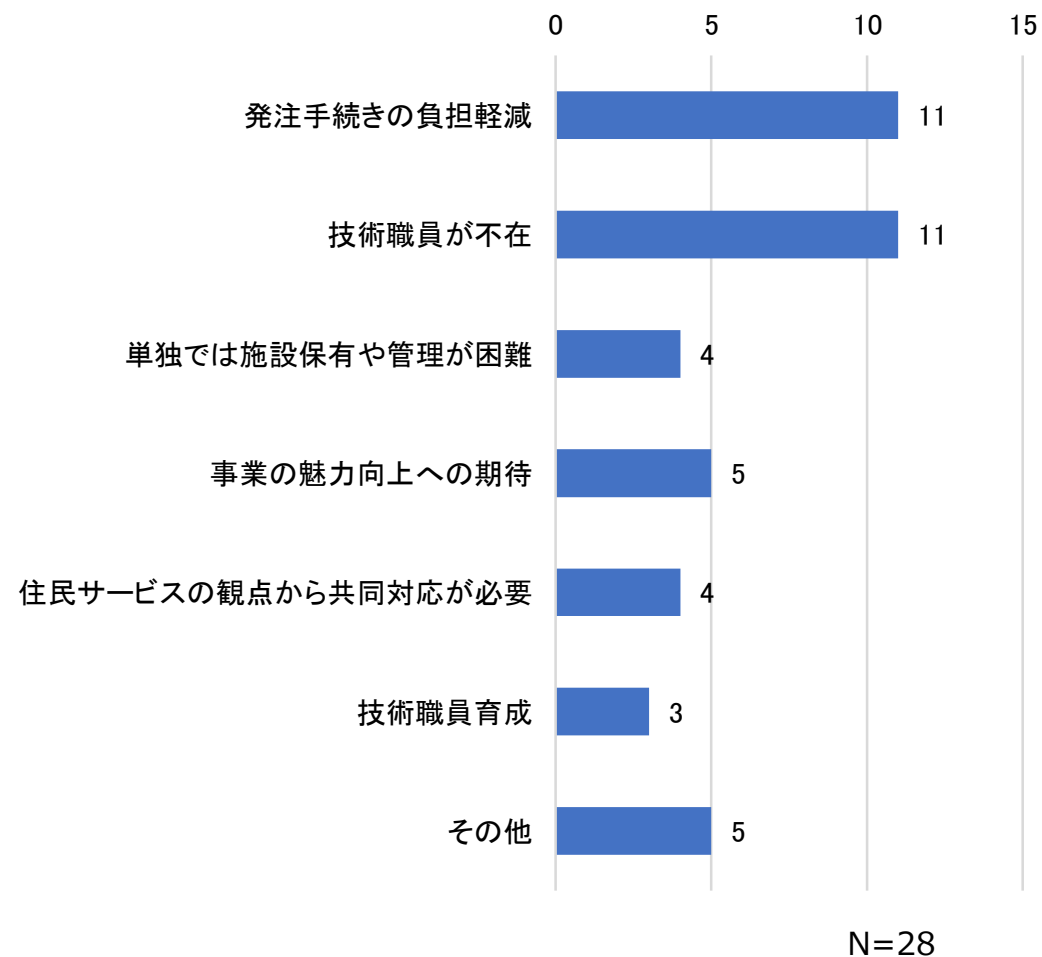
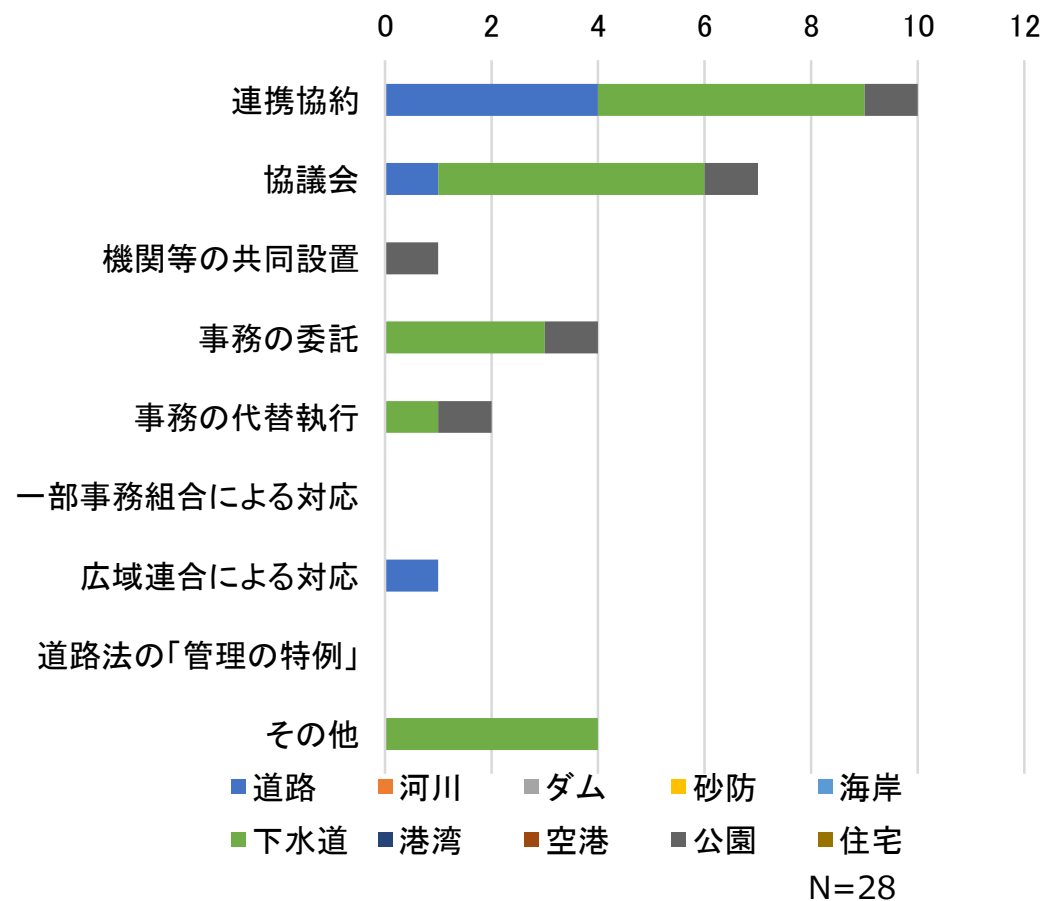
※ハッチング：問5-1で包括的民間委託の「導入実績がある/導入予定がある」と回答していない団体

- 広域連携の実施にあたって活用している制度として、連携協定・協議会を挙げる回答が多い。
- 包括的民間委託の導入経緯・目的は、「発注手続きの負担軽減」「技術職員の不在」を挙げる回答が多い。

問7-2. 広域連携を導入（予定を含む）している施設分野について（複数選択可）

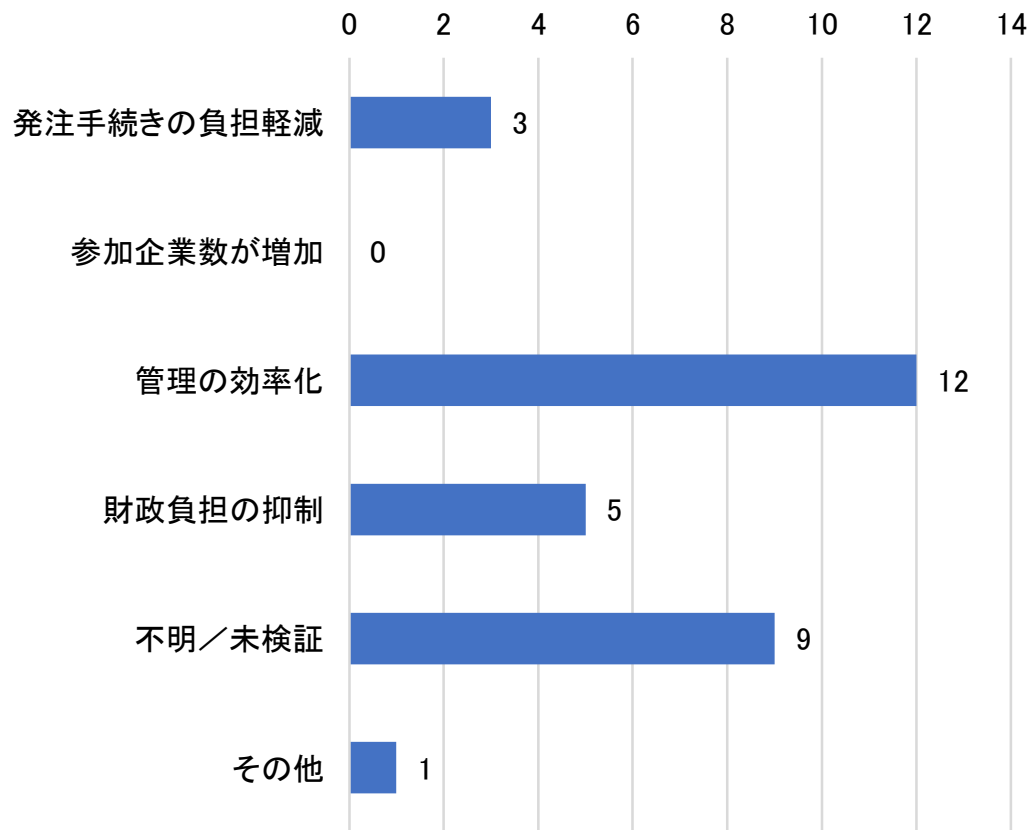
問7-3. 広域連携を導入した経緯、目的（複数選択可）

③広域連携の実施にあたって活用している制度



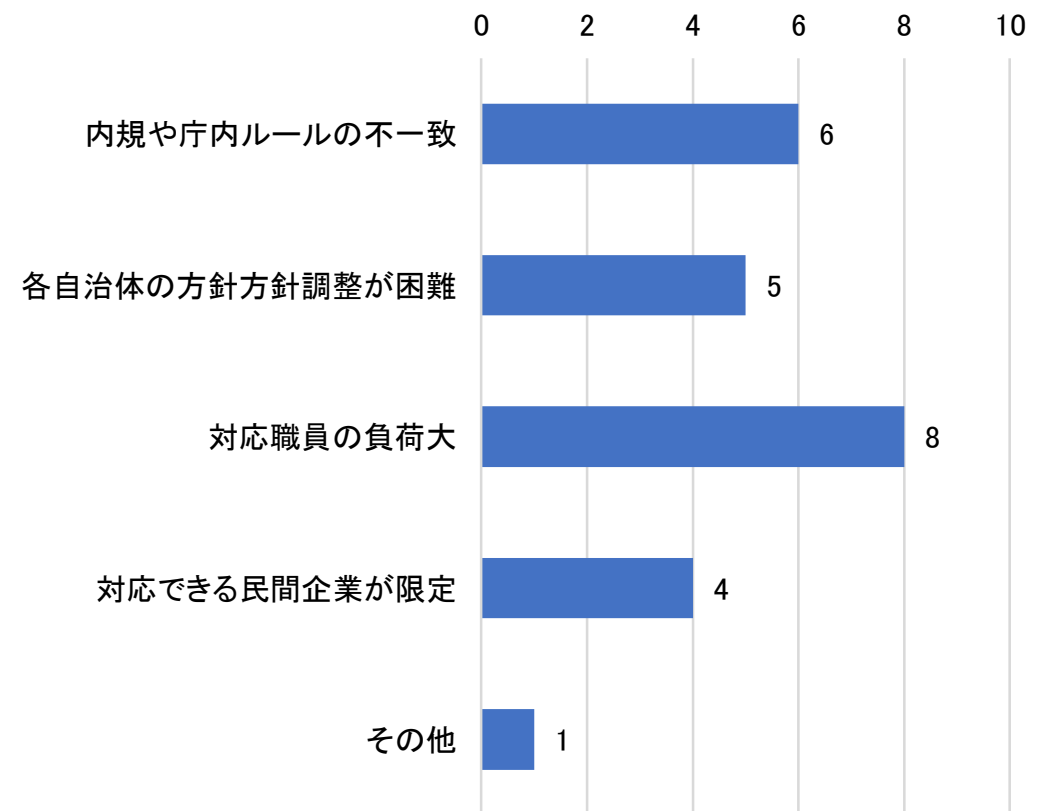
- 広域連携の導入効果は、管理の効率化、発注手続きの負担軽減、財政負担の抑制を挙げる回答が多い一方で、不明/未検証の回答も多い。
- 広域連携の導入における課題として、対応職員の負担が大きい、対応できる民間企業が限定されるという回答が多い。

問7-4. 広域連携を導入した効果(複数選択可)



N=28

問7-5. 広域連携を導入した中での課題(複数選択可)



N=28

# 本省からの情報提供

---

# インフラ分野のDXアクションプラン第2版 記者発表

---



令和5年8月8日  
大臣官房参事官（イノベーション）  
大臣官房公共事業調査室

## インフラ分野のDXアクションプラン（第2版）の策定

国土交通省では、インフラを取り巻く状況を踏まえ、データとデジタル技術を活用したインフラ分野のDXを進めております。

令和4年3月にとりまとめたインフラ分野のDXアクションプランについて、今後、分野網羅的、組織横断的な取組によりDXを更に加速化させるため、アクションプランを改定いたしました。

インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションの取組を推進するため、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」（本部長：技監）を設置し、国交省一体となって取組を進めております。

令和4年3月には、個別施策の目指す姿と工程等にとりまとめた「インフラ分野のDXアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定しました。

今般、分野網羅的、組織横断的な取組によりDXを更に加速化させるため、アクションプランを改定し、第2版としてとりまとめました。

第2版では、86の個別施策を位置づけるとともに、「インフラの作り方の変革」、「インフラの使い方の変革」、「データの活かし方の変革」の3つの柱と、デジタル技術別で個別施策を分類した「インフラDXマップ」を掲載いたしました。

国土交通省では、令和5年をDXによる変革を一層加速させる「躍進の年」と位置付けており、省横断的に取り組んでまいります。

※インフラ分野のDXアクションプラン、およびインフラ分野のDX推進本部のこれまでの開催概要等は以下の国土交通省HPからご参照ください。

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000073.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000073.html)

### 【お問い合わせ先】

大臣官房参事官（イノベーション）グループ 課長補佐 大谷（内線 22339）  
係長 高橋（内線 22326）  
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8219

大臣官房公共事業調査室 課長補佐 近藤（内線 24296）  
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8258

# 国土交通データプラットフォーム 記者発表

---

- 国土交通省が多く保有するデータと民間等のデータを連携し、国土交通省の施策の高度化や産学官連携によるイノベーションの創出を目指す取り組み
- 同一の地図上で一括した表示・検索・ダウンロードを可能とする、分野間データ連携基盤として構築を進めている（ユーザー意見を踏まえ、令和5年4月27日に全面リニューアル）

## 国土に関するデータ

測量・調査 ドローン等を活用した3次元測量 → 設計 BIM/CIMによる3次元設計

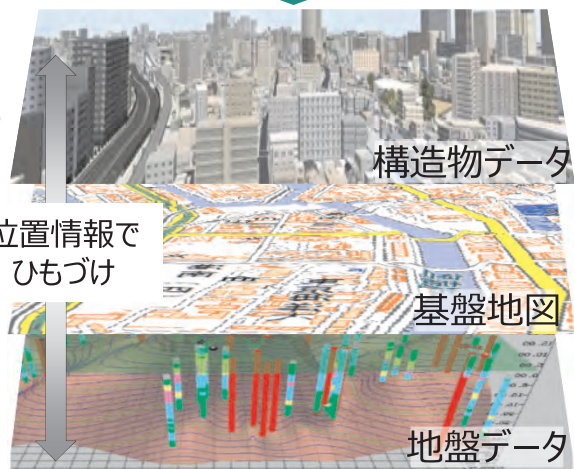
建設生産プロセス全体を3次元データでつなぐ  
i-Construction

維持管理 ロボット等による点検データの取得 ← 施工 データに基づく施工、品質管理

民間建築物データ

各管理者の維持管理情報

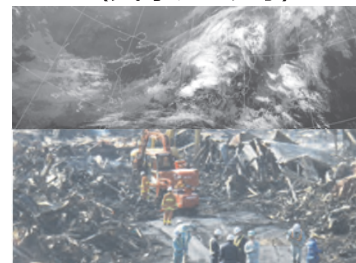
位置情報でひもづけ



経済活動に関するデータ  
(公共交通データ、港湾関連データ等)



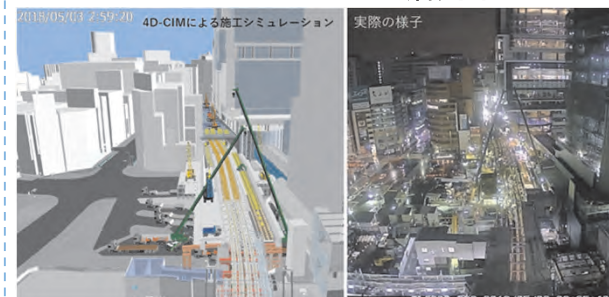
自然現象に関するデータ  
(気象データ等)



## 国土交通データプラットフォーム

分野間のデータ連携基盤を整備し、政策の高度化やイノベーションの創出

※活用イメージ



【新しいインフラ社会】



【高度な防災情報】

令和 5 年 9 月 25 日  
大臣官房参事官(イノベーション)グループ  
国土技術政策総合研究所

## 国土交通データプラットフォームの新バージョンをリリース ～オープンデータを用いた先進的な取り組みを募集～

国土交通データプラットフォームの利便性を向上させるため、新規機能の追加や連携するデータの拡充・更新を行いましたので、お知らせします。

今回のバージョンアップにより

- ・ 利用者向け API の提供
- ・ モバイル対応（スマートフォン、タブレット）
- ・ 連携するデータの拡充・更新

等を実施しており、API を活用したデータ利用やモバイル端末における操作が可能になりました。

この API 等を活用し、国土交通データプラットフォームと連携しているデータの利活用を促進するため、オープンデータを用いた先進的なアイデアや取り組みをアーバンデータチャレンジ 2023（※）において募集し、優秀作品は表彰します。

### （参考）国土交通データプラットフォーム

国土交通省が保有するデータと民間等のデータを連携し、一元的に検索・表示・ダウンロードを可能にする国土交通データプラットフォームの構築を進めています。

<https://www.mlit-data.jp/>



サイト QR コード

### 【国土交通データプラットフォームの主なバージョンアップの内容】

#### ①利用者向け API の提供

- ・ データの検索や取得が API を通じて可能
- ・ API の利用方法のページや実際に試行利用ができるページを整備

※API の利用には、新規追加されたアカウント登録機能からアカウント登録が必要になります。

#### ②モバイル対応（スマートフォン、タブレット）

- ・ データの検索、表示、ダウンロード、プレビュー、お気に入り登録がモバイル端末で操作可能
- ・ 移動中でパソコンから操作ができない環境でもモバイル端末から操作が可能

#### ③データ連携の拡充・更新

- ・ 全国道路施設点検データベースの特定道路土工構造物を連携開始
- ・ PLATEAU の 113 都市の 3D 都市データを更新 これまで 56 都市

## 【アーバンデータチャレンジにおける国土交通データプラットフォーム特別賞について】

### ※【アーバンデータチャレンジとは】

一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会（AIGID）他が運営（国土交通省は後援）する、公共データ活用による地域課題解決を目指した取り組みです。オープンデータ等を積極的に活用して、地域課題の解決に効果的なアプリケーションや活動をコンテスト形式で募集します。

#### ①応募の対象

- ・個人、法人、任意の団体・グループのいずれでも構いません。

#### ②応募方法

- ・募集要領は、アーバンデータチャレンジ2023のHPをご確認ください。

アーバンデータチャレンジ2023 作品募集要領のお知らせ

[https://urbandata-challenge.jp/udc2023\\_entry](https://urbandata-challenge.jp/udc2023_entry)



サイト QR コード

#### ③国土交通データプラットフォーム特別賞の概要

- ・受賞条件：国土交通データプラットフォームのデータや利用者向けAPIを利用した作品
- ・副賞：表彰状、表彰盾

※ 作品応募者は、2024年2月に実施予定の「デモDay」にて作品のプレゼンテーション及びデモを行っていただきます。開催概要は、アーバンデータチャレンジ2023のHPにて後日発表予定です。

※ 応募作品については希望に応じ、国土交通データプラットフォームのHPへの掲載やプレゼンテーションの機会を提供することを予定しています。

#### 問い合わせ先

（取組全般及び国土交通データプラットフォーム特別賞について）

国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）グループ

課長補佐 潮（内線 22335）、係長 細井（内線 22338）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8120

（全国道路施設点検データベースについて）

国土交通省 道路局 国道・技術課

企画専門官 舟波（内線 37862）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8498

（PLATEAUについて）

国土交通省 都市局 都市政策課 デジタル情報活用推進室

課長補佐 松川（内線 32233）、係長 細萱（内線 32237）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8397

（国土交通データプラットフォームのシステムについて）

国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 社会資本情報基盤研究室

主任研究官 光谷（内線 3847）

代表：029-864-2211 直通：029-864-4916

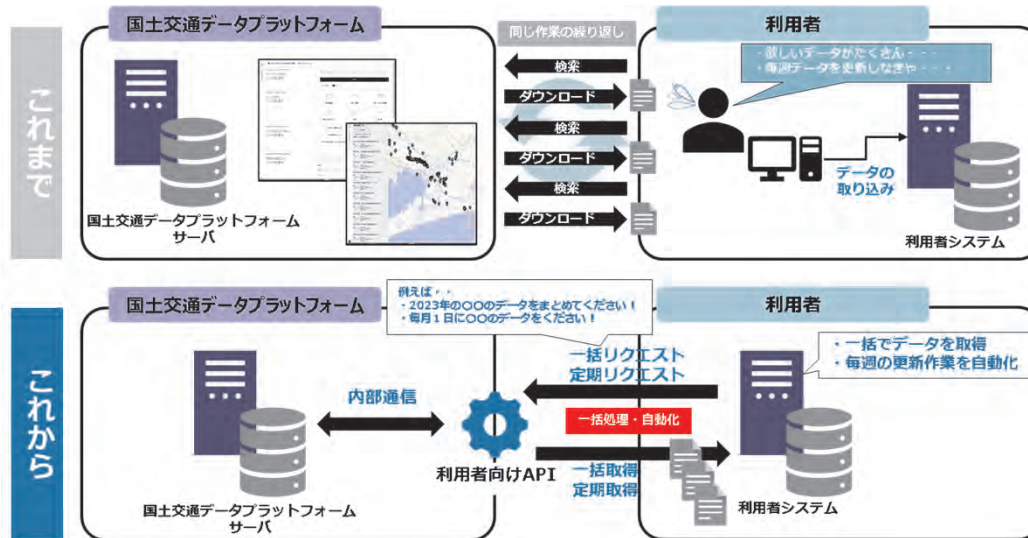


# 利用者向けAPIの提供

- 国土交通データプラットフォーム上のデータを検索・取得できる利用者向けAPIの提供を開始しました。
- すぐに利用できるよう、利用者向けAPIの利用マニュアルや複数のサンプルプログラムを整備しました。
- APIの実行結果をすぐに画面上で確認することができます。

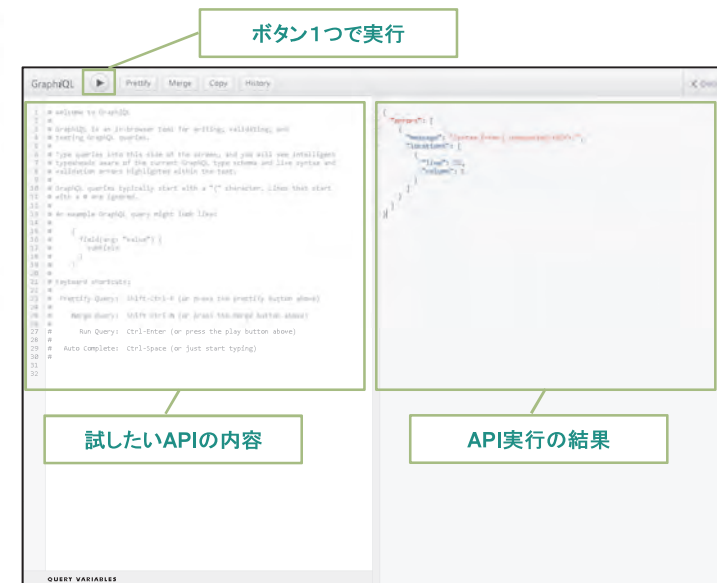
## 利用者向けAPIのメリット

- 自動的にデータの検索や取得が可能になることで手作業の軽減、作業が効率化
- 国土交通データプラットフォームと連携している各データにリアルタイムにアクセス



## 画面上で実行結果の確認が可能

- APIの実行結果をボタン1つで確認
- アプリ等への適用前に結果を画面上で確認



## 利用マニュアルやサンプルプログラムを整備

- 利用者向けAPIの利用マニュアルを整備
- 利用用途に応じたサンプルプログラムを複数用意





# モバイル対応

- 国土交通データプラットフォームがスマートフォンやタブレット端末でも利用できるようになりました。
- 移動中などのパソコンの操作ができない状況でもモバイル端末でデータの検索やお気に入り登録ができます。

## データの検索・表示

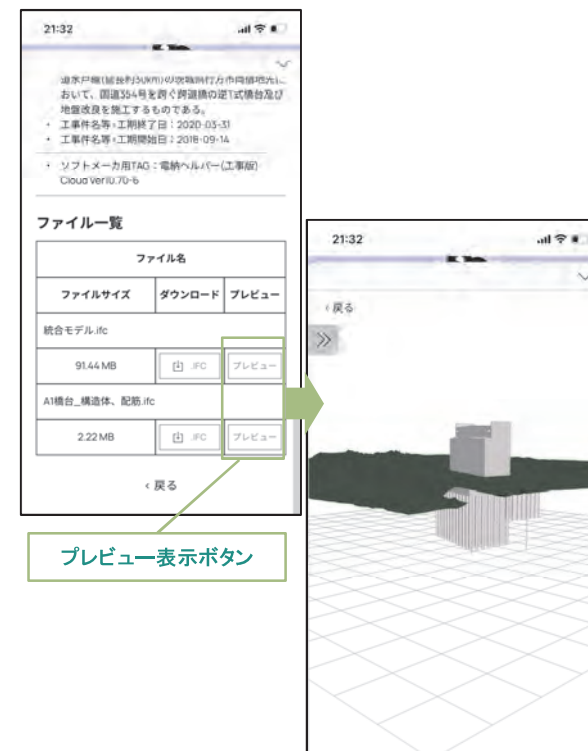
- PC版と同様の方法で検索・表示・ダウンロードが可能
- 地図表示が見やすいように検索結果一覧の折り畳みが可能

## データのお気に入り登録

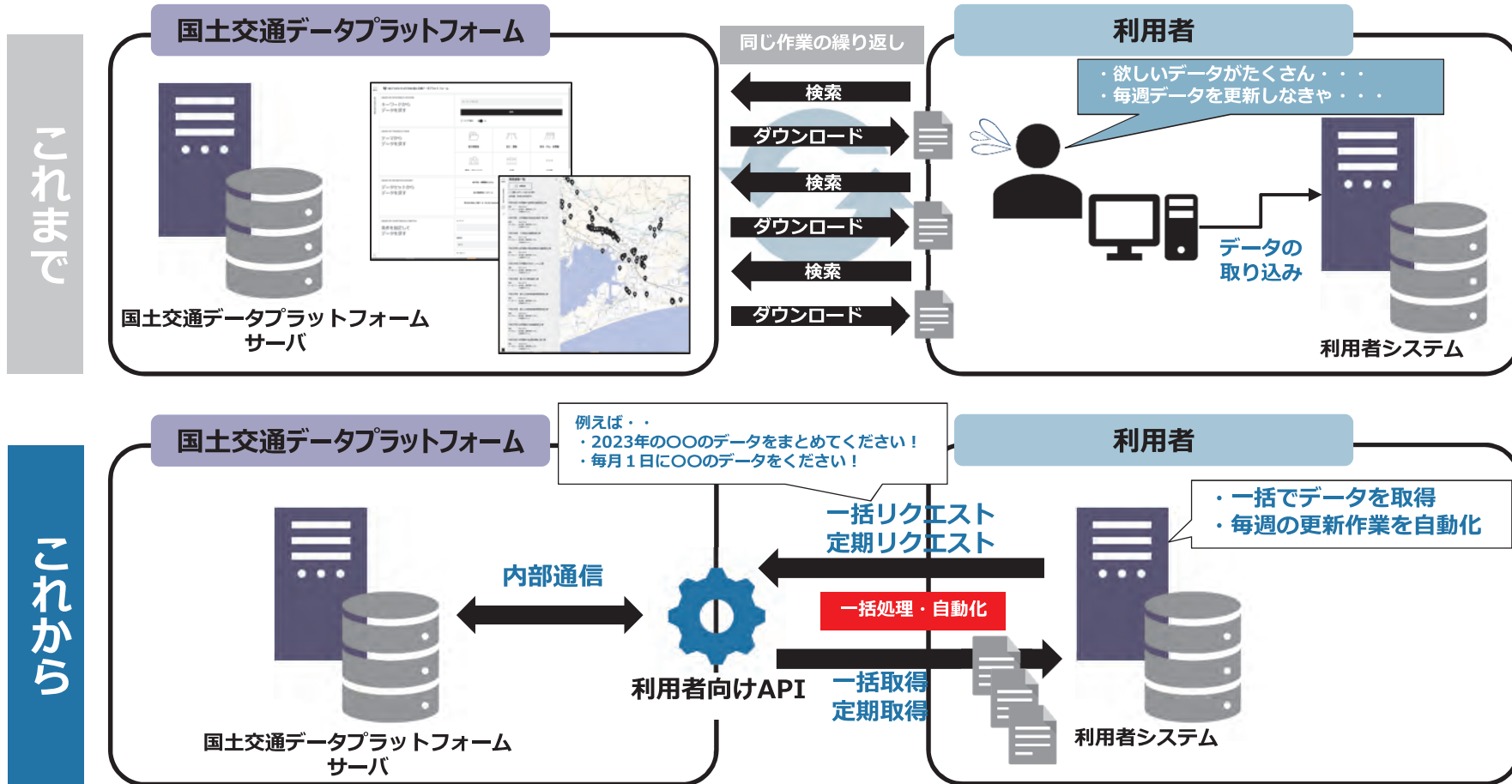
- お気に入りしたいデータをワンタッチで登録可能

## 3次元モデルのプレビュー表示

- 選択したデータはPC版と同様にプレビュー表示が可能
- 3次元モデルは回転、移動、拡大・縮小の操作が可能



# 利用者向けAPIの提供



# 技術職員確保計画の状況及び各種取組(総務省作成資料)

---

# 技術職員確保計画の状況及び 各種取組について

---

令和5年8月

総務省 自治行政局 公務員部 応援派遣室



総務省

## 1 技術職員確保計画の概要

- 令和4年12月23日総行派第62号公務員部長通知にて各都道府県に策定を依頼。（令和5年6月12日締め切り）
- 技術職員確保計画の内容
  - ・ 令和10年度までの技術職員確保の目標（中長期派遣可能な技術職員数なども含む。）
  - ・ 技術職員確保の具体的な取組（採用強化策、OB・OG確保など。）

## 2 技術職員確保計画の策定状況

- 策定結果まとめ（令和5年7月14日集計値）※都道府県のみ
  - ・ 中長期派遣可能な技術職員数  
令和4年度 227名 → 令和10年度予定 **885名**

⇒ **令和10年度に1,000名の目標が達成できるよう、  
取組を進めていただきますようお願いいたします。**

- ・ 市町村支援技術職員数  
令和4年度 353名 → 令和10年度予定 **835名**

## 1 公務員・民間企業の技術職員のOB・OGの活用

- 災害時の技術支援：市町村の要請を受けて、災害発生時の市町村における現場支援や工事監督、技術サポートなどを実施
- 内部任用：会計年度任用職員や任期付（短時間）職員、臨時的任用職員として採用し、欠員や育休代替に補充
- 人材バンク：登録者の再就職支援、平時や災害時の人材派遣及び技術支援の人材紹介など
- ボランティア：OB・OGによる防災ボランティアが災害復旧支援や被災状況調査、応急危険度判定などを実施

## 2 技術職員の採用に係る取組の強化

- 職場体験：インターンシップの実施、現場見学バスツアーの実施 など
- 採用試験の見直し：SPI試験の導入、採用試験前倒し、早期合格発表を行う「先行枠」の導入、退職者の特別採用試験の導入 など
- Web・SNSの活用：オンライン説明会の開催、若手職員のPR動画をyoutubeで公開、公式youtubeチャンネル開設、twitterでの情報発信 など
- 職員の出身校へのアプローチ：高校・大学のOB・OGの説明会や講義の実施など

## 3 60歳後も継続して勤務する技術職員の確保

- 定年後の勤務条件等を説明したパンフレットの作成、ポータルサイトの開設、研修の充実 など



# 最近のクルーズ情勢、CNP( 港湾脱炭素化推進計画 )について

---

# 港湾局説明資料

---

令和5年11月  
国土交通省港湾局

# 最近のクルーズ情勢について

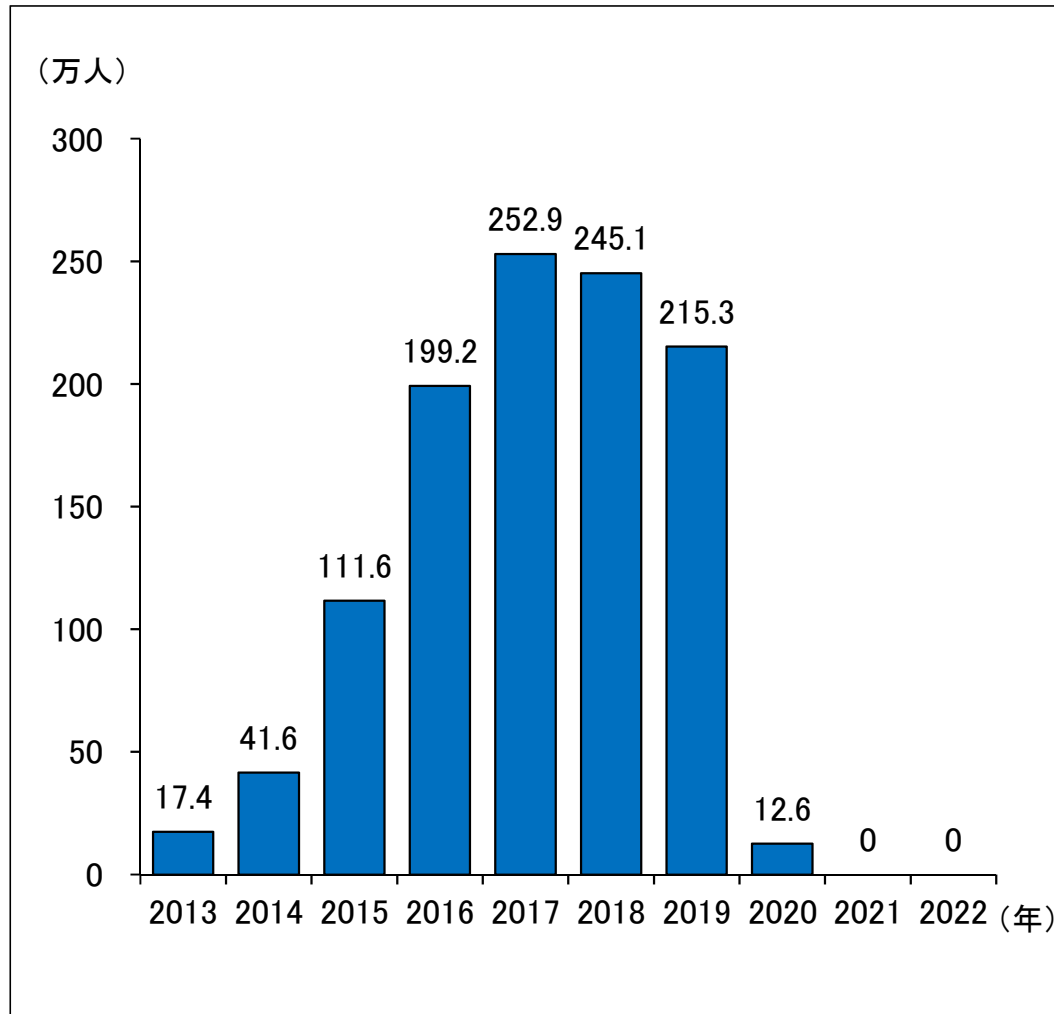
---

# 我が国のクルーズ船寄港に関する状況

○2022年の訪日クルーズ旅客数はゼロ、我が国港湾への寄港回数は前年比71.4%増の720回（全て日本船社）となった。（速報値）

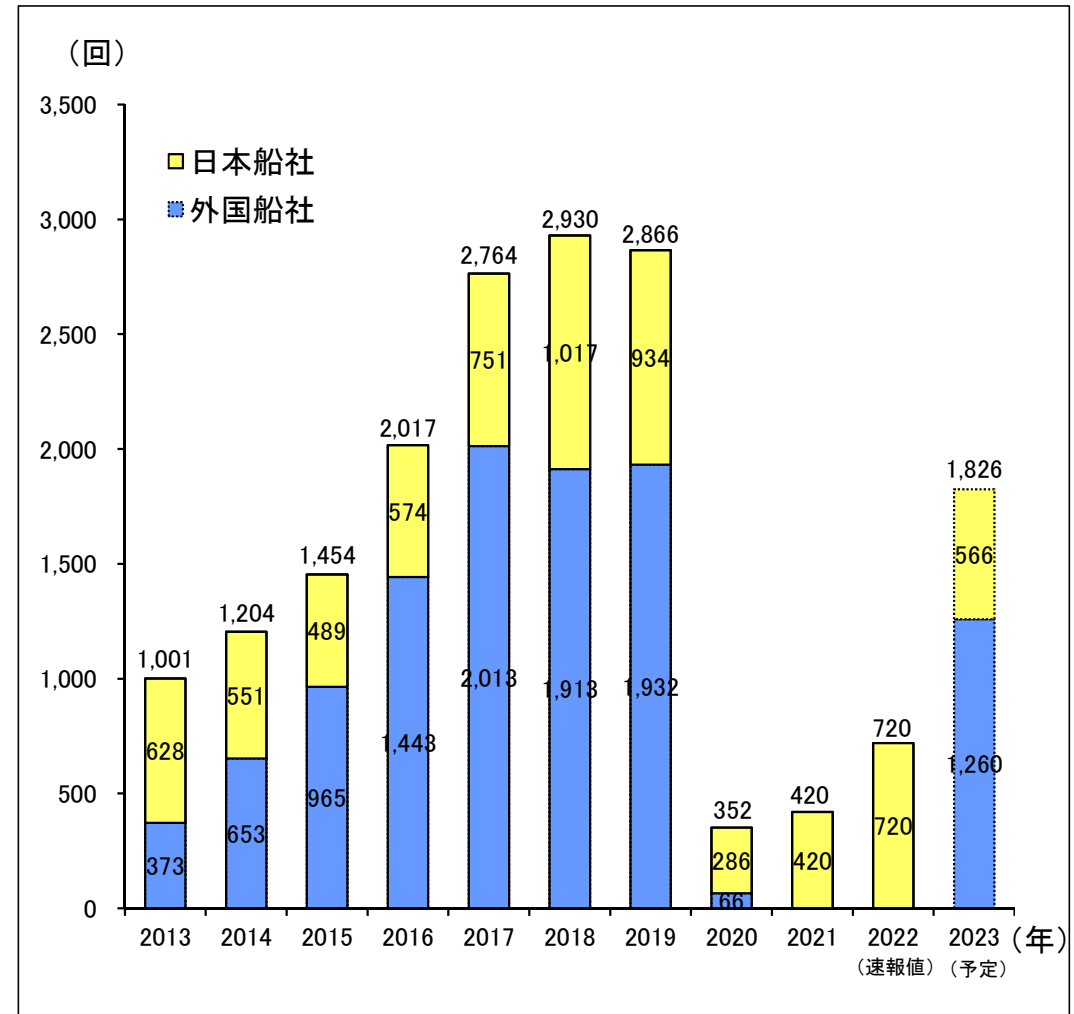
○2023年の寄港回数は1,826回（うち外国船社1,260回）となる予定。

## 訪日クルーズ旅客数



注1) 出入国在留管理庁の集計による外国人入国者数で概数(乗員除く)。  
 注2) 1回のクルーズで複数の港に寄港するクルーズ船の外国人旅客についても、(各港で重複して計上するのではなく)1人の入国として計上している。

## クルーズ船寄港回数



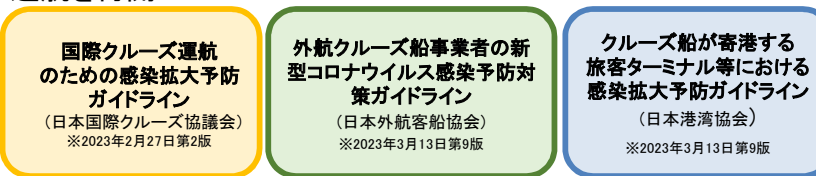
注1) 2013年～2022年は、港湾管理者への聞き取りをもとに、港湾局作成。  
 注2) 2023年は、船社や船舶代理店への聞き取りをもとに、港湾局作成(2023年5月25日時点)(商業運航のみ計上)。

# 国際クルーズ再開後の運航状況

- 国際クルーズについては、業界団体により策定されたガイドラインを踏まえ、2023年3月より本格的な運航を再開。同年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことを受け、業界団体によりガイドラインの見直し等を実施。
- 2023年5月25日時点では、外国船によるクルーズについて、2023年に272本が予定されている。日本船によるクルーズは137本が予定されている。

## ガイドラインの状況

業界団体によるガイドラインを踏まえ、国際クルーズの本格的な運航を再開



5月8日以降、新型コロナが5類感染症に変更

改訂し継続※1

廃止※2

廃止※3

※1) 感染症法上の位置付け変更を踏まえ、規定を一部見直し。各船社におけるプロトコル整備等を推奨

※2) 個社毎に感染対策マニュアルを整備するなど、引き続き感染対策を継続

※3) 各港において、関係者間で情報共有する体制を継続

## 国際クルーズ再開後の入港状況

### ●アマデア（清水港:2023年3月1日）

▼埠頭のマルシェで買物をする旅客



▲アマデア入港

## 2023年（令和5年）のクルーズ予定一覧

◎外国クルーズ船：34隻 計272本のクルーズが予定（2023年5月25日時点）

【JICC:147本】 ※JICC: 日本国際クルーズ協議会

○プリンセス・クルーズ

ダイヤモンド・プリンセス 35本

○ホーランド・アメリカ・ライン

ウエステルダム 8本

○コスタ・クルーズ

コスタ・セレーナ 29本

○キューナード・ライン

クイーン・エリザベス 6本

○シルバー・シー・クルーズ

シルバー・ミュージック 5本

シルバー・ウィスパー 5本

○MSCクルーズ

MSCベリッシマ 26本

MSCポエジア 1本

○ポナン

ル・ソレアル 9本

○リージェント・セブンシーズ・クルーズ

セブンシーズ・エクスプローラー 11本

セブンシーズ・マリナー 1本

○オーシャンシア・クルーズ

ノーティカ 5本

インシグニア 2本

レガッタ 2本

○ノルウェー・ジャン・クルーズ・ライン

ノルウェー・ジャン・ジュエル 2本

【JICC以外:125本】

○シーニック・クルーズ

シーニック・エクリプス 6本

○ウィンドスター・クルーズ

スター・ブリーズ 12本

○ハパグロイド・クルーズ

オイローパ2 2本

ハンセアティック・ネイチャー 5本

○スワン・ヘレニック

SHミネルバ 3本

○リンドブラッド・エクスペディションズ

ナショナル・ジオグラフィック

・レゾリューション 3本

○ヘリテージ・エクスペディションズ

ヘリテージ・アドベンチャラー 5本

○コーラル・エクスペディションズ

コーラル・アドベンチャラー 3本

○カーニバル・クルーズ・ライン

カーニバル・ルミノーザ 1本

○ロイヤル・カリビアン・インターナショナル

スペクトラム・オブ・ザ・シーズ 3本

○セレブリティ・クルーズ

セレブリティ・ミレニアム 6本

○アザマラ・クルーズ

アザマラ・クエスト 4本

○フェニックス・ライゼン

アマデア 2本

○TUIクルーズ

メイン・シフ5 2本

○ピース・ボート

パシフィック・ワールド 4本

○バイキング・オーシャン

・クルーズ

バイキング・オリオン 4本

○フレッド・オルセン

ボレアリス 1本

○ブルードリーム

インターナショナルクルーズ

ブルードリームスター 47本

○招商バイキングクルーズ

招商伊敦 12本

◎日本クルーズ船：2隻 計137本のクルーズが予定（2023年8月30日時点）

○商船三井クルーズ

にっぽん丸 国内73本 国際5本

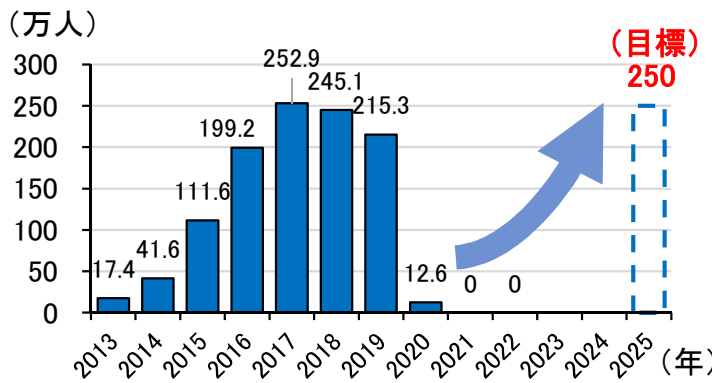
○郵船クルーズ

飛鳥II 国内55本 国際4本(2024年4月発には世界一周も予定)

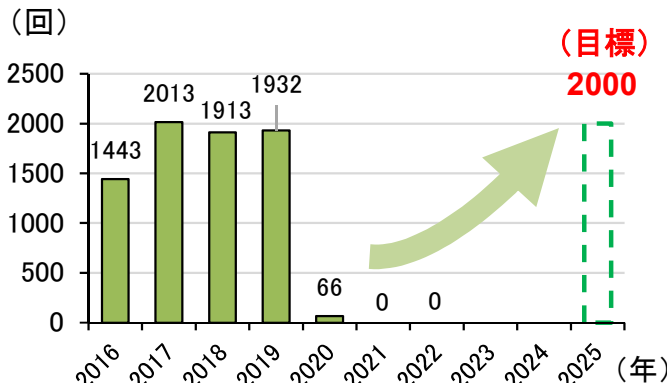
# クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

○日本におけるクルーズ再興に向け、安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進め、訪日クルーズ旅客を令和7年にコロナ前ピーク水準の250万人まで回復させるとともに、外国クルーズ船の寄港回数がコロナ前ピーク水準の2,000回を超えることを目指した取組を推進する。また、地方誘客を進めるための外国クルーズ船が寄港する港湾数について、令和7年にコロナ前ピーク水準の67港を上回る100港とすることを目指して取り組む。

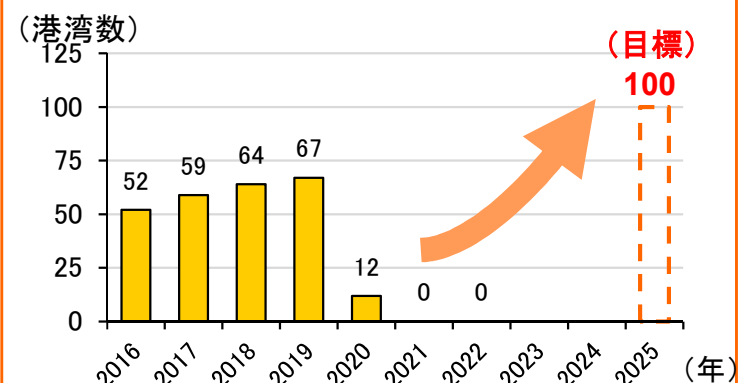
## 新たな目標値① 訪日クルーズ旅客数



## 新たな目標値② 外国クルーズ船の寄港回数



## 新たな目標値③ 外国クルーズ船が寄港する港湾数



### 目標の達成に向け実施する主な取組

#### ハード・ソフト両面からの支援

##### 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業

クルーズ旅客の利便性・安全性の向上に資する事業を支援

##### 【補助対象経費】

- ・クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- ・クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- ・クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費



屋根付き通路 (鹿児島港)

##### クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化事業

クルーズ船寄港に対する理解促進や地域の魅力を活かしたクルーズ寄港促進等に資する事業を支援

##### 【補助対象経費】

- ・本格的なクルーズの受入再開促進
- ・訪日外国人観光客が楽しめる国内クルーズの仕組み作り支援
- ・新たなクルーズ船受入に向けた安全対策



FAMツアーの実施  
(例: 阿波「藍染め」の体験)

#### 世界に誇る国際クルーズ拠点の形成

国が指定した港湾において、港湾管理者とクルーズ船社との間で、以下の内容の協定を締結できる制度等を創設

- 港湾管理者はクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める
- 船社は旅客施設を整備し、他社の使用も認める



八代港における国際クルーズ拠点

#### 訪日プロモーション

全国クルーズ活性化会議と連携し、クルーズ船社、自治体等が参加する商談会の開催や国際展示会への出展を実施



国際展示会への出展

#### 安心してクルーズを楽しめる環境づくり

ダイヤモンド・プリンセス号での新型コロナウイルス集団感染の事案を受け策定した、「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」(2020年9月18日)を基本とした、「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る最終とりまとめ」を公表(2023年9月11日)

##### 最終とりまとめの主な内容

- ダイヤモンドプリンセス号事案への課題と対応、クルーズの段階的な再開、国交省が実施した具体的な措置を整理
- クルーズの安全・安心の確保に向けた今後のあり方として、関係者間の連携・連絡体制の強化や、既知の感染症・新たな感染症への対応、大規模集団感染発生時の追加的措置等を整理

#### クルーズ船寄港による地域経済効果の最大化

寄港地での消費を船内等で喚起するスキームを構築

寄港地の地方公共団体とクルーズ船社が連携し、寄港地での消費を船内等で喚起するスキームを構築

上質な寄港地観光造成

地元エキスパートの同行や解説、体験型観光を核とした寄港地観光ツアーの造成を促進  
⇒キーワードは「本物」や「特別感」



## オーバーツーリズムの未然防止・抑制に関する関係省庁対策会議

- ・国内外の観光需要の急速な回復に伴い、一部の地域・時間帯では混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度低下への懸念が生じている。
- ・今般、関係省庁が一丸となってオーバーツーリズムの未然防止・抑制に資する施策・取組を検討、実施するため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に関する関係府省庁対策会議を開催。

### <開催状況>

#### 【第1回】

日時: 令和5年9月6日(水) 10:00~11:00

主な議事: (1) 観光庁説明  
(2) 意見交換

#### 【第2回】

日時: 令和5年9月29日(金) 16:00~17:00

主な議事: (1) 地域関係者からのヒアリング  
(美瑛町、鎌倉市、京都市)  
(2) 施策の柱立てについて[観光庁]  
(3) 施策案について[各省庁]  
(4) 意見交換

#### 【第3回】

日時: 令和5年10月17日(火) 17:00~17:30

主な議事: (1) オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ(案)について  
(2) 関係省庁等における取組について

<参考: 公表HP> [https://www.mlit.go.jp/kankocho/overtourism\\_yobou\\_yokusei.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/overtourism_yobou_yokusei.html)

## 観光立国推進閣僚会議(第21回)

- ・国内外の観光需要は急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻しているが、都市部を中心とした一部地域への偏在傾向も見られ、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対処が必要。
- ・地方部への誘客をより一層強力に推進し、全国津々浦々あまねく観光客を呼び込んで行く。
- ・観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するためには、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じることが有効であり、国としてこうした取組に対し総合的な支援を行う。

### <開催状況>

日時: 令和5年10月18日(水) 15:00~15:20

主な議事: オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ(案)

<参考: 公表HP> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/kaisai.html>



# オーバートーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ

(令和5年10月18日 観光立国推進閣僚会議決定)

- 国内外の観光需要は急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻しているが、都市部を中心とした一部地域への偏在傾向も見られ、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対応が必要。
- 地方部への誘客をより一層強力に推進し、全国津々浦々あまねく観光客を呼び込んで行く。
- 観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するためには、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じることが有効であり、国としてこうした取組に対し総合的な支援を行う。

## 1. 観光客の集中による過度の混雑やマナー違反への対応

### 1-1. 受入環境の整備・増強 観光客が集中する地域における交通手段や観光インフラの充実

- <乗降時や車内等の混雑緩和>
  - ・観光客が集中する路線バスから鉄道への分散・乗り換えを促進・支援（京都等）
  - ・「手ぶら観光」の実証導入（京都で今秋実施）、各地で導入を支援
  - ・チケット購入や運賃支払いのキャッシュレス・多言語化を支援（全国10地域→20地域以上）
  - ・MaaSや配車アプリ等の導入・サービス拡充に対する支援（関西エリア等）
  - ・空港業務人材の確保やスマートレーン導入等による生産性向上への支援（成田・羽田・関空・中部等）
- <輸送力の増強>
  - ・長編成LRT車両・連節バス導入等の車両長大化（広島等）や、鉄道駅改良への支援（大阪・弁天町駅等）
  - ・供給力の徹底的な回復、観光客向けの乗合タクシー導入、混雑乗り場におけるタクシーポーターの配置（東京駅・京都駅）等、「タクシー不足に対応する緊急措置」実施
- <観光客が集中する地域の受入環境の充実>
  - ・歩行空間の拡大や交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援（大阪・御堂筋周辺等）
  - ・道路・歩道整備、観光地での無電柱化加速化（低コスト工法・民間委託）やカーシェア発着場所増
  - ・国立公園を中心に入域料を導入し受入環境整備に活用（中部山岳国立公園（松本市ほか）等）
  - ・ICTを活用した「スマートごみ箱」の導入支援（大阪・道頓堀ほか各地）
  - ・宿泊業の採用活動支援、機械化・DX化推進支援、外国人材の活用促進
  - ・本年度中を目処に、Visit Japan Web等を活用した訪日客への民間医療保険加入促進を強化

### 1-2. 需要の適切な管理 実情に応じた入域管理や異なる需要に対応した運賃設定の促進等

- <入域や交通の管理・規制>
  - ・エコツーリズム推進法や自然公園法に基づく入域規制やガイド同伴の義務化（沖縄・西表島等）
  - ・富士山での適正な入山管理、軽装登山、ごみ投棄等について、今秋から協議を開始
  - ・観光施設・駐車場予約システムやパーク＆ライド駐車場整備等への支援（北海道美瑛町ほか各地）
  - ・地域における協議を踏まえた交通規制の実施（青森・奥入瀬エリアで実証）や好事例等の共有
- <異なる需要に対応した運賃・料金の柔軟な設定（規制緩和等）>
  - ・観光スポットへの急行バス導入促進（京都駅―清水寺方面等）と届出による運賃設定への規制緩和
  - ・混雑運賃設定が可能となるよう、今秋中に制度の弾力的運用を行い、導入を促進

### 1-3. 需要の分散・平準化 空いている時間帯・時期・場所への誘導・分散化

- ・観光スポットや周辺エリアの混雑状況の可視化・リアルタイム配信の導入支援（美瑛町、鎌倉市等）
- ・混雑状況を考慮した空いている観光ルート等の提案による誘導（今年度、箱根・秩父エリアで実証等）
- ・文化財や美術館・博物館等を早朝・夜間に体験する特別プログラムの実施（東京国立博物館等）
- ・休日と平日のバランスの見直し等、観光需要の分散・平準化のための高速道路料金割引の見直し（全国）

### 1-4. マナー違反行為の防止・抑制 旅マエから意識啓発を推進し、旅ナカへの取組・対策も強化

- <旅マエ・旅ナカにおける啓発>
  - ・今年度中を目処に統一ビクトグラムを策定、世界的な旅行ガイド本への掲載等を通じ周知
  - ・今年度中を目処に、意識の持ち方や行動例を示す「旅行者向け指針」を策定
  - ・看板・デジタルサイネージ等の設置支援、多言語での情報提供（京都市・美瑛町等）
- <マナー違反の抑止>
  - ・私有地や文化財等への防犯カメラ等の設置支援
  - ・観光客のごみ削減につながる行動変容の促進等に係るモデル事業を今年度より開始
  - ・今年中を目処に、条例に基づく罰則等の整備に係る事例集を作成、地域向けに共有

## 3. 地域住民と協働した観光振興

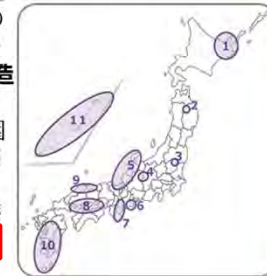
- ・地域の実情に応じた上記の対策を促進すべく、住民を含めた地域の関係者による協議に基づく計画策定・取組実施への包括的な支援を全国約20地域で実施し先駆モデルを創出。他地域にも横展開。
- ・各地域における課題解決に係る相談窓口を観光庁に直ちに設置。各省庁が連携し支援する体制を整備。

## 2. 地方部への誘客の推進

地方部の観光地の魅力向上や受入環境整備を通じて、都市部を中心とした一部地域への集中を是正、地方誘客を拡大

- <地方部の観光地の魅力向上>
    - ・11モデル地域における高付加価値なインバウンド観光地づくりの実現
- 地域のコアバリューを磨き上げ、それを体感できるコンテンツや宿泊施設の充実等により滞在価値を向上させる、高付加価値な観光地づくりを促進

- ①東北北海道：知床等手つかずの大自然や希少動物とのふれあいを実現するアドベンチャーツアー造成等を支援
- ④松本・高山：中部山岳国立公園でのトレイルツアー造成や松本・高山の歴史文化を活かした宿改修を支援
- ⑥伊勢志摩：伊勢神宮を核とする参拝文化と国立公園を活かした特別な食の提供や高付加価値な宿改修等を支援
- ⑧せとうち：島嶼部の自然景観美、海と切り離せない歴史や暮らしを活かしたクルーズ観光の強化やアートとの融合等を支援
- ⑨鳥取・島根：古代出雲の精神性、大山等の山岳信仰を活かした特別な体験造成や文化財を活用した宿改修等を支援
- ⑩沖縄・奄美：やんばるや奄美等の自然や歴史を活かした古武道体験など特別な体験造成や古集落の一棟貸し等宿改修を支援



- ・全国各地で特別な体験や期間限定の取組等を自然、文化、食、スポーツ等の様々な分野で創出し、全世界に発信
  - 高山エリア：飛騨の里合掌造りを特別に貸切した食文化や郷土芸能などの高付加価値なコンテンツを支援
  - 瀬戸内エリア：瀬戸内国際芸術祭の開催期間中しか鑑賞することができないアート作品の夜間を含む特別貸切鑑賞を支援



- ・中部山岳国立公園、やんばる国立公園など4国立公園における魅力向上とブランド化
  - 宿泊施設の誘致や自然体験アクティビティの提供など、面的な魅力向上を実施するため、今年度、基本構想案を検討。

- <受入環境整備>
  - ・空港業務人材の確保や施設整備等への支援（熊本ほか地方空港）
  - ・クルーズ船の地方寄港や新たな地方周遊航路造成等の促進（広島港等）
  - ・マイナンバーカードを活用し、観光客へのデジタルポイント付与等により広域周遊を促す取組の実施（今年度、静岡県等で実証）

- 自治体・DMOや事業者が地域住民に積極的に働きかける取組を促進
  - ・観光の意義や効果に係る地域住民等向け説明資料の作成、活用促進
  - ・今年度中を目処に、地域における計画策定や具体的な取組実施の参考となる事例や留意事項をまとめた地域向け指針を策定。

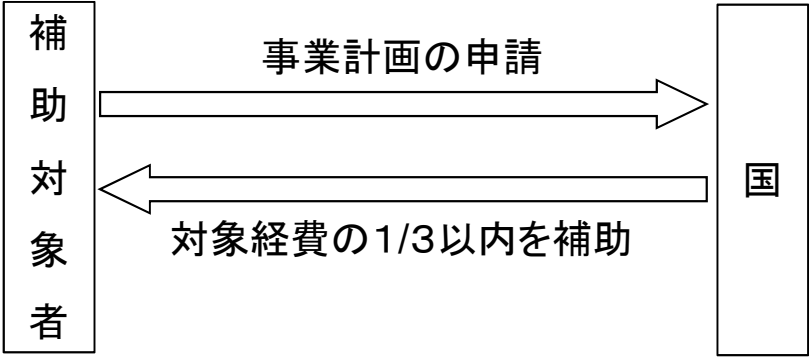


- 国土交通省では、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上等を図るための補助事業を実施中。
- 令和2年9月に策定された「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ(国土交通省海事局・港湾局)」等を踏まえ、再びクルーズを安心して楽しめる環境整備を推進する。

## 事業概要

- 補助対象経費
  - ・クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
  - ・クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
  - ・クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費
- 補助対象者  
地方公共団体(港務局を含む。)又は民間事業者

## ■事業スキーム



## 補助対象経費のイメージ

- :クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- :クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- :クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費

**旅客上屋等の改修**

待合設備 空調設備 便所設備 荷物搬送設備

**感染防止対策**

隔離設備 (陰圧テント、コンテナハウス) 検温設備 (サーモグラフィ)



クルーズの安全な運航再開を通じた地域活性化を促進するため、地方自治体等が行う本格的なクルーズの受入再開促進や訪日外国人観光客が楽しめる国内クルーズの仕組みづくり、新たなクルーズ船受入に向けた安全対策に要する経費の一部を補助する。

## ①本格的なクルーズの受入再開促進

- 港や周遊先におけるクルーズ船寄港に対する理解促進  
(例: FAMツアーの実施、セミナーの開催 等)
- 感染症対策を踏まえたクルーズ船寄港に係る新たなニーズへの実証的対応  
(例: 検査やチェックイン、CIQ等の手続・ターミナルまでの手荷物等の輸送支援、前後泊パッケージ商品の造成、クルーズ船受入訓練、必要機器のレンタル 等)
- 地域の魅力を活かしたクルーズ寄港促進
  - ・船内等での寄港地観光の消費喚起スキーム構築 (例: 地元食材の活用 等)
  - ・多様な寄港地観光パッケージの創出 (例: 離島等を含む広域的なツアー 等)
  - ・デジタル技術を活用した外国人クルーズ旅行客のニーズ分析及びクルーズ旅客の属性に合わせたツアーメニューの造成 (例: AIを活用したニーズ調査 等)

## ②訪日外国人観光客が楽しめる国内クルーズの仕組み作り支援

- 訪日外国人観光客に日本籍船の国内クルーズに乗船してもらうための海外でのプロモーション活動
- 乗船後も快適にクルーズを楽しめる船内コンテンツの充実(食事、イベント、多言語対応等)に向けた調査、商品開発、実証実験等

## ③新たなクルーズ船受入に向けた安全対策

- 各港湾において寄港するクルーズ船の更なる大型化に対応するため、船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認を支援  
(例: 船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認)



補助対象者	・港湾管理者 ・地方公共団体 ・民間事業者 ・クルーズ振興のための地域の協議会等
補助率	・1/2以内

訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域への訪日観光を促進し、魅力向上を図るため、地方公共団体等が行う旅行者のニーズの変化を捉えたツアーやイベント等の観光コンテンツの磨き上げや関連する受入環境整備を支援する。

## ①観光コンテンツの磨き上げ

●旅行者のニーズの変化を捉えたツアー造成・販売に係る試行(事前調査、二次交通の実証を含む)及び海洋周辺地域のイベントへの訪日外国人の誘客促進(諸外国に対する情報発信を含む)

(例:トライアルツアーの実施、二次交通のトライアル実施、イベントの企画・運営、多言語やICTを活用した情報発信、モニターツアーの実施 等)



トライアルツアーの実施



二次交通のトライアル実証



イベントの企画・運営



モニターツアーの実施



インターネットにおける情報発信



多言語情報パンフレット

## ②受入環境整備 ※

●船・船の発着場所・観光資源におけるICTを活用した多言語情報発信、環境整備及びデジタル実装による訪日旅客の利便性向上

(例: Wi-Fi整備、多言語対応、洋式トイレの整備、キャッシュレス対応、プロムナード、照明の整備、予約システム等の整備、デジタル技術の活用による観光案内システムの導入 等)



Wi-Fi整備



多言語対応



洋式トイレ化



キャッシュレス対応



プロムナード整備



観光案内システム

※磨き上げを実施した観光コンテンツに関するもの(本補助金の活用等により並行して実施するものを含む)に限る

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾管理者</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・民間事業者(登録DMO及び候補DMOを含む)</li> <li>・上記により構成されるコンソーシアム等</li> </ul>
補助率	・1/3以内

# カーボンニュートラルポート (港湾脱炭素化推進計画)について

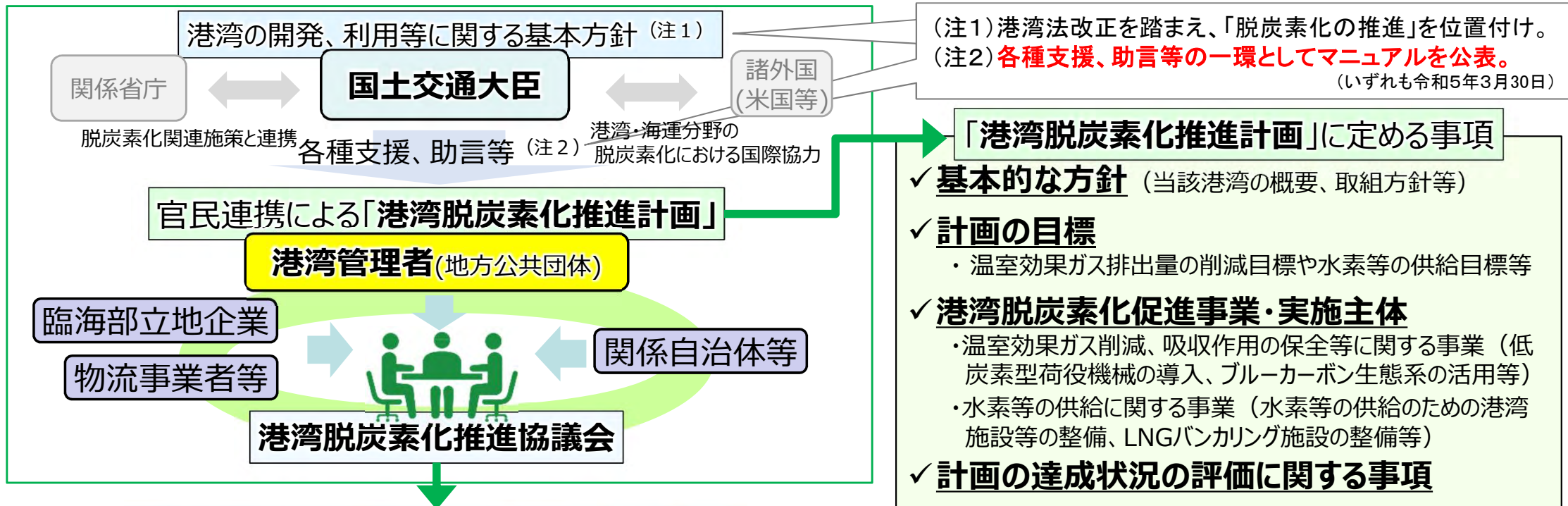
---



# 「港湾脱炭素化推進計画」について

- カーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進するため、令和4年の港湾法改正により、港湾管理者が官民連携による「港湾脱炭素化推進計画」を作成し、同計画に基づいて、各関係者がそれぞれの取組を進める体制を構築。
- 「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルは、港湾管理者が計画を作成する際の参考となるよう、計画作成プロセス、計画の達成状況の評価の方法等についてまとめたもの※。

※「CNP形成計画」策定マニュアル（令和3年12月）をベースに、港湾法改正等を踏まえ、「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルとして新たに公表。



- ### 「港湾脱炭素化推進計画」に定める事項
- ✓ **基本的な方針**（当該港湾の概要、取組方針等）
  - ✓ **計画の目標**
    - ・温室効果ガス排出量の削減目標や水素等の供給目標等
  - ✓ **港湾脱炭素化促進事業・実施主体**
    - ・温室効果ガス削減、吸収作用の保全等に関する事業（低炭素型荷役機械の導入、ブルーカーボン生態系の活用等）
    - ・水素等の供給に関する事業（水素等の供給のための港湾施設等の整備、LNGバンカリング施設の整備等）
  - ✓ **計画の達成状況の評価に関する事項**
    - ・評価の実施体制、方法、公表方法等
  - ✓ **計画期間**
  - ✓ **その他港湾管理者が必要と認める事項**
    - ・港湾の脱炭素化に関する将来構想
    - ・脱炭素化推進地区の方向性
    - ・産業振興・地域活性化に関する取組 等

### 「港湾脱炭素化推進協議会」の構成員の例

- ✓ **港湾管理者**（協議会を組織）
- ✓ **港湾脱炭素化促進事業の実施が見込まれる者**（立地企業、港湾協力団体等）
- ✓ **関係地方公共団体**（港湾所在市町村等）
- ✓ **港湾利用者**（船社、物流事業者等）
- ✓ **学識経験者** 等



# 「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアルの主な内容

## 計画に定める事項

- ✓ **基本的な方針**
  - ・当該港湾の概要、取組方針等
- ✓ **計画の目標**
  - ・温室効果ガス排出量の削減目標や水素等の供給目標等
- ✓ **港湾脱炭素化促進事業・実施主体**
  - ・温室効果ガス削減、吸収作用の保全等に関する事業（低炭素型荷役機械の導入、ブルーカーボン生態系の活用等）
  - ・水素等の供給に関する事業（水素等の供給のための港湾施設等の整備、LNGバンカリング施設の整備等）
- ✓ **計画の達成状況の評価に関する事項**
  - ・評価の実施体制、方法、公表方法等
- ✓ **計画期間**
- ✓ **その他港湾管理者が必要と認める事項**
  - ・港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想
  - ・脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性
  - ・港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組 等

## マニュアルの主な内容

### 計画の目標

○運輸部門等の脱炭素化技術がまだ開発中のものも多いことを踏まえ、短期、中期、長期と段階的な目標を設定。

### ▼目標設定例

KPI(指標)	数値目標		
	短期(●●年度)	中期(●●年度)	長期(●●年度)
CO2排出量	〇トン/年	〇トン/年	実質ゼロ
水素等の取扱貨物量	—	5千トン/年	5万トン/年
低炭素型RTG導入	50%	75%	100%

### 港湾脱炭素化促進事業・実施主体

○目標を達成するために実施する温室効果ガス排出量の削減に関する事業（低炭素型荷役機械の導入等）、温室効果ガス吸収作用の保全・強化に関する事業（藻場・干潟の造成等）、水素・アンモニア等の供給に関する事業（水素受入れのための岸壁改良等）等について、実施主体、整備時期、事業の効果等を記載。

出典：(株)三井E&Sマシナリー資料



低炭素型荷役機械の導入(神戸港)



浚渫土砂を活用した干潟の造成(徳山下松港)

▲港湾脱炭素化促進事業の例

### 計画の達成状況の評価に関する事項

- 港湾脱炭素化推進協議会を活用し、計画の達成状況の評価し、公表することが望ましい。
- 評価結果を踏まえ、必要に応じ柔軟に計画を見直す。

### その他港湾管理者が必要と認める事項

- 港湾脱炭素化促進事業として具体的に記載ができないが、中・長期的に取り組むことが想定される脱炭素化の取組を「将来構想」として記載。
- 構築物の用途規制の柔軟化を図る脱炭素化推進地区の活用の方向性、競争力強化に向けた取組（例：産業部局との連携による水素等関連企業の誘致等）等についても記載。

出典：川崎重工業(株)資料



水素受入基地の整備(大型液化水素貯蔵タンク)

▲将来構想の例

### 参考資料

- 「CNPの形成に資する技術・取組に関する事例集」等を掲載。

事務連絡  
令和5年4月26日

各都道府県（港湾担当部長） 殿  
国際戦略港湾、国際拠点港湾及び  
重要港湾の港湾管理者（港湾担当部長） 殿

国土交通省 港湾局 産業港湾課長

港湾脱炭素化推進計画の作成に当たっての調整手順について（依頼）

令和4年12月に施行された改正港湾法により、港湾管理者が多岐にわたる関係者が参加する港湾脱炭素化推進協議会（以下「同協議会」という。）での検討を踏まえ、港湾脱炭素化推進計画（以下「同計画」という。）を作成し、同計画に基づいて各関係者がそれぞれの取組を進める体制が構築されました。

また、令和5年3月30日に、脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割等を明記した「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」の告示及び「「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル」の公表が行われました。

今後、各港湾管理者において同計画の作成が進められることとなりますが、同計画の作成にあたっては、基本方針への適合性や港湾計画との整合性の確保等が重要となります。

については、同計画を円滑に作成するため、別紙のとおり、同計画の事前調整を行うこととしますので、ご協力をお願いします。

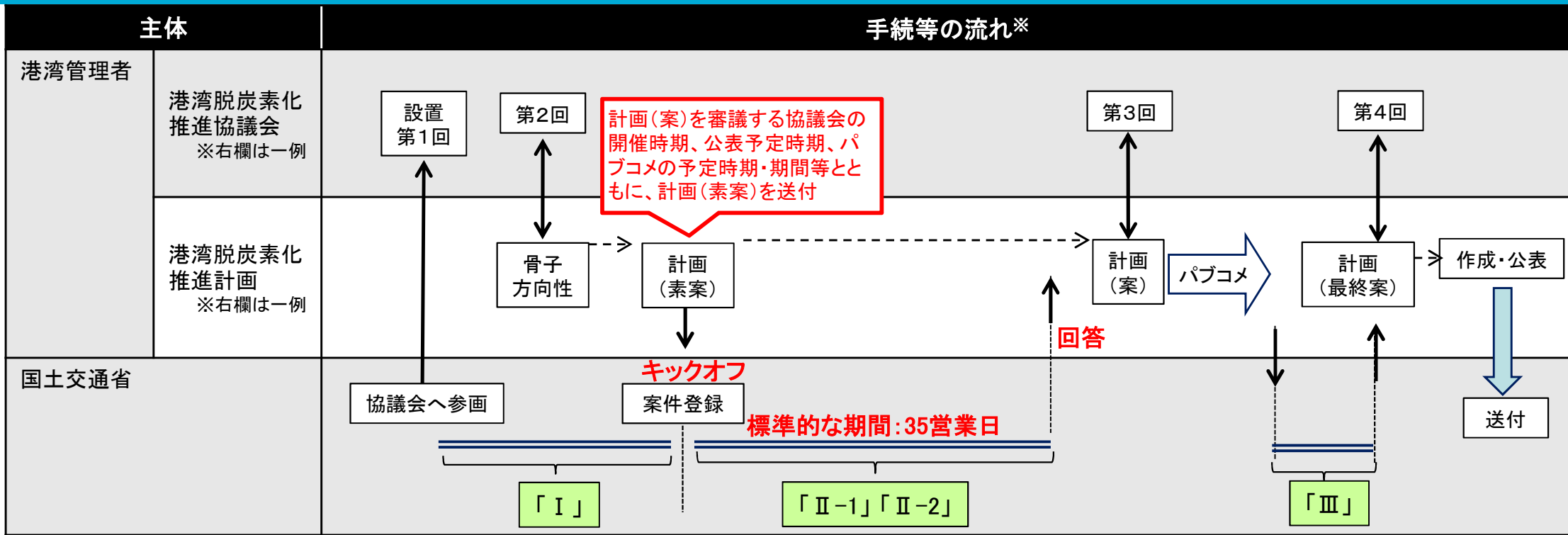
なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

別紙：港湾脱炭素化推進計画の作成手順

【参考】港湾脱炭素化推進計画への国の関与に関する規定

- ・港湾脱炭素化推進計画は基本方針に適合したものでなければならない（法第50条の2第4項）。
- ・国土交通大臣は、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる（港湾法第50条の3第5項）。
- ・国土交通大臣は、港湾脱炭素化推進計画の送付を受けたときは当該港湾管理者に対し必要な助言をすることができる（港湾法第50条の2第10項）。

# 港湾脱炭素化推進計画の作成手順



※今後、手続き等の流れについては、必要に応じて見直しを行う。

「Ⅰ」

## 港湾脱炭素化推進計画の検討段階における調整

○港湾脱炭素化推進協議会(以下、協議会という。)では段階的に検討が進む(例えば、1回目:目標・対象範囲設定、2回目:CO2排出量の推計など)と考えられることから、港湾脱炭素化推進計画(以下、計画という。)が円滑に作成されるよう、港湾管理者と地整等で調整を行う。  
○また、港湾管理者が計画の検討段階におけるとりまとめ・公表を行う場合は、Ⅱ-1及びⅡ-2に準じた対応とする。

「Ⅱ-1」

## 港湾脱炭素化推進計画(案)のとりまとめ段階における調整 (港湾局の政策との整合性について)

○計画(素案)(港湾脱炭素化推進計画作成マニュアルを基にとりまとめられたもの)において、「港湾脱炭素化促進事業」、「将来の構想」及び「脱炭素化に関連する取組」等について、港湾局の政策との整合性の観点から港湾管理者と地整等で調整を行う。

「Ⅱ-2」

## 港湾脱炭素化推進計画(案)のとりまとめ段階における調整 (他の計画等との適合・調和、必要事項の記載の有無等について)

○計画(素案)(港湾脱炭素化推進計画作成マニュアルを基にとりまとめられたもの)について、他の計画等との適合・調和、必要事項の記載の有無等の観点から港湾管理者と地整等で調整を行う。

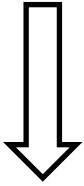
「Ⅲ」

## 港湾脱炭素化推進計画のとりまとめ段階における調整 (パブコメ等を踏まえた変更点について)

○計画(案)からの変更点について、Ⅱ-1及びⅡ-2の視点から港湾管理者と地整等で調整を行う。

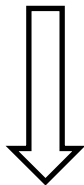
## 九州・沖縄ブロック R6 共通目標検討スケジュール (働き方改革と生産性向上の取り組みの推進)

春季 土木・建築部技術次長・技監会議（5月16日）



- ・各機関における R5 取組事例の情報共有
- ・ R6 共通目標について各機関から提案

春季 土木部長等会議（5月26日）



- ・働き方改革と生産性向上に関する共通目標を1年を通じて議論し R6 共通目標を決定公表することを提案

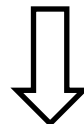
実務者レベル会議



- ・詳細の内容について、実務者レベルで検討

秋季 土木・建築部技術次長・技監会議（7月26日）

実務者レベル会議



- ・ R6 共通目標（案）の決定

秋季 土木部長等会議（11月9日）

- ・ R6 共通目標（案）について、オーソライズ

◆ R6 共通目標は、令和5年度中に公表予定。

# R6 共通目標（案）

## 九州・沖縄ブロック土木部長等会議 合 意 事 項

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける令和6年度の共通目標を以下のとおり定め、当会議メンバー相互が連携し鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおけるR6共通目標》

### ■週休2日工事の「質の向上」に向けて

令和6年4月から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることに伴い、災害復旧工事以外の全ての土木工事<sup>(※1)</sup>を「週休2日工事」の対象<sup>(※2)</sup>とし、今後も、適切な工期設定や経費補正を行い、「休日の量の確保」から「休日の質の向上」を目指す。

1. 月単位での週休2日の実現に向けた取組みを進める。
2. 毎月第4土曜日を統一現場閉所日と設定<sup>(※2)</sup>する。

また、各県が独自で実施している統一現場閉所の取組みを、県内の各機関も推進する。

3. 工事におけるウィークリースタンスの導入に向けた検討を進める。

（継続事項）

◇共通様式で週休2日実施証明書を発行する。

### ■インフラDXの普及・拡大に向けて

1. ICT 活用工事の対象工種<sup>(※3)</sup>の追加

新たに浚渫工(河川)、地盤改良工、付帯構造物設置工の3工種を追加

[今までの対象工種：土工、舗装(新設・修繕)、小規模土工、法面工]

2. BIM/CIM の拡大・推進

九州地方整備局、沖縄総合事務局においては、詳細設計は原則 BIM/CIM を適用することとし、県・政令市においては、今後、導入に向けた検討を進める。

（継続事項）

◇インフラDX 合同研修会(国、県、政令市)を開催する。

◇共通様式でICT 活用証明書を発行する。

◇簡易型 ICT 活用工事(土工)における工事成績加点を実施する。

◇土木工事<sup>(※1)</sup>における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。

◇遠隔臨場活用効果事例集を更新する。

# R6 共通目標（案）

## ■工事関係書類の様式の統一化に向けて

令和 2 年度から実施している工事関係書類の様式の統一化について、九州・沖縄ブロックの全機関の様式を令和 6 年度で統一する。(全 43 様式)<sup>(※4)</sup>

## ■建設業の魅力発信の取組拡大に向けて

(継続事項)

従来の手法に加え SNS 等を活用し、災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力発信の拡充を図る。

※1：原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。

※2：供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間に完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とできる。

※3：工事箇所が点在する等、ICT の活用が有効でない工事は対象外とできる。

※4：各機関固有の取組みのための様式(例えば「県産品の使用状況」等)の使用は妨げないが、簡素化に取り組むこととする。



令和5年3月24日

九州・沖縄ブロック土木部長等会議  
合 意 事 項

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける令和5年度の共通目標を以下のとおり定め、当会議メンバー相互が連携し鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおけるR5共通目標》

■ インフラDXの普及・拡大に向けて

- ◇土木工事※1のうち、発注規模が一定規模以上の工事を「ICT活用工事」の対象※2とする。〔対象工種：土工、舗装(新設・修繕)、小規模土工、法面工〕【新規】
- ◇共通様式でICT活用証明書を発行する。
- ◇簡易型ICT活用工事(土工)における工事成績加点を実施する。
- ◇インフラDX合同研修会(国、県、政令市)を開催する。
- ◇土木工事※1における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。
- ◇遠隔臨場活用効果事例集を更新する。

■ 週休2日工事の普及・拡大に向けて

- ◇災害復旧工事以外の全ての土木工事※1を「週休2日工事」の対象※3とする。
- ◇共通様式で週休2日実施証明書を発行する。
- ◇九州・沖縄ブロックで統一現場閉所日を設定※3する。  
〔令和5年度は、年4回を予定〕  
(4月22日(土), 8月12日(土), 11月11日(土), 1月13日(土))

■ 工事関係書類の様式の統一化に向けて

- ◇土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、工事関係書類の様式の統一化を推進する。※4  
〔現在までに、27種類について統一様式へ移行し運用中〕

■ 建設業の魅力発信の取組拡大に向けて

- ◇災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力発信の拡充を図る。

※1：原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。

※2：工事箇所が点在する等、ICTの活用が有効でない工事は対象外とできる。

※3：供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間に完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とできる。

※4：各機関固有の取組みのための様式(例えば「県産品の使用状況」等)の使用は妨げないが、簡素化に取り組むこととする。